大学機関別認証評価

自己評価書

令和元年6月

国立大学法人徳島大学

国立大学法人徳島大学

目 次

Ι	大学の現状	兄、目的及び特徴 ・・・・・・・	• • •	• •	• •	 • •	•	• •	• •	•	• •		•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	1
П	基準ごとの)自己評価																							
	領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準				 	•			•			•		•	•		•	•		•		•	•	7
	領域 2	内部質保証に関する基準 ・・・・				 	•			•			•		•			•	•		•	•	•	•	1 2
	領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表	に関す	る基	準・	 	•			•			•		•			•	•		•	•	•	•	2 8
	領域4	施設及び設備並びに学生支援に関す	る基準			 	•			•			•		•			•	•		•	•	•	•	3 6
	領域 5	学生の受入に関する基準 ・・・・				 	•			•			•		•	•		•	•		•	•	•	•	4 3
	領域 6	教育課程と学習成果に関する基準				 	•			•			•		•	•		•	•		•	•	•	•	4 9
	耄	有研究上の基本組織																							
		総合科学部				 			•			•	•		•		•		•	•	•				5 0
		医学部				 			•				•		•		•			•	•				6 4
		歯学部				 			•			•			•		•			•	•				8 0
		薬学部				 			•			•			•		•			•	•				9 5
		理工学部				 			•			•			•		•			•	•			1	0 9
		生物資源産業学部				 			•			•			•		•			•	•			1	2 4
		総合科学教育部				 			•			•			•		•			•	•			1	3 6
		医科学教育部				 			•			•			•		•				•			1	5 0
		口腔科学教育部				 			•			•			•		•				•			1	63
		薬科学教育部				 			•			•			•		•				•			1	7 9
		栄養生命科学教育部				 			•								•			•	•			1	9 3
		保健科学教育部				 																		2	0 6
		先端技術科学教育部				 			•						•					•				2	1 9
		総合科学部(H28 学生募集停止)				 			•											•				2	3 4
		工学部(H28 学生募集停止)				 																		2	3 6

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 国立大学法人徳島大学
- (2) 所在地 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	総合科学部、医学部、歯学部、薬学部、理工学部、生物資源産業学部
大学院課程	総合科学教育部、医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部、先端技術科学教育部

(4) 学生数及び教員数(令和元年5月1日現在)

学生数	学部 5, 999 人、大学院 1, 510 人
教員数	専任教員数:679人

2 大学等の目的

【大学(学部、学科)の目的】

徳島大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって 人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。(徳島大学学則第1条第1項)

本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする(<u>徳島大学学則第1条第2項</u>)。

- ・総合科学部は、人文、人間、社会、地域及び情報等の諸科学における専門知識や専門技能及び技術を身につけるとともに、専門分野の融合を図ることで グローバル化する現代社会の諸問題や地域課題を的確に理解し、問題解決に対応し得る実践的な人材の育成を目的とし、人類の福祉と文化の向上に貢献 することをめざす。(<u>徳島大学総合科学部規則第1条の2</u>)
- ・医学部は、医療・栄養・福祉に係る教育・研究・診療を通じて社会に貢献できる人材育成を目的とする。(<u>徳島大学医学部規則第1条の2</u>) 医学科は、基本的な臨床能力及び基礎的な医学研究能力を備え、生涯にわたり医療、教育、保健・福祉活動を通じて社会に貢献し、医学の発展に寄与することができる人材の育成を目的とする。(徳島大学医学部規則第1条の2第2項)

医科栄養学科は、「食律生命」の理念のもとに、医学を基盤とした医科栄養学研究を発展させるとともに、医科栄養学を通じて高度化する医療と健康の維持増進に資することができる人材の育成を目的とする。(徳島大学医学部規則第1条の2第3項)

保健学科は、人間性、科学性及び国際性を基盤に高度化・専門化する医療を支え、保健・医療・福祉において多様化するニーズに対応し、保健学の発展 に寄与することができる人材の育成を目的とする。(徳島大学医学部規則第1条の2第4項)

国立大学法人徳島大学

・歯学部は、口腔と全身の健康に係る教育、研究、診療を通じて、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。(<u>徳島大学歯学部規則第1条の2</u>) 歯学科は、歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を身につけるとともに、医療人として必要な倫理を備えた歯科医師の育成をめざす。(<u>徳</u>島大学歯学部規則第1条の2第2項)

口腔保健学科は、口腔保健及び福祉の専門的立場から健康長寿の推進に貢献し、専門分野の教育、研究及び臨床における指導的役割を担う人材の育成をめざす。(<u>徳島大学歯学部規則第1条の2第3項</u>)

・薬学部は、生命科学を基盤とする薬学を研究・教授することを通して、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な教育と深く医療に関わる使命感と倫理観を持たせる教育を行い、以て、人類の福祉と健康に貢献する人材を育成することを目的とする。(<u>徳島大学薬学部規則第1条の2第1項</u>) 薬学科は、臨床の場で指導的役割を担う高い能力を備えた薬剤師養成のための専門教育を行うことを目的とする。(<u>徳島大学薬学部規則第1条の2第2項</u>)

創製薬科学科は、創薬・製薬に関する高い研究能力や専門的薬学知識を身につけた研究者育成のための専門基礎教育を行うことを目的とする。(<u>徳島大学薬学部規則第1条の2第3項</u>)

- ・理工学部は、自立した一人の人間として社会の中で力強く生きる力(知力、社会・対人関係力、自己制御力)及び社会や世界の諸問題に対する鋭敏な知覚力を有し、科学技術を通じて高い倫理観をもって解決に取り組む能力を修得させることを目的とする。 (<u>徳島大学理工学部規則第2条</u>)
- ・生物資源産業学部は、人類が抱える生物資源と生命の諸問題を理解し、国際的視野に立って解決できる能力を持つ人材を育成することを目的とする。(<u>徳</u>島大学生物資源産業学部規則第2条)

【大学院(研究科、専攻)の目的】

徳島大学大学院(以下「大学院」という。)は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。(徳島大学大学院学則第1条第1項)

大学院は、教育部又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、各教育部規則で定め、公表するものとする。(<u>徳島大学大学院学則第1条第2項</u>)

・総合科学教育部は、持続可能な地域社会を目指して、文化環境・社会環境・自然環境を総合・融合・俯瞰する環境調和型の地域社会づくりに携わる人材 並びに、地域再生・地域創生の担い手となる教育研究者及び専門的実務者を養成することを目的とする。(<u>徳島大学大学院総合科学教育部規則第2条</u>)

- ・医科学教育部は、学際的な医科学教育を通して、生命科学の発展と医学・医療の高度化に対応した生命倫理に関する十分な見識を持ち、科学技術に偏向することのない高度な研究能力と学識を備えるとともに、社会に視野を向け貢献することのできる人間性豊かな研究者及び臨床医を養成し、併せて個性的な研究を推進、結実させ、未来を創る活力を持った大学院として医学の進歩と国民の健康の増進に寄与することを目的とする。(<u>徳島大学大学院医科</u>学教育部規則第1条の2)
- ・口腔科学教育部における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。 (徳島大学大学院口腔科学教育部規則第1条の2)
- (1) 口腔保健学専攻は、口腔保健学を中心とした長寿福祉口腔保健学に関する豊かな専門的知識・技能及び科学的探求心を身につけた、次世代の歯科衛生士教育を担う教育・研究者又は健康長寿社会の実現に貢献する高度専門職業人の養成を目的とする。
- (2) 口腔科学専攻は、口腔科学を中心とした生命科学に関する学術の理論及び応用の教育研究を通して、幅広い科学的基盤を持ち、かつ、専門性に秀でた、教育・研究・臨床並びに歯科行政などの分野で指導的役割を担う人材の養成を目的とする。
- ・薬科学教育部における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。 (徳島大学大学院薬科学教育部規則第1条の2)
- (1) 創薬科学専攻は、創薬科学に関する体系的な教育及び研究指導を通して、広い視野及び国際的に通用する力量を持った創薬・製薬の研究を遂行できる人材の養成を目的とする。
- (2) 薬学専攻は、医療現場に直結した研究指導及び臨床薬剤師としてのリスクマネジメント等の実務実習を通して、最先端の薬物治療を支える研究実践能力を備えた高度な職能を有し、国民の健康増進に寄与する指導的薬剤師及び医療薬学研究者の養成を目的とする。
- ・栄養生命科学教育部は、医療機関や地域社会・産業分野で活躍する高度専門職業人、また教育研究機関で活躍する先端的な教育研究者の養成を目指し、 基礎生命科学から多様な医療関連知識等を含む人間栄養学に関する幅広い教育を行うとともに、社会の要請に対応できる先導的研究を推進し、教育研究 の成果を通じた人材育成及び社会貢献により、栄養学の発展に寄与することを目的とする。(徳島大学大学院栄養生命科学教育部規則第1条の2)
- ・保健科学教育部は、保健科学における実践的かつ実証的な教育研究を通して、生命倫理とチーム医療を尊重し、かつ社会の多様なニーズに応えることのできる人間性豊かな高度専門職業人及び教育・研究者の養成を目指すとともに、社会の要請に貢献する先導的な研究を推進し、保健科学の発展に寄与する。(徳島大学大学院保健科学教育部規則第1条の2)
- ・先端技術科学教育部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。(徳島大学大学院先端技術科学教育部規則第1条の2)

- (1) 豊かな人格と教養並びに自発的意欲を育て、工学の基礎知識を基とした分析力や課題探求・解決能力を備え、社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を持つ技術者・研究者を育成する。
- (2) 工業分野の広角的な教育を実施し、幅広い視点で現代社会に生じている問題の分析力や解決能力を備えた人材を育成する。
- (3) 国際レベルの先進的研究を推進し、豊かで健全な社会の創造に貢献する。
- (4) 地域社会の活力ある発展のために、社会人の再教育、地域企業との共同研究による技術開発を推進する。
- (5) 平和な国際社会を構築するための国際交流を活性化する。

【中期目標「(前文)大学の基本的な目標」】

徳島大学は「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」ことを使命としている。

本学は、理系を中心とする多岐分野が集積した大学としての強みを活かし、高度な研究活動を基盤として「進取の気風」を育む教育と地域の目線に立った社会貢献を基軸にその社会的使命の達成を目指すものである。

■教育

明日を目指す学生の多様な個性を尊重し、学生が志をもって学び、感じ、考え、生涯にわたって学び続ける知と実践にわたる体系的な教育を行い、 優れた専門的能力と、自律して未来社会の諸問題に立ち向かう、進取の気風を身につけた人材を育成する。

■研究

自由な発想を尊重した独創的な研究の推進及びイノベーションを導く社会的要請の強い課題を解決するため、社会総合科学、医学、歯学、薬学、理工学及び生物資源産業学を中心とし、国際社会や地域社会で高く評価される研究成果を発信する拠点の形成とその研究支援体制の強化を行う。

■社会貢献

地域創生及びグローバル化の視点から、地域振興の核となる人材育成を行うとともに、地域ニーズに対応した課題解決事業を組織的に推進する。

■医療

地域医療の中核を担う機関として、生きる力を育む医療の実践と良質な医療人育成を中心とした諸機能を充実させる。

3 特徴

本学の理念は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し向上させ、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」であり、その主な特徴は次のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

- ①教養教育では、一般教養、外国語、基礎基盤などの科目群の他に、グローバル化、イノベーション、汎用的技能、地域科学、医療系基盤の科目群を 用意し、学生に幅広い視野を持ち、俯瞰的に物事を捉え、高い倫理性に裏打ちされた人間性に富む人格の形成を促すとともに、自律して未来社会の諸問 題に立ち向かう「進取の気風」を醸成している。
- ②「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤とした「SIH 道場」を初年次教育から導入するなど、学生の主体的学修、生涯学び続ける能力を身につけさせるため、学部教育への能動学習(アクティブ・ラーニング)の導入を全学的に進めている。
 - ③医学部医科栄養学科(全国唯一)、歯学部口腔保健学科(全国で4つ)、薬学部(四国国立大学唯一)などでは稀少人材を輩出している。
- ④平成28年4月に総合科学部及び工学部を改組し、文系中心の総合科学部、理工融合の理工学部及び生物資源産業学部を設置した。生物資源産業学部では、農学、工学、医学、栄養学及び薬学を融合させた生物資源の開発、応用及び実用化に関する理論と実践を一体化した実学的教育を行い、生物資源の生産と応用に加えて、産業化について専門的な知識と技術も有し、1次産業から製品開発販売に貢献できる人材の養成を目指している。
- ⑤蔵本地区の大学院(医科学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学及び保健科学教育部)では、分野の枠を越えた「教育クラスター」を置き、「医療人育成教育」の実現を目指した教育を実施、また全学で教育部を越えた専攻間共通教育科目(15 科目)を設定、履修可能とするなど、学生が学際的知識を獲得可能な分野横断的教育を実施している。
- ⑥グローバル化社会に対応するため、学部では語学マイレージ・プログラムを導入(生物資源産業学部は令和2年度入学生より)、大学院では各教育部で英語による授業を充実させるともに、全学で生命科学リトリート(公用語は英語)を開催し、英語でのディスカッション及び専門を越えた知識に触れることで、学生にグローバルな視野及び国際社会で活躍するための素養を醸成している。

(2) 研究に関する特徴

総合科学、理工学、生物資源産業学部教員を中核とする「社会産業理工学研究部」、医学、歯学、薬学部教員を中核とする「医歯薬学研究部」の2研究部があるほか、研究所として「先端酵素学研究所」及び「ポストLEDフォトニクス研究所」を設置している。

- ①平成28年度に疾患酵素学研究センター、疾患プロテオゲノム研究センター等を改組・統合して設置された「先端酵素学研究所」は生命科学の一大研究拠点を形成し、独創的な教育研究の発展及び世界トップレベルの研究成果の発信を目指している。
- ②平成30年度に設置された「ポストLEDフォトニクス研究所」は、本学が地域産業界と共にオープンイノベーションで実用化を見据えた次世代光源の開発及び応用研究に取り組んでおり、光が持つ特性を生かした新しい産業創出を目指している。
- ③「徳島大学の理念、目的、目標と基本方針」のうち理念に基づいた目的 MTP (massive transformative purpose) として、1) 人類の健康を守る画期的な医療・福祉を実現するために、成果を論文として発表し、さらに社会に還元するために、様々な医療技術、医療製品、医薬品などを開発すること、2) 人類の問題を解決し、研究成果を社会に迅速に還元し、国際及び地域社会の平和な発展に貢献すること、を掲げ、この実現に向け研究部の分野を越えた

国立大学法人徳島大学

複数研究者からなる分野横断的研究集団「研究クラスター」を組織し、本学の理念実現に貢献できる研究を選定・支援する体制を構築している。

(3) 社会貢献に関する特徴

①多様な人々の生涯にわたる学びに対応し、創造的社会に貢献する人材の輩出とコミュニティの共創を目的とした「人と地域共創センター」を平成31年度に設置し、リカレント・コンシェルジェ、地域人材育成、協働教育(生涯学習、学生・企業人を含めた多様な人材育成)、共創実践、地域共創研究(産官学連携、地域課題解決・価値創造のための教育研究)など、地域を志向した教育・研究・社会貢献を進めることで地域課題の解決と豊かな地域社会の創造を推進することを目指している。

②徳島県委託により大学病院に設置している「徳島県地域医療支援センター」による医師のキャリア形成支援や医師不足や地域偏在などへの対応、地域の防災対策と自然環境の保全の両立に取り組んでいる「環境防災研究センター」など、地域の課題解決に大学を挙げて取り組んでいる。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

科を全国に先駆けて設置(栄養学科からの改組)した。

※届けによる設置のため、事前伺いに関する資料(別添2-1)を根拠資料として添付。

【口腔科学教育部口腔保健学専攻博士後期課程開設(平成27年4月)の経緯】

基準1-1 教育研究	基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること					
	分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄				
分析項目 1 - 1 - 1		・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要				
学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成(学部、学科以外の基本的組織		・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式(別記様式第2号(その1の				
を設置している場合は、その構成)が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上		1)基本計画書)				
で適切なものとなっているこ	<u>-</u> Ł	1-1-1-01_医学部医科栄養学科設置計画の概要(平成 26 年度)				
		1-1-1-02_口腔科学教育部口腔保健学専攻博士後期課程基本計画書(平成 27 年度)				
		1-1-1-03_総合科学部社会総合科学科設置計画の概要(平成 28 年度)				
		1-1-1-04_理工学部理工学科設置計画の概要(平成 28 年度)				
		1-1-1-05_生物資源産業学部生物資源産業学科基本計画書(平成 28 年度)				
		・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の				
		設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料				
		「該当なし」				
【特記事項】						
① 上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できない	と判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。				
分析項目1-1-1	【医学部医科栄養学科開設(平成26年4月)の経緯】					
	2 1 世紀の超高齢社会ではヒトの健康を支える栄養学	が果たす役割は益々大きくなっており、特に病院等の医療現場において医療チームの一員として活躍できる実践的な管理栄養				
	士や、高度な臨床栄養学を学んで世界に羽ばたく栄養学	研究者が望まれているが、わが国の栄養学は農学・生活科学を中心に発展してきたため、医学を基盤とする臨床系の栄養学は				
	欧米に比べ、大きく立ち後れている状況にあった。					
	このことから、従来の栄養学科の科目に徳島大学附属	病院における臨床栄養系の講義及び実習(必修科目)を加えるなど臨床系栄養学教育の重点化を図り、「「食律生命」の理念の				

もとに、医学を基盤とした医科栄養学研究を発展させるとともに、医科栄養学を通じて高度化する医療と健康の維持増進に資することができる人材の育成」を目的とする医科栄養学

持続可能な長寿社会実現のため、高齢者及び高齢社会全般に関わる諸課題を研究し、実践的に解決するジェロントロジー(老年学)の展開が求められている。歯科医学分野におい

- 7 -

ても近年の社会構造、生活環境の変化により疾病構造は著しく変化しており、乳幼児期から高齢期まで心身ともに健やかに生き抜くことを希求する小児歯科口腔保健への要望の高度 化や高齢者の増加に伴う全身疾患を持つ歯科患者の増加など、歯科医療における安全性確保の重要性は日増しに高まっている。

国民の多様かつ高度な保健・医療・福祉ニーズに応えて良質なサービスを提供できる人材養成に関わる教育及び先端的かつ国際的な研究の推進に資することを目的として、栄養学・ 社会福祉学領域を包含した口腔保健学を基盤とし、予防・ケア・生活科学を融合した長寿福祉口腔保健学の学際領域の教育・研究を自ら構築し展開できる人材を養成するため、口腔 保健学専攻(博士後期課程)を設置した。

【総合科学部社会総合科学科開設(平成28年4月)の経緯】

人口の減少が進み、地域経済が停滞している地域にあっては、地域社会の課題を的確に把握でき、公共政策的・地域科学的視点やICT技術などを利用して「まちづくり・地域づくり」に貢献できるマネジメント能力に優れた人材、健康社会づくりに寄与できる指導者、「地域のグローバル化」に対応できる人材の養成が急務となっている。

人文·人間·社会·地域·情報等の諸科学における専門知識や専門技能、技術を身につけるとともに、専門分野の融合を図ることでグローバル化する現代社会の諸問題や地域課題を的確に理解し、問題解決に対応し得る実践的な人材を養成するため、旧総合科学部と工学部を一体的に再編し、旧総合科学部人間文化学科を中核とする1学科(社会総合科学科)4コースから構成される総合科学部を設置した。

※届けによる設置のため、事前伺いに関する資料(別添2-1)を根拠資料として添付。

【理工学部理工学科開設(平成28年4月)の経緯】

教育再生実行会議は「これからの大学教育等の在り方について」(第三次提言)において、教育の質保証、グローバル人材育成、世界にイノベーションを起こす理工系人材育成等の積極 的推進を指摘し、「理工」という融合分野の改革を提言している。また、日本経済団体連合会からも「理工系人材育成戦略の策定に向けて」(平成 26 年 2 月 18 日)という政策提言の中で、理 工系人材育成を国家の重要戦略として推進すべきとの指摘も出ている。

現代及び将来の社会において、基礎科学の素養を基盤とした専門教育を十分に受け、新しい技術開発に対して理と工のそれぞれ多様なバランスをもって柔軟性と創造性を発揮し、イノベーションを創出できる人材を養成するため、旧総合科学部と工学部を一体的に再編し、旧総合科学部総合理数学科及び工学部6学科を基盤とする1学科(理工学科)6コースから構成される理工学部へと改組した。

※届けによる設置のため、事前伺いに関する資料(別添2-1)を根拠資料として添付。

【生物資源産業学部生物資源産業学科開設(平成28年4月)の経緯】

我が国の政策課題である「高機能・高付加価値農林水産物の開発」を推進し、1次産業を地域活性化のエンジンとして育成するためには、工学的アプローチを導入した革新的な技術による生物資源増産の効率化と新たな高付加価値製品の創出だけでなく、医学、栄養学及び薬学の観点からの画期的な機能食品開発や生物資源を利用した創薬等の新たな付加価値創出と、その製品化・起業化・産業化を進める必要がある。

植物工場に代表される生産管理システム、バイオ技術を用いた品種改良法等の技術に加え、1次産品の加工や高機能化から販売、さらに起業化・産業化までの総合的な教育を行い、バイオ技術者だけでなく、時代に即応しうる1次産業後継者や地域経済を活性化し世界を牽引するグローカルリーダー、さらには、食品や医薬に関する起業家・産業人を目指す人材を育成するため、旧総合科学部と工学部を一体的に再編し、工学部生物工学科及び旧総合科学部の関連分野を基盤とする生物資源産業学部を新設した。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- ①当該基準を満たす
- □ ②当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

特になし

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること					
分析項目に係る根拠資料・データ欄					
・認証評価共通基礎データ様式					
認証評価共通様式(様式1)					
1-2-1-01_教授候補者の公募について(大学院医歯薬学研究部・臨床薬学実務教育学分野)					
・教員の年齢別・性別内訳(別紙様式1-2-2)					
1−2−2_教員の年齢別・性別内訳					

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目1-2-1

薬学部薬学科の臨床薬学実務教育学分野において、教授1名が平成30年12月31日付けで自己都合退職したことにより、当該学科の設置基準教員(教授)数を下回る状況となった。平成31年4月には後任補充のための公募を開始(公募期間約2ヶ月)し、選考手続を経てできる限り早い時期の採用をめざして、補充計画を進めている(根拠資料1-2-1-01)。なお、当該教授が担当していた授業等については、臨床薬学実務教育学分野の他の教員数名及び非常勤講師で分担するなどにより対応し、教育の質保証に努めている。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組1-2-A

・男女共同参画を推進する「AWAサポートセンター」では、女性研究者支援の取組のほか女性研究者登用プロジェクトを実施しており、女性研究者の上位職への登用を推進している。(根拠資料 1-2-A_女性研究者登用プロジェクト実績)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

□ ①当該基準を満たす

■ ②当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・男女共同参画を推進する「AWAサポートセンター」では、女性研究者支援の取組のほか女性研究者登用プロジェクトを実施しており、女性研究者の上位職への登用を推進している。 プロジェクト創設以降(平成26年度~平成31年度(令和元年度))、18名を上位職へ登用している。

改善を要する事項

・薬学部薬学科の臨床薬学実務教育学分野における教員補充を行い、設置基準教員数(教授)数を満たす必要がある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること					
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄				
分析項目 1 - 3 - 1	・組織体制が確認できる規定類(学則、運営組織規定)				
教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっているこ	1-3-1-01_組織図				
٤	1-3-1-02_学則 第2条、第3条、第3条の2、第9条				
	1-3-1-03_大学院学則 第 2 条、第 3 条				
	・責任体制が確認できる規定類(学則、運営組織規定)				
	1-3-1-04_徳島大学規則 第 12 条、第 13 条、第 22 条-第 24 条				
	1-3-1-05_職制に関する規則 第3条-第8条の2、第10条				
	1-3-1-06_役員規則				
	1-3-1-07_理事及び徳島大学副学長の職務分担				
	1-3-1-08_副学長等に関する規則				
	・責任者の氏名が分かる資料				
	1-3-1-09_役職員等名簿				
	・教員組織と教育組織の対応表(別紙様式1-3-1)				
	1-3-1_教員組織と教育組織の対応表				
	1-3-1-10_教員組織の編成等に関する規則 第8条				
	1-3-1-11_教員組織と教育組織の対応イメージ				
分析項目 1 - 3 - 2	・教授会等の組織構成図、運営規定等				
教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているこ	1-3-2-01_教授会通則 第 3 条				

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組1-3-A

・平成 28 年度の総合科学部、理工学部、生物資源産業学部の設置に関連し、平成 29 年 4 月に教員組織として社会産業理工学研究部を設置した。平成 27 年度 4 月に設置された医歯薬学研究部と併せ全学として教育一研究一教員分離の体制が整った(根拠資料 1-3-1-11)。本体制により従来の学部、大学院教育部の垣根に妨げられることなく、時代変化に柔軟に対応して教育内容の変更および授業担当教員の配置を可能としている。この体制を活用し、生命科学系の大学院(医科学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学及び保健科学教育部)では、分野の枠を越えた「教育クラスター」を置き、「医療人育成教育」の実現を目指した教育を実施、また全学で教育部を越えた専攻間共通教育科目(15 科目)を設定、履修可能とするなど、学生が学際的知識を獲得可能な分野横断的教育を実施している。さらに、現在、生物資源産業学部、理工学部及び総合科学部の完成(平成 31 年度)を見据えた大学院改革構想を進め、異分野融合を目的として総合科学教育部及び先端技術科学教育部を再編統合した 1 研究科となる「創成科学研究科(仮称)」(修士課程)の令和 2 年度の開設に向け手続を進めている。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- ①当該基準を満たす
- □ ②当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・教育一研究ー教員分離体制を有効に活用し、学部、教育部の枠を越えた「教育クラスター」を置き、分野の枠にとらわれない教員集団による教育を実施、また全学で教育部を越えた専攻間共通教育科目を設定 し、異分野の教員が共同で学際分野の教育に当たるなど、時代変化に対応した教育内容の柔軟な変更およびそれに伴う授業担当教員の円滑な配置が可能な体制を構築している。

改善を要する事項

特になし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること					
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄				
分析項目 2 1 1	・明文化された規定類				
大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、	2-1-1-01_内部質保証方針				
向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下、「機関別内部質保証体制」という。)	・内部質保証に係る責任体制等一覧(別紙様式2-1-1)				
を整備していること	2-1-1_内部質保証に係る責任体制一覧				
	2-1-1-02_役員会規則				
	2-1-1-03_教育研究評議会規則				
	2-1-1-04_自己点検・評価委員会規則				
	(再掲) <u>2-1-1-01_内部質保証方針</u>				
分析項目 2 - 1 - 2	・明文化された規定類				
それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証	2-1-2-01_教育の内部質保証に関する方針				
の体制が整備されていること	2-1-2-02_教育の内部質保証に関する方針の実施に関するガイドライン				
	2-1-2-03_大学院における教育の内部質保証に関する方針				
	2-1-2-04_大学院における教育の内部質保証に関する方針の実施に関するガイドライン				
	2-1-2-05_大学教育委員会規則				
	2-1-2-06_総合科学部教育プログラム評価委員会規則				
	2-1-2-07_医学部医学科教育プログラム評価委員会規則				
	2-1-2-08_医学部医科栄養学科教育プログラム評価委員会規則				
	2-1-2-09_医学部保健学科教育プログラム評価委員会規則				
	2-1-2-10_歯学部教育プログラム評価委員会規則				

	2-1-2-11_薬学部薬学科教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-12_薬学部創製薬科学科教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-13_理工学部理工学科教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-14_生物資源産業学部教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-15_総合科学教育部教育プログラム評価委員会規則
	2−1−2−16_医科学教育部教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-17_口腔科学教育部教育プログラム評価委員会規則
	2−1−2−18_薬科学教育部博士課程教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-19_薬科学教育部博士前期課程教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-20_薬科学教育部博士後期課程教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-21_栄養生命科学教育部教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-22_保健科学教育部教育プログラム評価委員会規則
	2-1-2-23_先端技術科学教育部教育プログラム評価委員会規則
	・教育研究上の基本組織一覧 (別紙様式2-1-2)
	2-1-2_教育研究上の基本組織一覧
分析項目2-1-3	・明文化された規定類
施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体	(再掲) <u>2−1−1−01_内部質保証方針</u>
制を整備していること	2-1-3-01_施設・環境委員会規則
	2-1-3-02_施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項
	2-1-3-03_附属図書館運営委員会規則
	2-1-3-04_附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項
	2-1-3-05_情報戦略室規則
	2-1-3-06_I C T環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項

	2-1-3-07_学生委員会規	
	2-1-3-08_学生支援の内	部質保証に関する自己点検・評価実施要項
	2-1-3-09_国際交流委員:	会規則
	2-1-3-10_留学生支援の	内部質保証に関する自己点検・評価要項
	2-1-3-11_入学試験委員	<u>会規則</u>
	2-1-3-12_入学者選抜の	内部質保証に関する自己点検・評価要項
	・質保証について責任をも	つ体制への構成員等の一覧(別紙様式2-1-3)
	2-1-3_質保証について	<u>賃任をもつ体制への構成員等の一覧</u>
	2-1-3-13_施設・環境委	曼会名簿
	2-1-3-14_附属図書館運	<u>营委員会名簿</u>
	2-1-3-15_情報戦略室名	
	2-1-3-16_学生委員会名:	
	2-1-3-17_国際交流委員:	<u>会名簿</u>
	2-1-3-18_入学試験委員	会名簿
【特記事項】	<u> </u>	
① 上記の各分析項目のう	うち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該	↑析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目2-1-2	「根拠資料 2-1-2-01_教育の内部質保証に関する方針」および「根拠資料 2-1-2-02	_教育の内部質保証に関する方針の実施に関するガイドライン」中にある"学位プログラム"とは
	最終的に学位取得に至る各教育課程を意味している。	
②この基準の内容に関して、		- る際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
	・特になし	
【基準に係る判断】 以上の		
■ 当該基準を満たす		
	tal.	
		

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

・特になし

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること					
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄				
分析項目 2 - 2 - 1	・明文化された規定類				
それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順	(再掲) 2-1-2-01_教育の内部質保証に関する方針				
を有していること	(再掲) <u>2-1-2-02_教育の内部質保証に関する方針の実施に関するガイドライン</u>				
(1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること	(再掲) <u>2-1-2-03_大学院における教育の内部質保証に関する方針</u>				
(2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められ	(再掲) 2-1-2-04_大学院における教育の内部質保証に関する方針の実施に関するガイドライン				
ていること	(再掲) <u>2-1-2-05_大学教育委員会規則</u>				
(3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること					
分析項目2-2-2	・明文化された規定類				
教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが	(再掲) <u>2-1-2-05_大学教育委員会規則</u>				
定められていること	(再掲) <u>2-1-2-06_総合科学部教育プログラム評価委員会規則</u>				
	2-2-2-01_総合科学部教育プログラム評価・改善実施手順				
	(再掲) <u>2-1-2-07_医学部医学科教育プログラム評価委員会規則</u>				
	2-2-2-02_医学部医学科教育プログラム評価・改善実施手順				
	(再掲) <u>2-1-2-08_医学部医科栄養学科教育プログラム評価委員会規則</u>				
	2-2-2-03_医学部医科栄養学科教育プログラム評価・改善実施手順				
	(再掲)2-1-2-09_医学部保健学科教育プログラム評価委員会規則				

2-2-2-04_医学部保健学科教育プログラム評価・改善実施手順

(再掲) 2-1-2-10_歯学部教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-05_歯学部教育プログラム評価・改善実施手順

(再掲) 2-1-2-11_薬学部薬学科教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-06_薬学部薬学科教育プログラム評価・改善に係る実施手順

(再掲)2-1-2-12_薬学部創製薬科学科教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-07_薬学部創製薬科学科教育プログラム評価・改善に係る実施手順

(再掲) 2-1-2-13_理工学部理工学科教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-08_理工学部理工学科教育プログラム評価・改善実施手順

(再掲) 2-1-2-14_生物資源産業学部教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-09_生物資源産業学部教育プログラム評価・改善実施手順

(再掲) 2-1-2-15_総合科学教育部教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-10 総合科学教育部の教育プログラム評価・改善実施手順

(再掲) 2-1-2-16_医科学教育部教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-11_医科学教育部教育プログラム評価・改善実施手順

(再掲) 2-1-2-17 口腔科学教育部教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-12_口腔科学教育部教育プログラム評価・改善実施手順

(再掲) 2-1-2-18_薬科学教育部博士課程教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-13 薬科学教育部博士課程教育プログラム評価・改善に係る実施手順

(再掲) 2-1-2-19_薬科学教育部博士前期課程教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-14_薬科学教育部博士前期課程教育プログラム評価・改善に係る実施手順

(再掲) 2-1-2-20 薬科学教育部博士後期課程教育プログラム評価委員会規則

2-2-2-15 薬科学教育部博士後期課程教育プログラム評価・改善に係る実施手順

	(再掲) <u>2-1-2-21_栄養生命科学教育部教育プログラム評価委員会規則</u>
	2-2-2-16_栄養生命科学教育部教育プログラム評価・改善実施手順
	(再掲)2-1-2-22_保健科学教育部教育プログラム評価委員会規則
	2-2-2-17_保健科学教育部教育プログラム評価・改善実施手順
	(再掲)2−1−2−23_先端技術科学教育部教育プログラム評価委員会規則
	2-2-2-18_先端技術科学教育部教育プログラム評価・改善実施手順
	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-2)
	2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧
分析項目2-2-3	・明文化された規定類
施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に	(再掲)2-1-3-02_施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項
定められていること	(再掲)2-1-3-04_附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項
	(再掲) <u>2-1-3-06_ICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項</u>
	(再掲) <u>2-1-3-08_学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</u>
	(再掲)2-1-3-10_留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項
	(再掲)2-1-3-12_入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-3)
	2−2−3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧
分析項目2-2-4	・明文化された規定類
機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了	2-2-4-01_教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要
生)の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-2-4-02_学生の学修に関する実態調査報告書(抜粋)
	2-2-4-03_施設の管理運営に関する規則 第9条
	2-2-4-04_附属図書館の理念・目標と評価指標 3号
	2-2-4-05_高等教育研究センター学生支援部門学生生活支援室及び学生参画推進室規則 第2条
<u> </u>	

2-2-4-06 学部生学生生活実態調査報告書(抜粋) 2-2-4-07 大学院生生活実態調査報告書(抜粋) 2-2-4-08 高等教育研究センターアドミッション部門会議規則 第2条第1項 (再掲) 2-1-3-02 施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-04 附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 (再掲) 2-1-3-06_ICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-08_学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 (再掲) 2-1-3-10_留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-12_入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項 ・意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式2-2-4) 2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧 分析項目2-2-5 ・明文化された規定類 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履 (再掲) 2-1-1-01 内部質保証方針 行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による (再掲)2-1-2-02 教育の内部質保証に関する方針の実施に関するガイドライン 意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえ (再掲) 2-1-3-02 施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項 た対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること (再掲) 2-1-3-04_附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 (再掲) 2-1-3-06_ I CT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-08 学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 (再掲) 2-1-3-10_留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-12 入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項 検討、立案、提案の責任主体一覧(別紙様式2-2-5) 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧 分析項目2-2-6 ・明文化された規定類

国立大学法人徳島大学 領域2

機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められている。 (再掲) 2-1-1-01 内部質保証方針 こと (再掲) 2-1-2-01 教育の内部質保証に関する方針 (再掲) 2-1-2-02 教育の内部質保証に関する方針の実施に関するガイドライン (再掲) 2-1-2-03 大学院における教育の内部質保証に関する方針 (再掲) 2-1-2-04 大学院における教育の内部質保証に関する方針の実施に関するガイドライン (再掲) 2-1-3-02_施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-04_附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 (再掲) 2-1-3-06 Ⅰ CT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-08_学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 (再掲) 2-1-3-10 留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-12_入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項 ・実施の責任主体一覧(別紙様式2-2-6) 2-2-6 実施の責任主体一覧 分析項目2-2-7 ・明文化された規定類 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、そ (再掲) 2-1-1-01 内部質保証方針 の進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること (再掲) 2-1-3-02_施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-04_附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 (再掲) 2-1-3-06 ICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-08_学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 (再掲) 2-1-3-10_留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項 (再掲) 2-1-3-12_入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

国立大学法人徳島大学 領域2

分析項目2-2-2	「(1)学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること」の点検・評価は大学教育委員会において全学的に行っている。				
分析項目2-2-4 機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等)から意見を聴取し、点検・評価及び改善に活用している。特に、					
	とした意見聴取については、学修成果に関するアンケートを3年に1度程度、また学生生活に関するアンケートを毎年度(学部学生、大学院学生を隔年で)と定期的に実施し、点検・				
	評価及び改善の取組につなげている。今後、さらに実効性のあるものとするため、アンケート調査の方法等について見直し・改善を図る予定としている。				
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。					
	・特になし				

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

・関係者から意見を聴取する取組を各種実施しているが、実施目的等を明確にした取り決めがないことから、規定類の整備を進める必要がある。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2 - 3 - 1	・計画等の進捗状況一覧(別紙様式2-3-1)
自己点検・評価の結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、	2-3-1_計画等の進捗状況一覧
会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した	
第三者評価の結果を含む)を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画	
された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されているこ	
と、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	
分析項目 2 - 3 - 2	・該当する報告書等

機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析 2-3-2-01 教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査報告書 する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること(より望まし 2-3-2-02 大学院生生活実態調査報告書 い取組として分析) 2-3-2-03 学部生学生生活実態調査報告書 2-3-2-04 学生の学修に関する実態調査報告書(ラーニングライフ) 2-3-2-05 組織評価実施要領等 分析項目2-3-3 該当する報告書等 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、 (再掲) 2-3-2-01_教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査報告書 継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っ (再掲) 2-3-2-02 大学院生生活実態調査報告書 ていること (より望ましい取組として分析) (再掲) 2-3-2-03 学部生学生生活実態調査報告書 (再掲) 2-3-2-04_学生の学修に関する実態調査報告書(ラーニングライフ) 2-3-3-01 ラーニングライフ調査結果に係る対応計画進捗状況 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書と することができる。 2-3-3-02 教育について考え提案する学生・教職員専門委員会規則 2-3-3-03 正課外における学生の英語学習支援について 分析項目2-3-4 ・該当する第三者による検証等の報告書 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会 2-3-4-01 医学教育分野別評価 評価報告書(最終版) 的信頼が一層向上している状況にあること(より望ましい取組として分析) 2-3-4-02_薬学教育評価 評価報告書 2-3-4-03_JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学部理工学科応用化学システムコース) 2-3-4-04 JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学部理工学科社会基盤デザインコース) 2-3-4-05 JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学部理工学科電気電子システムコース) 2-3-4-06_JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(旧工学部光応用工学科) 2-3-4-07 JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(旧工学部生物工学科)

2-3-4-08_理工学部の教育・研究・社会活動の外部評価報告書

2-3-4-09 国際センター外部評価報告書

2-3-4-10_情報センター I SMS情報

2-3-4-11_情報センター評価報告書

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組2-3-A

・分野別認証評価など第三者評価を機関別内部質保証に積極的に活用しており、平成 30 年度は新たに、医学部において医学教育分野別評価(日本医学教育評価機構)を、薬学部において薬学教育評価(薬学教育評価機構)を受審し、いずれの学部においても各評価の基準に適合との認定を得た。

(再掲) 2-3-4-01_医学教育分野別評価 評価報告書(最終版)

(再掲) 2-3-4-02 薬学教育評価 評価報告書

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・分野別認証評価など第三者評価を機関別内部質保証に積極的に活用している。

改善を要する事項

特になし

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2-4-1	・明文化された規定類

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること

(再掲) 2-1-1-02_役員会規則

(再掲) 2-1-1-03_教育研究評議会規則

2-4-1-01_学部等設置準備委員会規則【廃止済】

2-4-1-02 大学院研究科設置検討委員会設置要領

・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料

2-4-1-03_役員会及び教育研究評議会議事要録(抜粋)(非公表)

2-4-1-04_学部等設置準備委員会議事要旨(非公表)

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目2-4-1

学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止については、役員会の所掌事項として定め審議を行っている。

平成 28 年度の学部新設・改組にあたっては、学部等設置準備委員会を設置し検討を進め、生物資源産業学部及び理工学部の設置並びに総合科学部の改組を行った。これら新設・改組学部を基盤とする大学院(修士課程)を令和2年度に設置予定であり、学長を委員長とする設置検討委員会を設置し検討を進め、現在、設置審査手続中である。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組2-4-A

・平成 28 年度の学部新設・改組にあたっては、学内での検討に加え、経営協議会学外委員からの提言を踏まえ、生物資源産業学部及び理工学部の設置並びに総合科学部の改組を行

った。 2-4-A 経営協議会学外委員からの提言に対する対応状況

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・平成 28 年度の学部新設・改組にあたっては、学内での検討に加え、経営協議会学外委員からの提言を踏まえ、生物資源産業学部及び理工学部の設置並びに総合科学部の改組を行った。

現在、生物資源産業学部、理工学部及び総合科学部の完成(平成 31 年度)を見据えた大学院改革構想を進め、総合科学教育部及び先端技術科学教育部を再編統合した 1 研究科となる「創成科学研究科(仮称)」 (修士課程)の令和 2 年度の開設に向け手続を進めている。

改善を要する事項

・特になし

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-5-1	・明文化された規定類
教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実	2-5-1-01_全学人事委員会規則(非公表)_
績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させてい	2-5-1-02_教員選考の基本方針(非公表)_
ること	2-5-1-03_「国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針」に関する申合せ(非公表)
	2-5-1-04_教員選考基準(非公表)_
	2-5-1-05_教授(特任教授)選考に係る手続きについて(非公表)_
	・教員の採用・昇任の状況(過去5年分)(別紙様式2-5-1)
	2-5-1_教員の採用・昇任の状況
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料
	・大学院課程における教育研究上の指導能力(専門職学位課程にあっては教育上の指導能力)に関する評価の実施状況が確
	認できる資料
	2-5-1-06_公募要領等作成例(非公表)
	2-5-1-07_選定報告書(教授会資料)(非公表)_
分析項目2-5-2	・明文化された規定類
教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している	2-5-2-01_教員業績評価・処遇制度の導入について(非公表)
こと	・教員業績評価の実施状況(別紙様式2-5-2)
	2-5-2_教員業績評価の実施状況
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料(実施要項、業績評価結果の報告書等)

国立大学法人徳島大学 領域2

	2-5-2-02_教員業績評価データの収集・評価(流れ図)(非公表)
	2-5-2-03_教員業績評価の実施通知・実施要領(平成 29 年度分)(非公表)
	2-5-2-04_教員業績評価実施状況(平成 29 年度分)(非公表)
	2-5-2-05_教員業績評価の実施通知・実施要領(平成 28 年度分)(非公表)
	2-5-2-06_教員業績評価実施状況(平成 28 年度分)(非公表)
	2-5-2-07_教員業績評価の実施通知・実施要領(平成 27 年度分)(非公表)
	2-5-2-08_教員業績評価実施状況(平成 27 年度分)(非公表)
分析項目2-5-3	・反映される規定がある場合は明文化された規定類
評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	2-5-3-01_教員業績評価による処遇方針(非公表)
	2-5-3-02_教員業績評価と処遇の関係(流れ図)(非公表)_
	・評価結果に基づく取組(別紙様式2-5-3)
	2-5-3_評価結果に基づく取組
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料(業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報
	告書等)
	(再掲) <u>2-5-3-01_教員業績評価による処遇方針(非公表)</u>
	2-5-3-03_教員業績審査委員会議事要旨(平成 30 年度)(非公表)
	2-5-3-04_教員業績審査委員会議事要旨(平成 29 年度)(非公表)
	2-5-3-05_教員業績審査委員会議事要旨(平成 28 年度)(非公表)
分析項目 2 - 5 - 4	・FDの内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式2-5-4)
授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)	2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧
を組織的に実施していること	

分析項目2-5-5

教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること

・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料

(再掲) 1-3-1-01_組織図

2-5-5-01_事務局事務分掌細則 第 9-11 条

2-5-5-02 常三島事務部事務分掌細則 第2条2項、第3条第4項、第4条第2項

2-5-5-03_蔵本事務部事務分掌細則 第3条、第4項第2項、第5条第2項

教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料

2-5-5-04_技術支援部規則

2-5-5-05_事務局事務分掌細則 第 18 条

・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料

2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧

·教育支援者、教育補助者一覧(別紙様式2-5-5)

(再掲)2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧

分析項目2-5-6

教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に 応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式2-5-6)

2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧

・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料

2-5-6-01_総合科学教育部 TA 実施要項

2-5-6-02_医科学教育部 TA 実施要項

2-5-6-03_口腔科学教育部 TA 実施要項

2-5-6-04_薬科学教育部 TA 実施要項

2-5-6-05_栄養生命科学教育部 TA 実施要項

2-5-6-06_保健科学教育部 TA 実施要項

2-5-6-07 先端技術科学教育部 TA 実施要項

2-5-6-08 TA 研修会報告書

国立大学法人徳島大学 領域2

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、	、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目2-5-6	TAの採用にあたっては、指導教員(主任教授を含む。)の了解の下、授業担当教員の指示を受けて、学部又は教育部の学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習、演習
	等の学習指導補助業務を行うこととしている。平成30年度には、教授法や授業評価などに関する知識・技能を習得させるための全学的な研修会を実施している。
②この基準の内容に関して、	、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
	・特になし
【基準に係る判断】 以上の	D分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック ■)
■ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取れ	ALL
・特になし	
改善を要する事項	
特になし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
}析項目3−1−1	・直近年度の財務諸表	
毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	3-1-1-01_財務諸表 (平成 30 事業年度)	
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書	
	3-1-1-02_監査報告書(平成 30 事業年度)	
}析項目3-1-2	・予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料(別紙様式3-1-2)	
教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-2_予算・決算の状況	
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類	
	3-1-2-01_乖離・経常損失の理由	
【特記事項】		
上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できな	いと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・特になし	・特になし	
この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組に	おける個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
・特になし	・特になし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	。(該当する□欄をチェック■)	
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
憂れた成果が確認できる取組		
・「特になし」		
女善を要する事項		
・「特になし」		

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能している	ること
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目3-2-1	・管理運営のための組織(法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動
大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む)の設置、構成等が確認できる資料(根拠となる規定を含む。)
	(再掲) <u>1-3-1-01_組織図</u>
	(再掲) <u>2-1-1-02_役員会規則</u>
	(再掲) <u>2-1-1-03_教育研究評議会規則</u>
	3-2-1-01_経営協議会規則
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料
	該当なし
	・役職者の名簿
	(再掲) <u>1-3-1-09_役職員等名簿</u>
分析項目3-2-2	・法令遵守事項一覧 (別紙様式3-2-2)
法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	3-2-2_法令遵守事項一覧及び危機管理体制等一覧
	3-2-2-01_情報公開取扱規則 第 3-5 条
	3-2-2-02_個人情報開示等取扱規則 第 3 条、第 4 条
	3-2-2-03_情報公開に関する開示・不開示の審査基準
	3-2-2-04_個人情報の開示決定等に係る審査基準
	3-2-2-05_保有個人情報の保護に関する規則 第 3-6 条
	3-2-2-06_特定個人情報等の取扱いの基本方針
	3-2-2-07_特定個人情報等取扱規則
	3-2-2-08_情報公開・個人情報保護委員会規則
	3-2-2-09_公益通報の取扱い等に関する規則 第3条、第4条
	3-2-2-10_人権の擁護等に関する規則 第 4-10 条
	3-2-2-11_障がいを理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領
	3-2-2-12_人権委員会規則
	3-2-2-13_安全保障輸出管理規則 第 5-8 条
	3-2-2-14_人を対象とする研究に関する管理規則 第 3-5 条
	3-2-2-15_ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規則 第 3-6 条

		3-2-2-16_遺伝子組換え実験安全管理規則 第 3-5 条
		3-2-2-17_遺伝子組換え実験安全管理委員会規則
		3-2-2-18_臨床研究の実施に関する規則
		3-2-2-19_臨床研究審查委員会規則
		3-2-2-20_徳島大学動物実験管理規則 第 5-6 条の 2
		3-2-2-21_動物実験委員会規則
		・危機管理体制等一覧 (別紙様式3-2-2)
		3-2-2_法令遵守事項一覧及び危機管理体制等一覧
		<u>3-2-2-22_危機管理規則 第3条、第4条</u>
		3-2-2-23_防火・防災管理規則
		3-2-2-24_情報セキュリティ管理規則 第 4-7 条
		3-2-2-25_公的研究費の取扱いに関する規則 第 4-6 条
		3-2-2-26_研究活動上の不正行為への対応等に関する規則 第5-7条
【特記事項】		
① 上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できない	と判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
	・特になし	
② この基準の内容に関し	て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組にお	ける個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
	・特になし	
【基準に係る判断】 以上の	」 D分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない	A	
優れた成果が確認できる取締	il i	
・「特になし」		
改善を要する事項		
・「特になし」		
<u> </u>		

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-3-1	・根拠となる規定類
管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	3-3-1-01_事務組織規則
	・事務組織の組織図
	(再掲) <u>1-3-1-01_組織図</u>
	・事務組織一覧(部署ごとの人数(分析項目2-5—6教育支援者を含む。))(別紙様式3-3-1)
	<u>3-3-1_事務組織一覧</u>
【性記車值】	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

・特になし

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの	D者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-4-1	・教職協働の状況 (別紙様式3-4-1)
教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	3-4-1_教職協働の状況
	3-4-1-01_教育研究評議会規則 第3条
	<u>3-4-1-02_教育研究評議会名簿</u>
	3-4-1-03_大学教育委員会規則 第3条

3-4-1-04 入学試験委員会規則 第3条 3-4-1-05 学生委員会規則 第3条 3-4-1-06 国際交流委員会規則 第3条 3-4-1-07 情報戦略室規則 第 4 条 (再掲) 2-1-3-15 情報戦略室名簿 3-4-1-08 施設•環境委員会規則 第3条 3-4-1-09 自己点検·評価委員会規則 第 3 条 分析項目3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式3-4-2) 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロ 3-4-2_SD の内容・方法及び実施状況一覧 ップメント(SD)を実施していること 【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 特になし ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 活動取組3-4-A 四国地区の35の国公私立大学・専門職大学・短期大学(四国地区に一部の学部等を置く大学を含む)及び高等専門学校によって構成される「四国地区大学教職員能力開発ネットワ ーク」(SPOD)では、質の高い教育を提供するため、加盟校が協力・連携して、教職員の能力開発(FD・SD)に務めている。本学も、4県に位置する「ネットワークコア校」 の1校として参画するとともに、教職員に研修会等への積極的な参加を促すなど教職員の資質の向上に取り組んでいる。 3-4-A_四国地区大学教職員能力開発ネットワーク 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・四国地区の35国公私立大学等で構成される「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」(SPOD)のコア校の1校として参画し、教職員の資質の向上に取り組んでいる。

改善を要する事項

特になし

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-5-1	・監事に関する規定
監事が適切な役割を果たしていること	<u>3-5-1-01_監事監査規則</u>
	3-5-1-02_監事監査細則
	<u>3-5-1-03_監事会規則</u>
	・監事による監査の実施状況を確認できる資料(直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等)
	3-5-1-04_平成 30 年度・監事監査計画について
	<u>3-5-1-05_平成 30 年度監事監査計画</u>
	<u>3-5-1-06_監事監査報告書</u>
	・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果
	該当なし
分析項目3-5-2	・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料(直近年度の監査計画書等)
法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	3-5-2-01_監査計画概要説明書(非公表)
	・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料(直近年度の会計監査人による監査報告書等)
	3-5-2-02_会計監査人監査結果中間報告(非公表)
	3-5-2-03_会計監查人監查報告書(非公表)_
分析項目3-5-3	・組織図又は関係規定(独立性が担保された主体であることが確認できるもの)
独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	(再掲) <u>1-3-1-01_組織図</u>
	・内部監査に関する規定
	3-5-3-01_内部監査規則
	・監査の実施状況等が確認できる資料(直近年度の内部監査報告書等)
	3-5-3-02_内部監査報告書(平成 3 O 年 8 月)_
	3-5-3-03_内部監査報告書(平成30年12月)_
	<u>3-5-3-04_内部監査報告書(平成31年2月)</u>
分析項目3-5-4	・監事による監査とそれ以外の内部監査、会計監査人監査の連携の状況について確認する。

監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること

3-5-4-01_四者協議会議記録(第1回)(非公表)

3-5-4-02 四者協議会議記録(第2回)(非公表)

3-5-4-03_四者協議会議記録(第3回)(非公表)

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

特になし

分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-6-1		・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧(別紙様式3-6-1)
法令等が公表を求める事項を公表していること		3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧
【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち	、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できな	いと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
	・特になし	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
	・特になし	
【基準に係る判断】 以上の	分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)

国立大学法人徳島大学 領域3

	当該基準を満たす
	当該基準を満たさない
優れた	に成果が確認できる取組
特に	call the state of
改善を	を要する事項
特に	こなし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄			
分析項目 4 1 1	・認証評価共通基礎データ様式			
教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	(再掲) <u>認証評価共通様式(様式1)</u>			
	・夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧(別紙様式4-1-1)			
	4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧			
分析項目4-1-2	· 附属施設等一覧 (別紙様式 4 - 1 - 2)			
法令が定める実習施設等が設置されていること	4-1-2_附属施設等一覧			
	4-1-2-01_薬学部実務実習施設一覧			
分析項目 4 - 1 - 3	・施設・設備の整備(耐震化、バリアフリー化等)状況(面積、収容者数)、利用状況等が確認できる資料			
施設・設備における安全性について、配慮していること	4-1-3-01_耐震化の状況			
	4-1-3-02_バリアフリー化の状況			
	・安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料			
	4-1-3-03_外灯配置図			
	4-1-3-04_防犯カメラ設置状況(非公表)			
分析項目 4 - 1 - 4	・学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)			
教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されて	4-1-4-01_学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)			
いること				
分析項目 4 - 1 - 5	・学術情報基盤実態調査(大学図書館編)			
大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態	4-1-5-01_学術情報基盤実態調査(大学図書館編)本館			
に整備し、有効に活用されていること	4-1-5-02_学術情報基盤実態調査(大学図書館編)分館			
分析項目 4 - 1 - 6	・自主的学習環境整備状況一覧(別紙様式4-1-6)			
自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等によ	4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧			
る自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること				

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目4-1-1

教養教育科目は主として常三島キャンパスの講義室で開講しているため、蔵本キャンパスに所在の学部(医学部、歯学部、薬学部)の学生については、2以上のキャンパスで教育を 実施している場合に相当する。本学では、曜日毎に教養教育科目と専門科目の開講を分ける、また一部の教養教育科目を蔵本キャンパスで開講することで、同日中のキャンパス間移 動が不要になるように配慮している。

生物資源産業学部で開講する「生物生産フィールド実習」では授業の一部を石井農場で開講するが、集中講義とすることにより同日中のキャンパス間移動は不要である。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組4-1-A

・急速に進む高度情報化社会において情報通信技術 (Information and Communication Technology: ICT) を充分に活用できる能力を有する人材を輩出することを目的とし、学生が 普段から ICT 技術を活用する環境を整えるため、ICT を活用したオンデマンド方式の講義手法 (反転授業、e-ラーニング等) の導入、また、教員と学生の相互連絡等に ICT 技術を活 用することとし、平成 31 年度入学生よりノートパソコンの必携化 (Bring Your Own Device: BYOD) を実施した。

これに対応するため学内の無線LAN(Wi-Fi) 設備増強、パソコンを活用したさらなる授業の充実に取り組むとともに、学生の経済的負担とならないように全学生が基本的なアプリケーション (Microsoft Office など) とウィルス対策ソフトを無料で使えるよう支援、経済的な理由によりパソコンを購入できない学生については長期の貸し出しにより支援を行っている

4-1-A-01_ノートパソコンの必携化について

4-1-A-02 BYOD の進捗状況

活動取組4-1-B

・附属図書館(分館含む)には、自学自習のスペースからパソコンを利用しながらグループ学習を行うスペース(ラーニング・コモンズ)を設けるなど学生の能動的な学習環境を整備している。さらに、日々の授業の予習や課題における疑問点、勉強の仕方・レポートの書き方、また学生生活に関わることなどまで、さまざまな相談に対して、教員及び大学院生がサポートを行う「SSS(Study Support Space)」を設置するなど、多様な学修支援を実施している。

4-1-B_Study Support Space 実績

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

■ 当該基準を満たす

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ICT を充分に活用できる人材を養成するため、授業、教員学生間の連絡、BYOD、BYOD の基盤となる無線 LAN 環境の整備など多面的な見地から学生の学修環境の ICT 化を総合的に推進している。また、本施策が 学生への過度の経済的負担とならないように基本的アプリケーションの無料提供やパソコンの長期の貸し出し支援を行っている。
- ・附属図書館(分館含む)には、自学自習のスペースからパソコンを利用しながらグループ学習を行うスペース(ラーニング・コモンズ)を設けるなど学生の能動的な学習環境を整備している。さらに、日々の 授業の予習や課題における疑問点、勉強の仕方・レポートの書き方、また学生生活に関わることなどまで、さまざまな相談に対して、教員及び大学院生がサポートを行う「SSS (Study Support Space)」を設

置するなど、多様な学修支援を実施している。

改善を要する事項

・特になし

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること					
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄				
分析項目 4 - 2 - 1	・相談・助言体制等一覧 (別紙様式 4 - 2 - 1)				
学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に	4-2-1_相談・助言体制等一覧				
関する相談・助言体制を整備していること	・保健(管理)センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制(相談員、カウン				
	セラーの配置等)が確認できる資料				
	<u>4-2-1-01_キャンパスライフ健康支援センター規則</u>				
	4-2-1-02_キャンパスライフ健康支援センター概念図				
	<u>4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内</u>				
	4-2-1-04_高等教育研究センター規則 第2条、第3条第3項、第4条第4項				
	<u>4-2-1-05_キャリア支援センター利用案内</u>				
	4-2-1-06_人権の擁護等に関する規則				
	4-2-1-07_人権委員会規則 第2条				
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料(取扱要項等)				
	<u>4-2-1-08_人権相談への対応の流れ</u>				
	・生活支援制度の学生への周知方法(刊行物、プリント、掲示等)が確認できる資料				
	4-2-1-09_学生生活の手引き				
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
	4-2-1-10_学生及び職員相談件数(延数)				
	4-2-1-11_就職相談件数				
	4-2-1-12_定期健康診断外件数				
分析項目4-2-2	・課外活動に係る支援状況一覧(別紙様式4-2-2)				

国立大学法人徳島大学 領域4

学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っ	4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧
ていること	4-2-2-01_課外活動共用施設使用細則
	4-2-2-02_学生会館及び蔵本会館規則
	4-2-2-03_体育館使用細則
	<u>4-2-2-04_総合運動場使用細則</u>
	<u>4-2-2-05_学生後援会支出基準</u>
分析項目 4 - 2 - 3	・留学生に対する生活支援の状況が確認できる資料(実施体制、実施方法、実施状況等)
留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っている	4-2-3-01_国際センター規則
こと	4-2-3-02_留学生機関保証制度実施要領
	4-2-3-03_入国管理事務業務委託契約書(仕様書)(非公表)
	4-2-3-04_新入学留学生ガイダンス関係資料
	4-2-3-05_国際センターの生活・相談支援(国際センターHP)
	4-2-3-06_国際交流会館及び日亜会館留学生宿舎規則
	4-2-3-07_国際交流会館及び日亜会館留学生宿舎使用細則
	4-2-3-08_国際交流会館及び日亜会館留学生宿舎料金規則
	4-2-3-09_国際交流会館入居者のための手引き
	4-2-3-10_日亜会館入居者のための手引き
	4-2-3-11_国際交流会館及び日亜会館入居状況
	4-2-3-12_国際交流会館及び日亜会館留学生宿舎の入居留学生に対する生活支援等の実施計画
	4-2-3-13_日本文化・企業見学旅行実施計画書
	4-2-3-14_留学生対象の奨学金(国際センターHP)
	4-2-3-15_徳島大学国際教育研究交流資金要項
	4-2-3-16_藤井・大塚国際教育研究交流資金要項
	4-2-3-17_「徳島大学国際教育研究交流資金」による国際交流事業(奨学金)の募集要項
	4-2-3-18_「藤井・大塚国際教育研究交流資金」による国際交流事業(奨学金)募集要項
	4-2-3-19_「徳島大学国際教育研究交流資金」による外国人留学生奨学金受給者一覧(非公表)
	4-2-3-20_「藤井・大塚国際教育研究交流資金」による外国人留学生奨学金受給者一覧(非公表)

	4-2-3-21_地域サポーター&学生サポーター募集案内(国際センターHP)
	・留学生に対する外国語による情報提供(健康相談、生活相談等)を行っている場合は、その資料
	4-2-3-22_国際センターHP(英語版)
	4-2-3-23_新入学留学生ガイダンス関係資料(中国語・英語版)
	4-2-3-24_ビザ申請のために必要なもの(英語版)
	4-2-3-25_国際センターHP(生活相談等・英語版)
	4-2-3-26_国際交流会館入居者のための手引き(英語版)
	4-2-3-27_日亜会館入居者のための手引き(英語版)
	4-2-3-28_留学生対象の奨学金(国際センターHP・英語版)
	(再掲) <u>4-2-3-15_徳島大学国際教育研究交流資金要項</u>
	(再掲) <u>4-2-3-16_藤井・大塚国際教育研究交流資金要項</u>
分析項目 4 - 2 - 4	・障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料(実施体制、実施方法等)
障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支	4-2-4-01_障がい学生の支援に関する規則
援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	4-2-4-02_キャンパスライフ健康支援センター規則 第3条第4項
	(再掲) <u>4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内</u>
	4-2-4-03_特別修学支援室利用状況
分析項目 4 - 2 - 5	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧(別紙様式4-2-5)
学生に対する経済面での援助を行っていること	4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料
	4-2-5-01_入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則
	4-2-5-02_ゆめ奨学金実施規則
	4-2-5-03_アスパイア奨学金規則
	4-2-5-04_学資金の支給に関する取扱いについて
	4-2-5-05_理工学部日亜特別待遇奨学生(日亜特待生)制度実施要領
	4-2-5-06_工学部日亜特別待遇奨学生(日亜特待生)制度実施要領
	4-2-5-07_工学部成績優秀制度実施要領
	4-2-5-08_勝沼奨学金取扱規則

4-2-5-09_歯学部私費外国人留学生スカラーシップ助成金実施要項

4-2-5-10_海外での教育・研究活動支援実施要項等(薬学部及び薬科学教育部)

4-2-5-11_薬学部教育研究助成奨学金要項等

4-2-5-12_学生寮管理運営規則

(再掲) 4-2-3-06_国際交流会館及び日亜会館留学生宿舎規則

4-2-5-13_入学料免除の周知(入学の手続き抜粋)

4-2-5-14_学生生活の手引き(抜粋)

4-2-5-15_授業料免除の周知(大学HP)

4-2-5-16_奨学金の周知(大学HP)

4-2-5-17 日亜特別待遇奨学生(日亜特待生)制度の周知(大学HP)

4-2-5-18_歯学部私費外国人留学生スカラーシップの周知(大学HP)

・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料

4-2-5-19_日本学生支援機構奨学生数

・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料

(再掲) 4-2-5-02 ゆめ奨学金実施規則

(再掲) 4-2-5-03_アスパイア奨学金規則

(再掲) 4-2-5-04_学資金の支給に関する取扱いについて

(再掲) 4-2-5-05 理工学部日亜特別待遇奨学生(日亜特待生)制度実施要領

(再掲) 4-2-5-06 工学部日亜特別待遇奨学生(日亜特待生)制度実施要領

(再掲) 4-2-5-07_工学部成績優秀制度実施要領

(再掲) 4-2-5-08 勝沼奨学金取扱規則

(再掲) 4-2-5-09_歯学部私費外国人留学生スカラーシップ助成金実施要項

(再掲) 4-2-5-10_海外での教育・研究活動支援実施要項等(薬学部及び薬科学教育部)

(再掲) 4-2-5-11_薬学部教育研究助成奨学金要項等

(再掲) 4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧

・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料

(再掲) 4-2-5-01_入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則

4-2-5-20 入学料及び授業料の免除に関する選考基準 4-2-5-21 入学料免除、授業料免除選考資料 ・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況(料金体系を含む。)が確認できる資料 4-2-5-22 授業料、入学料、検定料及び寄宿料収納規則 (再掲) 4-2-3-08_国際交流会館及び日亜会館留学生宿舎料金規則 4-2-5-23 学生寮利用状況一覧 ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 4-2-5-24_学生後援会による経済的支援実績 4-2-5-25_学生後援会会則 第5条 4-2-5-26 学生後援会による経済的支援の周知(大学HP) 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 特になし ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 特になし 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない 優れた成果が確認できる取組 特になし 改善を要する事項 特になし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

<u>領域5 学生の受入に関する基準</u>					
基準 5 一 1 学生受入方針が明確に定められていること					
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄				
分析項目 5 - 1 - 1	・学生受入方針が確認できる資料				
学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方	を 5-1-1-01_学生受入方針 (学士課程)_				
明示していること	5-1-1-02_学生受入方針(大学院課程)				
【特記事項】					
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。					
·総合科学部総合科学科、理工学部理工学科、生物	・総合科学部総合科学科、理工学部理工学科、生物資源産業学部生物資源産業学科では、教育課程毎ではなく学科全体で学生募集(一括選抜)している。このため学生受入方針も学				
科単位で作成、明示している。	科単位で作成、明示している。				
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。					

・特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄			
分析項目 5 - 2 - 1	・入学者選抜の方法一覧 (別紙様式 5 - 2 - 1)			
学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施して	5-2-1_入学者選抜の方法一覧			
いること	5-2-1-01_2019 入学者選抜要項			
	5-2-1-02_2019 渡日前Ⅱ期募集要項			

5-2-1-03 2020 渡日前 I 期募集要項 5-2-1-04 2019 編入学募集要項(保健学科) 5-2-1-05 2019 編入学募集要項(歯学科) 5-2-1-06 2019 編入学募集要項(理工学部) 5-2-1-07_2019 編入学募集要項(生物資源産業学部) 5-2-1-08 総合科学教育部博士前期課程(推薦) 5-2-1-09_総合科学教育部博士前期課程(一般・留学生・社会人) 5-2-1-10_総合科学教育部博士後期課程(一般・留学生・社会人) 5-2-1-11_総合科学教育部博士後期課程(一般・留学生・社会人)Ⅱ期 5-2-1-12 医科学教育部修士課程(秋入学) 5-2-1-13_医科学教育部修士課程(一般) 5-2-1-14_医科学教育部博士課程(秋入学) 5-2-1-15 医科学教育部博士課程(一般·留学生·社会人) 5-2-1-16 医科学教育部博士課程(国際高度医療人育成プログラム) 5-2-1-17 医科学教育部博士課程(統合医療学際教育英語プログラム) 5-2-1-18 医科学教育部博士課程 (M. D. -Ph. D. コース特別入試) 5-2-1-19 栄養生命科学教育部博士前期課程(秋入学) 5-2-1-20_栄養生命科学教育部博士前期課程(一般・留学生・社会人) 5-2-1-21_栄養生命科学教育部博士後期課程(秋入学) 5-2-1-22_栄養生命科学教育部博士後期課程(一般・留学生・社会人) 5-2-1-23 栄養生命科学教育部博士後期課程(進学者選考要領) 5-2-1-24_栄養生命科学教育部博士後期課程(国際高度医療人育成プログラム) 5-2-1-25_栄養生命科学教育部博士後期課程(英語プログラム) 5-2-1-26 保健科学教育部博士前期課程(一般·留学生·社会人) 5-2-1-27 保健科学教育部博士後期課程(一般・留学生・社会人) 5-2-1-28_口腔科学教育部博士前期課程(一般) 5-2-1-29_口腔科学教育部博士前期課程(留学生)

5-2-1-30 口腔科学教育部博士後期課程(一般) 5-2-1-31 口腔科学教育部博士後期課程(留学生) 5-2-1-32 口腔科学教育部博士課程(一般・社会人) 5-2-1-33_口腔科学教育部博士課程(留学生) 5-2-1-34_口腔科学教育部博士課程(留学生特別入試) 5-2-1-35 薬科学教育部博士前期課程(一般・留学生・社会人) 5-2-1-36_薬科学教育部博士後期課程·博士課程(秋入学) 5-2-1-37_薬科学教育部博士後期課程・博士課程(一般・留学生・社会人) 5-2-1-38_薬科学教育部博士後期課程・博士課程(英語プログラム) 5-2-1-39 薬科学教育部博士後期課程・博士課程(国際高度医療人育成プログラム) 5-2-1-40_先端技術科学教育部博士前期課程(推薦) 5-2-1-41_先端技術科学教育部博士前期課程(一般) 5-2-1-42 先端技術科学教育部博士前期課程(留学生) 5-2-1-43 先端技術科学教育部博士前期課程(学部3年特別入試) 5-2-1-44 先端技術科学教育部博士後期課程(一般·社会人) 5-2-1-45 先端技術科学教育部博士後期課程(留学生) ・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料(面接要領等) 5-2-1-46 面接要領等(総合科学部)(非公表) 5-2-1-47_面接要領等(医学部)(非公表) 5-2-1-48_面接要領等(歯学部)(非公表) 5-2-1-49_面接要領等(薬学部)(非公表) 5-2-1-50_面接要領等(理工学部)(非公表) 5-2-1-51_面接要領等(生物資源産業学部)(非公表) 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 5-2-1-52 入学試験委員会規則(非公表) 5-2-1-53_総合科学部入学試験委員会規則(非公表) 5-2-1-54_医学部入学試験委員会規則(非公表)

5-2-1-55 歯学部入学試験委員会規則(非公表) 5-2-1-56 薬学部入学試験委員会規則(非公表) 5-2-1-57 理工学部入学試験委員会規則(非公表) 5-2-1-58 生物資源産業学部入学試験委員会規則(非公表) ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 5-2-1-59 実施要項(総合科学部)(非公表) 5-2-1-60_実施要項(医学部)(非公表) 5-2-1-61_実施要項(歯学部)(非公表) 5-2-1-62_実施要項(薬学部)(非公表) 5-2-1-63 実施要項 (理工学部) (非公表) 5-2-1-64_実施要項(生物資源産業学部)(非公表) 5-2-1-65_実施要項(総合科学教育部)(非公表) 5-2-1-66 実施要項(医科学教育部)(非公表) 5-2-1-67 実施要項(栄養生命科学教育部)(非公表) 5-2-1-68 実施要項 (保健科学教育部) (非公表) 5-2-1-69 実施要項(口腔科学教育部)(非公表) 5-2-1-70 実施要項(薬科学教育部)(非公表) 5-2-1-71 実施要項(先端技術科学教育部)(非公表) 5-2-1-72 特別入試等実施要領(非公表) ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大 きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの 5-2-1-73 入学者選抜における予告について(非公表) 分析項目5-2-2 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するため 5-2-2-01_入学試験委員会規則 第2条(非公表) の取組を行っており、その結果を入学試験実施の改善に役立てていること 5-2-2-02_高等教育研究センター規則 第2条、第4条 5-2-2-03_高等教育研究センターアドミッション部門会議規則 5-2-2-04_入学試験実施の内部質保証に関する自己点検・評価要項

	・学生の受入状況を検証し、入学試験実施の改善を反映させたことを示す具体的事例等					
	(再掲) <u>5-2-1-73_入学者選抜における予告について(非公表)</u>					
	5-2-2-05_高等学校教育及び大学教育の質的転換に対応した入学試験実施改革					
【特記事項】						
①上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。					
分析項目5-2-1	・本学は、入試ミスを事前に防止するため、従前より「個別学力試験問題作成マニュアル」等のマニュアルを整備し問題作成を行っている。また、問題作成にあたり、検討委員会を					
	設置し検討を行っているが、チェック体制強化のため、平成 31 年度入試から検討委員を各教科 1 名増員した。					
	・入学者選抜の公正確保についても、従前より公平性や公正性を担保するため、採点時と合否判定時において受験番号、氏名等をマスキングするなど、選抜要項や実施要項に定めた					
	とおりに入学者選抜を行っている。なお、本学では試験問題・解答等も、従前よりホームページで公表を行っている。					
分析項目5-2-2	・特になし					
②この基準の内容に関し	・ て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。					
活動取組5-2-A 学生受入方針に基づき「多面的・総合的評価」を実施するため、求める人材像と入学試験実施方法の評価項目とを連動させる選抜方式を平成 28 年度新設						
	から導入した。以降、対象学部を拡大し、最終的には全学部の入学試験実施に導入する予定としている。					
	(再掲)5-2-2-05_高等学校教育及び大学教育の質的転換に対応した入学試験実施改革					
	<u> </u>					

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・学生受入方針に基づき「多面的・総合的評価」を実施するため、求める人材像と入学試験実施方法の評価項目とを連動させる選抜方式を順次、導入している。

改善を要する事項

・特になし

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること						
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄					
分析項目 5 - 3 - 1	・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2					
実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこ	認証評価共通様式(様式2)					
٤	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認					

できる資料

5-3-1-01_入学定員に対する実入学者数の適正化を図る取組等

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目5-3-1

大学院のうち2教育部2専攻(医科学教育部修士課程医科学専攻、薬科学教育部博士課程薬学専攻)において、入学定員を大幅に下回る状況である。医科学教育部では、他学科、他学部、他大学での講義や研究会における交流の際に広報活動を行うとともに、入学機会を増やすために秋季入学の制度を含め年4回の入学試験を実施し、入学者の確保に努めるほか、入学辞退者を減らすために授業科目の改善等も検討している。薬科学教育部では、学部学生に対し、4年制博士課程への進学の意義や進路、大学院のシステム等に関する説明会及び入学試験の実施時期を就職活動時期に先行して、博士後期・博士課程の入学試験(第1次)を11月中旬から7月中旬に前倒しで実施するなど入学者確保に努めている。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

□ 当該基準を満たす

■ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

・入学定員を大幅に下回る教育部においては、それぞれ適正化に努める。

領域6 基準の判断 総括表

組織番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	総合科学部	満たしている	該当なし	平成28年度改組(改組) 学年進行中(令和元年度完成)のため基準6-8は該当しない。						
02	医学部	満たしている	医学科については、日本医学教育評価機構の認定を受けている。							
03	歯学部	満たしている								
04	薬学部	満たしている	薬学科については、薬学教育評価機構の認定を受けている。							
05	理工学部	満たしている		平成28年度設置(改組) 理工学科(応用化学システムコース、社会基盤デザインコース、電 気電子システムコース)については、技術者教育認定機構(JABEE) の認定を受けている。 学年進行中(令和元年度完成)のため基準6-8は該当しない。						
06	生物資源産業学部	満たしている	該当なし	平成28年度設置 学年進行中(令和元年度完成)のため基準6-8は該当しない。						
07	総合科学教育部	満たしている								
08	医科学教育部	満たしている								
09	口腔科学教育部	満たしている								
10	薬科学教育部	満たしている								
11	栄養生命科学教育部	満たしている								
12	保健科学教育部	満たしている								
13	先端技術科学教育部	満たしている								
14	総合科学部(旧)	該当なし	満たしている	平成28年度学生募集停止						
15	工学部 (旧)	該当なし	満たしている	平成28年度学生募集停止 光応用工学科及び生物工学科については、技術者教育認定機構 (JABEE) の認定を受けている。						

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

<u>学部·研究科名:総合科学部</u>

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること					
分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄			
分析項目 6 - 1 - 1		・公表された学位授与方針			
学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること		6-1-1-01_(01) 学位授与方針 (総合科学部) 1 ~ 3 頁			
		6-1-1-02_(01)学士課程における学位授与方針(全学)_			
【特記事項】					
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。					
分析項目6-1-1	総合科学部では学士(総合科学)を授与している。				
	本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および教育課程毎(2年次にコース配属)に学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-01)				
	を定めている。				
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。					
	・特になし				

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。また、 抽象 的表現になりがちな学位授与方針を個別の教育課程においてより具体的に記述・公表することにより、学生等に理解しやすいものとしている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(01)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(総合科学部)
課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(01) 教育課程編成・実施の方針(総合科学部) 1~3頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(01)学士課程における教育課程編成・実施の方針(全学)
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲)6-2-1-01_(01)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(総合科学部)
	(再掲)6-2-1-02_(01)教育課程編成・実施の方針(総合科学部) 1~3頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(01)</u> 学位授与方針(総合科学部) 1~3頁
	6-2-2-01_(01) カリキュラム・チェックリスト(総合科学部)

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1

本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および学部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を 自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及	ひび教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)

教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(01) カリキュラム・マップ(総合科学部)_
	- 一 ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	6-3-1-02_(01) 履修の手引(教養教育) 抜粋
	6-3-1-03_(01) 履修の手引(総合科学部)
	6-3-1-04_(01) 時間割(総合科学部)
分析項目6-3-2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	該当なし
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	6-3-2-01_(01) 教育プログラム評価委員会議事要旨(非公表)_
	・シラバス
	6-3-2-02_(01) シラバス (教養教育科目)_
	6-3-2-03_(01) シラバス(専門科目)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	(再掲) 6-3-2-01_(01)教育プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
分析項目6-3-3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(01) 学則 第 34 条の 2-第 34 条の 5
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(01) 教養教育履修規則 第 12 条、第 13 条
	6-3-3-03_(01) 総合科学部規則 第 9 条、第 10 条
分析項目6-3-4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
ていること	・研究倫理に関する指導が確認できる資料
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
	認できる資料
分析項目6-3-5	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述
専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	の資料と同じ

教育課程連携協議会を運	用していること	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】		
①上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-3-1	教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、また、そ	のマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の体系性を確認している。また、教養科目・専門
	教育のバランスおよび必修科目・選択科目の配当が妥当	なものであるかについては、カリキュラム・マップ、履修の手引、時間割の掲載情報を関連づけて確認している。
分析項目6-3-2	・教育内容の水準については、各授業科目設計の際に日	本学術会議による参照基準を参照することとしており、プログラム評価委員会において 2019 (平成 31) 年度シラバスを点検
	し、基準を満たしていることを確認した(根拠資料 6-	3-2-01 参照)。
	・本学部は 2015 (平成 27) 年度に教職課程認定の審査を	F受審しており、教職科目については「教員免許状授与の所要資格を得させるための課程の審査」の基準も併せて参照基準とし
	ている。	
②この基準の内容に関し	て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
活動取組6-3-A	・高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学	の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron
	is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学	・ 修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と
	教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」	を平成 27 年度から開講した(大学教育再生加速プログラム採択事業)。
	「SIH 道場」は1年次学生全員が受講し、学生は将来	を見据えて学習意欲を向上させながら、能動的学修の実践に必要な「文章力」、「プレゼンテーションカ」、「協働力」等のラー
	ニングスキルを体得し、教員は現場実践型職能開発に	こよりティーチングスキルを向上させるもので、外部評価においても高い評価を得ている。
	(学生の受講満足度調査結果 (満足していると回答し	た学生の割合): 平成 27 年度∶83%、平成 28 年度∶85%、平成 29 年度∶84%、平成 30 年度∶87%)
	6-3-A_(01) SIH 道場	
活動取組6-3-B	・社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバ	ル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成
	30 年度入学生から導入した。	
	「語学マイレージ・プログラム」は、学部教育におい	いて一貫した語学教育体制を構築し、学生の目標・目的に合った語学力、コミュニケーション力及び自己主導型学修力を養い、
	十分な語学運用能力を持つ人材を育成することを目的	りとしており、学部ごとに習熟度に応じた卒業要件を設けている。
I	<u>6-3-B_(01) 語学マイレージ・プログラム</u>	
	·	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot)の精神に則り、反

転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」 を平成 27 年度から必修科目として開講している。

・ 社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成30年度から導入し、学部ご とに卒業要件を設けている。

改善を要する事項

基準6一4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(01)履修の手引(教養教育)抜粋
	6-4-1-02_(01)履修の手引(総合科学部)抜粋
	6-4-1-03_(01) 学則 第 18 条
分析項目 6 - 4 - 2	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-4-1-01_(01) 履修の手引(教養教育) 抜粋
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	6-4-2-01_(01) 学年歷(総合科学部)_
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・シラバス
	(再掲) <u>6-3-2-02_(01) シラバス (教養教育科目)</u>
	(再掲) <u>6-3-2-03_(01)シラバス (専門科目)</u>
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) <u>6-3-2-02_(01) シラバス (教養教育科目)</u>
されていること	(再掲) <u>6-3-2-03_(01)シラバス (専門科目)</u>
	6-4-3-01_(01)履修の手引(教養教育)_
	6-4-3-02_(01)履修の手引(総合科学部)_
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	6-4-4_(01)教育上主要と認める授業科目(総合科学部)_
ح	・シラバス

	(再掲) <u>6-3-2-02_(01) シラバス (教養教育科目)</u>
	(再掲) <u>6-3-2-03_(01) シラバス(専門科目)</u>
分析項目6-4-5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	
分析項目6-4-9	・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われていること	確保するための方法について確認できる資料
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
	体制及び実施状況が確認できる資料
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目 6 - 4 - 11	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	

【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 分析項目6-4-1 本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定 されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。 分析項目6-4-2 ・本教育課程における2単位の講義科目のなかには、15週とは異なる集中講義で実施している科目がある(『総合科学実践講義D(メディアアート論)』、『総合科学実践プロジェクト J(海外体験単位認定科目)』、『実用外国語基礎演習Ⅰ(ドイツ語)』、『イスラーム世界研究』、『国際教養演習Ⅰ』、『精神医学(精神保健を含む)』、『日本史基礎研究Ⅳ』、『地域総合演 習Ⅱ》)。これらの科目の多くは1ないし複数回にわけて集中的に開講しているが、シラバスに記載したとおり15回相当の講義を実施している。 『総合科学実践プロジェクト』科目群は主に後期開講で、前期に『総合科学実践講義』を受講し関連する知識を獲得した上で、学内外で国際交流等の実践活動を体験し、それぞれの 体験を総括し報告することを求めている。 また、シラバスに15回分の計画が記載されていない科目については、授業の初回に当期の授業スケジュールを説明している。 ・授業計画において期末試験後にある"総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業で ある。 分析項目6-4-3 シラバス以外に、1年次の学習指導法は「履修の手引(教養教育)」3ページから11ページ、24ページから27ページに、2年次以降の学習指導法は「履修の手引(総合科学部)」8ペ ージから22ページに示している。 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 活動取組6-4-A ・公益財団法人徳島経済研究所との共同講義の開講。同研究所上席研究員を講師として委嘱し、地元徳島に焦点を当てた観光ビジネス活性化構想や、観光まちづくりについての授業 を実施している。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

6-4-A-01_(01)総合科学部·地域政策論 I

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・平成29年度から専門科目「地域政策論I」の講義を公益財団法人徳島経済研究所と共同で開講。同研究所上席研究員を講師として委嘱し、地元徳島に焦点を当てたの観光ビジネス活性化構想や、観光まちづくりについての授業を実施している。

改善を要する事項

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況 (別紙様式 6 - 5 - 1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(01) 履修指導の実施状況(総合科学部)_
ていること	6-5-1-01_(01) 担任制全学導入のためのガイドライン
	6-5-1-02_(01) 履修の手引(総合科学部) 抜粋
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(01) 学習相談の実施状況(総合科学部)_
	(再掲) 6-5-1-02_(01)履修の手引(総合科学部)抜粋
	6-5-2-01_(01)Study Support Space 実績
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(総合科学部)
	<u>6-5-3-01_(01) キャリアプラン</u>
	6-5-3-02_(01) 課題発見ゼミナール
	6-5-3-03_(01) 短期インターンシップ
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	6-5-3-04_(01) 短期インターンシップ参加者情報
	6-5-3-05_(01)ボランティア関連科目受講者数
	6-5-3-06_(01)インターンシップ関連科目受講者数
	6-5-3-07_(01) 提携インターンシップ実施状況
分析項目6-5-4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(01) 履修上特別な支援を要する学生等に関する学修支援の状況(総合科学部)

を行う体制を整えている	こと ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
	該当なし
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所
	<u>6-5-4-01_(01)</u> 外国人留学生のための論文指導
	<u>6-5-4-02_(01) 留学生のための日本語・英語学習ガイド</u>
	・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
	6-5-4-03_(01) 障がいのある学生への配慮 (非公表)_
	(再掲) <u>4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内</u>
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料
	該当なし
	・学習支援の利用実績が確認できる資料
	(再掲) <u>4-2-4-03_特別修学支援室利用状況</u>
【特記事項】	·
①上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-5-1	履修の手引(「学生支援の体制」)に示す通り、全般的な支援を明示すると同時に、具体的な取り組みとして別紙様式 6-5-1 に示す通り、コースごと、学年ごとの学習支援を行ってい
	వ .
分析項目6-5-2	履修の手引(「学生支援の体制」)に示す通り、学生相談の存在を明示すると同時に、具体的な取り組みとして別紙様式6-5-2に示す通り、学生相談の場、機会を設定し、周知してい
	వ .
分析項目6-5-3	社会的・職業的自立を図るために必要な能力の養成を図るためにキャリアプラン、短期インターンシップを開講し、単位化している。それぞれの取組は別紙様式 6-5-3 参照。
分析項目6-5-4	履修上特別の支援を要する学生に対する配慮および、留学生に対する支援については、別紙様式 6-5-4 参照。
②この基準の内容に関し	て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
活動取組6-5-A	・大学院在籍の外国人(中国人)留学生の論文執筆(日本語によるアカデミック・ライティング)を支援することを目的として、中国語と日本語のバイリンガル講師による「日本語
	サポートルーム」を開設している。
	(再掲) <u>6-5-A_(01)日本語サポートルーム</u>
活動取組6-5-B	・総合科学部及び総合科学教育部の学生が中心となった狩猟サークルが、クラウドファンディングによって資金を集め、徳島県と共同でジビエを商品化した。徳島県のホームページ
	や地元新聞でも取り上げられた他、完成した商品を学園祭でも販売し、野生生物の有効利用や山間部の問題について広く知ってもらうことに大きく貢献した。

6-5-B-02 (01)新聞記事(非公表)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 学部および大学院在籍の外国人(中国人)留学生の論文執筆(日本語によるアカデミック・ライティング)を支援することを目的として、中国語と日本語のバイリンガル講師による「日本語サポートルーム」 を開設している(別紙様式 6-5-4 参照)。
- ・ 総合科学部及び総合科学教育部の学生が中心となった狩猟サークルが、クラウドファンディングによって資金を集め、徳島県と共同でジビエを商品化した。徳島県のホームページや地元新聞でも取り上げられた他、完成した商品を学園祭でも販売し、野生生物の有効利用や山間部の問題について広く知ってもらうことに大きく貢献した。本学部では、これに参画した学生が当該取組を基に卒業論文を作成している。

(卒業論文題目)

- ・野生生物は「資源」になりうるか?ー徳島におけるジビエ資源化の過程を事例に一
- ・日本における住民主体の野生動物保全はいかに可能かー指定管理鳥獣捕獲等事業導入後の徳島県西祖谷山村を事例にー

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 6 - 1	- 成績評価基準
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(01) 成績評価基準(学部)
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(01) 徳島大学教養教育履修規則 第 10 条
	6-6-1-03_(01) 総合科学部規則 第 13 条
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所
	6-6-2-01_(01)履修の手引(教養教育) 抜粋
	6-6-2-02_(01) 履修の手引(総合科学部)抜粋
分析項目6-6-3	・成績評価の分布表

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(01)FD 実施報告書	
ていることについて、組織的に確認していること	 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料	
	(再掲) 6-6-3-01_(01)FD 実施報告書	
	(再掲) 6-3-2-01_(01)教育プログラム評価委員会議事要旨 (非公表)_	
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料	
	6-6-3-02_(01) 標準 GPA 導入に関するガイドライン	
	6-6-3-03_(01) 履修の手引 (教養教育) 抜粋	
	6-6-3-04_(01) 履修の手引(総合科学部)抜粋	
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
	該当なし	
分析項目6-6-4	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	
成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(01) 履修の手引(教養教育) 抜粋	
	6-6-4-02_(01) 履修の手引(総合科学部) 抜粋	
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ	
	6-6-4-03_(01) 成績の異議申立(非公表)_	
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)	
	添付なし	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目6-6-2 本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、	シラバスに示した成績評価方法により評価を行い、成績(評点)は全学の成績評価基準に準拠した方法により行っている。	
分析項目6-6-3 自己点検・評価委員会および FD 委員会で、成績評価基準	準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われているかどうか検証することを目的として FD を実施した	
(根拠資料「FD 実施報告書 2019 (平成 31) 年 1 月 10 E	(根拠資料「FD 実施報告書 2019 (平成 31) 年 1 月 10 日」参照)。FD の議論を承け、教育プログラム評価委員会で検証し検討を行っている。 ・GPA は学生に対する履修指導の参考とする他、翌年度の履修科目数の上限緩和措置、交換留学制度候補の選定、成績優秀者の表彰等に活用している。(根拠資料「履修の手引」5、	
・GPA は学生に対する履修指導の参考とする他、翌年度		
27、30 頁)		
分析項目6-6-4 総合科学部試験細則3の(2)によって成績について疑動	義がある場合の対応を定め、この規則は「履修の手引」に掲載し学生に周知している。平成30年度には申立が一件あり規定に	
則って対処した。		
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(01) 学則 第 35 条、第 35 条の 2
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(01) 総合科学部規則 第 16 条
	6-7-1-03_(01) 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領
	6-7-1-04_(01)語学マイレージ・プログラムの取扱い(総合科学部)
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-05_(01) 学則 第 36 条
	6-7-1-06_(01) 学位規則 第 12 条、第 13 条
	6-7-1-07_(01) 教授会通則 第 3 条
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	
定されていること	
分析項目 6 - 7 - 3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所

	6-7-3-01_(01) 履修の手引(総合科学部)抜粋
分析項目 6 - 7 - 4	・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	該当なし
織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6 - 7 - 5	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
→ お析項目6-7-4 総合科学部(社会総合科学科)は平成28年度改組学部であり、学年進行中のため卒業認定の実績はない。	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

特になし

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・資格の取得者数が確認できる資料

	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料	
分析項目6-8-2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起	
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	************************************	
 位授与方針に則して適正な状況にあること	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)	
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)	
→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ	
 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	
 針に則した学習成果が得られていること		
分析項目6-8-4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概	
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料	
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)	
分析項目6-8-5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	
 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学		
習成果が得られていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
総合科学部(社会総合科学科)は平成 28 年度改組学部で	総合科学部(社会総合科学科)は平成 28 年度改組学部であり、学年進行中のため、平成 31 年度末に初めての卒業生を輩出することになるため項目 6 - 8 は該当しない。	
□ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
改善を要する事項		
•		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部 • 研究科名 : 医学部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること		
	分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1		・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学	等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	<u>6-1-1-01_(02) 学位授与方針(医学部)</u> 4 ~ 6 頁
		6-1-1-02_(02) 学士課程における学位授与方針(全学)_
【特記事項】		
①上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-1-1	医学科では学士(医学)、医科栄養学科では学士(栄養学)、保健学科看護学専攻では学士(看護学)、保健学科放射線技術科学専攻および検査技術科学専攻では学士(保健学)を授与	
	している。	
	本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および学部にも学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-01)を定めている。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
	・特になし	
「甘油に反て判断」、以上の八折中京を映まる。坐試甘油を洪むさればたさないか、(試出まる口棚をエーック量)		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で学部、各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(02)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(医学部)

国立大学法人徳島大学 領域6 (医学部)

課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(02)教育課程編成・実施の方針(医学部) 5~7頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(02)学士課程における教育課程編成・実施の方針(全学)_
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(02)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (医学部)
	(再掲) 6-2-1-02_(02)教育課程編成・実施の方針 (医学部) 5~7頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(02)学位授与方針(医学部)</u> 4~6頁
	6-2-2-01_(02)カリキュラム・チェックリスト(医学部)
F#4===+===	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1

本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および学部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(02)カリキュラム・マップ(医学部)

	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	6-3-1-02 (02) 履修の手引(教養教育)(抜粋)
	6-3-1-03_(02)時間割表(医学科)
	6-3-1-04 (02) 時間割表 (医科栄養学科)
	6-3-1-05 (02)時間割表 (保健学科)
分析項目 6 - 3 - 2	· 分野別第三者評価の結果
グが気は	6-3-2-01 (02) 医学教育分野別評価報告書
IXXIII OVI II OV	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-02 (02)シラバス (教養教育科目)
	6-3-2-03 (02)シラバス (専門科目) 医学科
	6-3-2-04 (02)シラバス (専門科目) 医科栄養学科
	6-3-2-05 (02) シラバス (専門科目) 保健学科
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-06 (02)教育プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
	<u>0-3-2-00_(02) 教育プログプム計画委員会議事委員(非公表)</u> 6-3-2-07 (02)国家試験受験資格の認定を得ている授業科目(医科栄養学科)
\\(\tau_{\text{C}} \\ \tau_{\text{C}} \\ \tau_{\tex	
分析項目6-3-3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	<u>6-3-3-01_(02) 学則 第 34 条の 2-第 34 条の 5</u>
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること 	6-3-3-02_(02) 教養教育履修規則 第 12 条、第 13 条
	6-3-3-03_(02) 医学部規則 第 8 条の 2、第 8 条の 3
分析項目 6 - 3 - 4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
ていること	・研究倫理に関する指導が確認できる資料
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確

		認できる資料	
分析項目 6 - 3 - 5		・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述	
専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、		の資料と同じ	
教育課程連携協議会を運用していること		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料	
【特記事項】			
①上記の各分析項目のうち、	根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目6-3-1	本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、また、そのマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の体系性の確認を行っている。また、		
	履修の手引、時間割に掲載されている情報を組み合わせ	教養科目・専門教育のバランスおよび必修科目・選択科目の年次配当が妥当なものであるかを確認している。	
分析項目6-3-2	根拠資料のほか、医学科では医学教育モデル・コア・カ	リキュラムを参照基準とし、基準を満たしているかどうかの確認をすることで、水準に関する検証を行っている。	
	医科栄養学科では栄養士免許および管理栄養士受験資格	、保健学科では看護師、診療放射線技師、臨床検査技師等の各受験資格の課程認定を得るための基準を参考に、授与学位に相	
	応しい教育内容の水準であるかを検証している。		
②この基準の内容に関して、	上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	・高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学	の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron	
	is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学	・ 修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と	
	教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」を平成 27 年度から開講した(大学教育再生加速プログラム採択事業)。		
	「SIH 道場」は1年次学生全員が受講し、学生は将来を見据えて学習意欲を向上させながら、能動的学修の実践に必要な「文章力」、「プレゼンテーション力」、「協働力」等のラー		
	ニングスキルを体得し、教員は現場実践型職能開発によりティーチングスキルを向上させるもので、外部評価においても高い評価を得ている。		
	(学生の受講満足度調査結果(満足していると回答した学生の割合): 平成 27 年度∶83%、平成 28 年度∶85%、平成 29 年度∶84%、平成 30 年度∶87%)		
	6-3-A_(02) SIH 道場		
活動取組6-3-B	・社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバ	ル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成	
	30 年度入学生から導入した。		
	「語学マイレージ・プログラム」は、学部教育におい	いて一貫した語学教育体制を構築し、学生の目標・目的に合った語学力、コミュニケーション力及び自己主導型学修力を養い、	
	十分な語学運用能力を持つ人材を育成することを目的	りとしており、学部ごとに習熟度に応じた卒業要件を設けている。	
	6-3-B_(02)語学マイレージ・プログラム		
活動取組6-3-C	医学部では、自己点検・評価を実施するとともに、分野	別第三者評価を活用し、内部質保証に取り組んでいる。	
	平成 30 年度に分野別第三者評価を受審した結果、医学科	^{料では日本医学教育評価機構の定める基準に「適合」との認定を受けている。}	
	(再掲) 6-3-2-01_(02)医学教育分野別評価報告書		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」を平成 27 年度から必修科目として開講している。
- ・ 社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成 30 年度から導入し、学部ごとに卒業要件を設けている。
- ・ 平成 30 年度に分野別第三者評価を受審した結果、医学部医学科は日本医学教育評価機構の定める基準に「適合」との認定を受けた。

改善を要する事項

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 4 - 1	・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(02)履修の手引(教養教育)抜粋
	6-4-1-02_(02) 学則 第 18 条
	(再掲) <u>6-3-1-03_(02)時間割表(医学科)</u>
	(再掲) 6-3-1-04_(02)時間割表 (医科栄養学科)_
	(再掲) 6-3-1-05_(02)時間割表 (保健学科)
分析項目6-4-2	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-4-1-01_(02)履修の手引(教養教育) 抜粋
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	(再掲) <u>6-4-1-02_(02)学則 第 18 条</u>
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	(再掲) <u>6-3-1-03_(02)時間割表(医学科)</u>
	(再掲) 6-3-1-04_(02)時間割表 (医科栄養学科)_
	(再掲) 6-3-1-05_(02)時間割表 (保健学科)

	・シラパス
	(再掲) <u>6-3-2-02_(02)シラバス(教養教育科目)</u>
	(再掲) <u>6-3-2-03_(02)シラバス(専門科目)医学科</u>
	(再掲) <u>6-3-2-04_(02)シラバス(専門科目)医科栄養学科</u>
	(再掲) <u>6-3-2-05_(02)シラバス(専門科目)保健学科</u>
分析項目6-4-3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) <u>6-3-2-03_(02)シラバス(専門科目)医学科</u>
されていること	(再掲) <u>6-3-2-04_(02) シラバス(専門科目)医科栄養学科</u>
	(再掲) <u>6-3-2-05_(02)シラバス(専門科目)保健学科</u>
	6-4-3-01_(02)履修の手引 (教養教育)
	6-4-3-02_(02) 履修の手引(医学部)_
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	6-4-4_(02)教育上主要と認める授業科目(医学部)_
٤	・シラバス
	(再掲) 6-3-2-02_(02)シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) <u>6-3-2-03_(02)シラバス(専門科目)医学科</u>
	(再掲) 6-3-2-04_(02)シラバス (専門科目) 医科栄養学科
	(再掲) <u>6-3-2-05_(02)シラバス(専門科目)保健学科</u>
分析項目6-4-5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目6-4-6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して		
いること		
分析項目6-4-8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料	
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		
分析項目 6 - 4 - 9	・実施している配慮が確認できる資料	
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること		
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の	
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)	
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を	
備され、指導が行われていること	確保するための方法について確認できる資料	
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施	
	体制及び実施状況が確認できる資料	
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料	
分析項目 6 - 4 - 11	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目6-4-1 本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4	本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定	
されておらず、約44週が授業を行える期間として確保さ	されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。	
分析項目6-4-2 本教育課程には、専門科目において15週と異なる授業其	項目6-4-2 本教育課程には、専門科目において 15 週と異なる授業期間を設定している科目として『SIH道場、基礎医学 (1)(2)、社会医学、医学研究実習、系統別病態診断、医学英語、臨	
床実習入門、診療参加型臨床実習、ライフステージ栄養学総合演習、栄養生物学、外書講読、臨床栄養管理学実習(病院)、公衆栄養学実習(保健所等)、給食経営管理論実習(学校)、		
実践栄養学演習、食事管理学、食品健康学演習、臨床栄養アセスメント、臨床栄養学総合演習、解剖生理学Ⅱ、病理検査学実習、カウンセリング、医療経済論、健康教育方法論、看		
護研究Ⅱ、医療経済論、公衆衛生看護学実習、卒業研究	護研究 II 、医療経済論、公衆衛生看護学実習、卒業研究、保健環境学実習、医動物学、医動物学実習、卒業研究、特別活動論、リスクマネージメント、教育学概論、教育の制度と経	
當、健康管理論、看護管理学、介護実習、基礎看護学実	営、健康管理論、看護管理学、介護実習、基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ、高齢者ふれあい実習、画像基礎論、生理学実習、放射線治療機器工学、臨床技能実習、看護統合実習、養護実習事前	
事後指導、養護実習、臨床化学実習、生理検査学実習、	事後指導、養護実習、臨床化学実習、生理検査学実習、微生物学実習、臨床血液学実習、免疫検査学実習、臨床検査総論実習、健康管理論、教職実践演習』がある。これらについて	
はシラバスの授業計画により 15 週分以上の授業内容が含	はシラバスの授業計画により 15 週分以上の授業内容が含まれていることが確認できる。	
授業計画において期末試験後にある"総括"等は、採点	終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ	

	వ .	
分析項目6-4-4	医学科では、定員増に対し、寄附講座を新設し、特任教授や特任准教授を配置することで、対応を行っている。	
②この基準の内容に関して、	上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	医学科では、カリキュラム専門委員会および教育プログラム評価委員会に学生が参画している。	
	「学生教員懇談会」を年3回開催し、学生に関する諸事項に関して、学生が積極的に意見を述べることが出来る。	
	6-4-A_(02)学生教員懇談会議事録 (非公表)_	
活動取組6-4-B	・診療参加型臨床実習では受け持ち患者についての診療計画立案、症例提示、症例レポートの作成等の際に、文献・UpToDate(科学的根拠に基づいた臨床意思決定支援システム、診	
	断検査、治療、入院の判断に役立てることができる医療コンテンツサイト)・診療ガイドライン等の利用を勧めている。特に UpToDate の利用件数は非常に多く、EBM(科学的根拠に基	
	づく医学)の実践に繋がっている。	
	6-4-B_(02)診療参加型臨床実習での UpToDate の活用例	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 医学科では、カリキュラム専門委員会および教育プログラム評価委員会に学生が参画している。「学生教員懇談会」を年3回開催し、学生に関する諸事項に関して、学生が積極的に意見を述べることが出来る。 学生の意見を基に、卒業試験の日程の変更を行ったり、授業の方法を改善したりしている。また、駐輪場の整備や教室の機器の整備を実施した。
- ・ 診療参加型臨床実習では受け持ち患者についての診療計画立案、症例提示、症例レポートの作成等の際に、文献・UpToDate (科学的根拠に基づいた臨床意思決定支援システム、診断検査、治療、入院の判断 に役立てることができる医療コンテンツサイト)・診療ガイドライン等の利用を勧めている。特に UpToDate の利用件数は非常に多く、EBM (科学的根拠に基づく医学) の実践に繋がっている。

改善を要する事項

基準 6 - 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)	
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(02) 履修相談の実施状況(医学部)	
ていること	6-5-1-01_(02)履修の手引(教養教育) 抜粋	
	6-5-1-02_(02) 担任制全学導入のためのガイドライン	

国立大学法人徳島大学 領域6 (医学部)

	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	返回状界で11 7 旅往で良いでいる場合は、皮疹は等の体的が性心ででも具有 該当なし
N. T. D.	
分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<u>6−5−2_(02) 学習相談の実施状況(医学部)</u>
	6-5-2-01_(02) Study Support Space 実績
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(医学部)
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	6-5-3-01_(02)診療参加型臨床実習学習要項
	6-5-3-02_(02) 学外実習科目 (医科栄養学科) シラバス抜粋
	6-5-3-03_(02) 臨地実習要項
	6-5-3-04_(02) ボランティア関連科目受講者数
分析項目6-5-4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(02)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(医学部)
を行う体制を整えていること	 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
	該当なし
	 ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所
	│ │ 6-5-4-01_(02) 留学生のための日本語・英語学習ガイド
	(再掲) 4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料
	6-5-4-02 (02) リメディアル教育に関する受講状況
	・学習支援の利用実績が確認できる資料
	(再掲) <u>4-2-4-03_特別修学支援室利用状況</u>

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-5-1

医学科では、1年次での理科のリメディアル教育を導入し、2年次以降の学修を改善した。「プレ配属」や「中間ヒアリング」を導入し、「医学研究実習」の成果を高めた。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6-5-A

医学科では、8ヶ月にわたる午後半日の「医学研究実習」において、先端酵素学研究所などの研究所の教員が教育に関与し、学生が医学研究や開発に携わることを奨励している。 すべての学生に「遺伝子組み換え講習会」や「実験動物に関する教育訓練」を受けさせるほか、臨床実習の学生にガラスバッヂを携帯させ、放射線被曝線量を測定していることによって、実習環境の安全および衛生を確保し、遺伝子組み換えや実験動物、放射線障害防止についての教育を行っている。これらによって、学生の学会での研究発表が年間31件行われている。JACMEの分野別評価で優れた成果と評価された。

6-5-A_(02) 医学研究実習要項

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 医学科では、8ヶ月にわたる午後半日の「医学研究実習」において、先端酵素学研究所などの研究所の教員が教育に関与し、学生が医学研究や開発に携わることを奨励している。 すべての学生に「遺伝子組み換え講習会」や「実験動物に関する教育訓練」を受けさせるほか、臨床実習の学生にガラスバッヂを携帯させ、放射線被曝線量を測定していることによって、実習環境の安全および衛生を確保し、遺伝子組み換えや実験動物、放射線障害防止についての教育を行っている。

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 6 - 1	・成績評価基準
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(02)成績評価基準(学部)
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(02) 教養教育履修規則 第 10 条
	6-6-1-03_(02) 医学部規則 第 10 条
分析項目 6 - 6 - 2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所

		<u>6-6-2-01_(02) 履修の手引(医学部) 抜粋</u>
		(再掲) <u>6-3-2-02_(02) シラバス (教養教育科目)</u>
		(再掲) <u>6-3-2-03_(02)シラバス(専門科目)医学科</u>
		(再掲) <u>6-3-2-04_(02)シラバス(専門科目)医科栄養学科</u>
		(再掲) <u>6-3-2-05_(02)シラバス(専門科目)保健学科</u>
分析項目6-6-3		・成績評価の分布表
成績評価基準に則り各授	業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(02)成績分布表(例示)_
ていることについて、組織的	りに確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料
		6-6-3-02_(02)教務委員会議事要旨及び資料(非公表)
		・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料
		6-6-3-03_(02) 標準 GPA 導入に関するガイドライン
		6-6-3-04_(02)履修の手引(教養教育)抜粋
		6-6-3-05_(02) 履修の手引(医学部) 抜粋
		・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
		該当なし
分析項目6-6-4		・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
成績に対する異議申立て制	削度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(02) 履修の手引(医学部) 抜粋
		・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
		事案なし
		・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
		添付なし
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-6-2	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。	
	 成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行うこととしている。	
②この基準の内容に関して、		
├────────────────────────────────────	・複数の教員が個別に学生を指導し評価を行う医学研究実習については、プレ(研究室)配属期間(2 年次の 2 月:2 週間、分析的で批判的思考に関する演習 3 時間)を経たの	
L		**************************************

学生自身が作成する自己評価、医学研究実習(研究室配属)期間(2 年次 2 月~3 年次 11 月:実質 8 ヵ月間、分析的で批判的な思考が自律的に行えるよう各分野において実践的に指導)中に行われる 2 回の中間ヒアリング (5 月、10 月) における評価および最終的な成績評価(配属先分野とは異なる基礎系教授が学生各自のラボノートを参照点検しつつ行う)にはルーブリック評価表を作成、活用しており、指導及び評価担当教員による評価の差異が生じないように努めている。なお、評価結果は随時学生へフィードバックし、実習プロセスを学生とともに検証している。

(再掲) 6-5-A_(02) 医学研究実習要項

活動取組6-6-B

・診療参加型臨床実習では、入院患者に学生評価アンケートを実施している。このアンケート結果や指導医からの実習態度に関する評価結果により

将来、患者の診療に関わらせることが出来ないと考えられるような行動に関する情報を収集し、評価や指導に活用している。

6-6-B-01_(02) 入院患者用臨床実習アンケート

6-6-B-02_(02) 卒業判定方法について(教員用)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 複数の教員が個別に学生を指導し評価を行う医学研究実習については、プレ(研究室)配属期間(2 年次の 2 月:2 週間、分析的で批判的思考に関する演習 3 時間)を経たのちに学生自身が作成する自己評価、医学研究実習(研究室配属)期間(2 年次 2 月~3 年次 11 月:実質 8 ヵ月間、分析的で批判的な思考が自律的に行えるよう各分野において実践的に指導)中に行われる 2 回の中間ヒアリング(5 月、10 月)における評価および最終的な成績評価(配属先分野とは異なる基礎系教授が学生各自のラボノートを参照点検しつつ行う)にはルーブリック評価表を作成、活用しており、指導及び評価担当教員による評価の差異が生じないように努めている。なお、評価結果は随時学生へフィードバックし、実習プロセスを学生とともに検証している。
- ・ 診療参加型臨床実習では、入院患者に学生評価アンケートを実施している。このアンケート結果や指導医からの実習態度に関する評価結果により

将来、患者の診療に関わらせることが出来ないと考えられるような行動に関する情報を収集し、評価や指導に活用している。

改善を要する事項

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定	
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(02) 学則 第 35 条、第 35 条の 2	
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(02) 医学部規則 第 14 条	

	6-7-1-03_(02) 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領
	6-7-1-04_(02)語学マイレージ・プログラムの取扱い (医学部)_
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-05_(02) 学則 第 36 条
	6-7-1-06_(02) 学位規則 第 12 条、第 13 条
	6-7-1-07_(02) 教授会通則 第 3 条
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	
定されていること	
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	6-7-3-01_(02)履修の手引(医学部)抜粋
分析項目 6 - 7 - 4	・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	6-7-4-01_(02)教授会議議事要旨(医学科・医科栄養学科)(非公表)_
織的に実施していること	6-7-4-02_(02) 教授会議議事要録(保健学科)(非公表)_
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6 - 7 - 5	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	
【特記事項】	

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6-7-A

医学科では、6年間で修得すべき知識・技能・態度(卒業時コンピテンス・コンピテンシー)を策定する際に、学生にも意見を募った。

6-7-A_(02) コンピテンス案学生周知

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 医学科では、6年間で修得すべき知識・技能・態度(卒業時コンピテンス・コンピテンシー)を策定する際に、学生にも意見を募った。

改善を要する事項

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習原	成果が得られていること
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(02)標準修業年限内の卒業(修了)率 (医学部)_
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(02)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(医学部)_
	・資格の取得者数が確認できる資料
	6-8-1-01_(02) 資格取得状況
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-02_(02) 受賞状況
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(02)就職率 (就職希望者に対する就職者の割合) 及び進学率の状況 (医学部)_
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-502-01-01.html
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(02) 大学ホームページ

国立大学法人徳島大学 領域6 (医学部)

学業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方 に則した学習成果が得られていること		
新項目6-8-3		6-8-2-02_(02) 同窓会会報①(非公表)
### (修了) 時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方に関した学習成果が得られていること 1		6-8-2-03_(02) 同窓会会報②(非公表)
1 日 1	分析項目6-8-3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
6-8-3-02 (02)卒業時学生アンケート結果 (医科栄養学科) 6-8-3-03 (02)卒業時学生アンケート (保健学科) - ** ・	卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
# 1	針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(02) 卒業時学生アンケート結果(医学科)
新項目6-8-4		6-8-3-02_(02) 卒業時学生アンケート結果(医科栄養学科)_
安集 (修了)後一定期間の就業総験等を経た卒業 (修了)生からの意見聴取の結果 より、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		6-8-3-03_(02) 卒業時学生アンケート(保健学科)_
(金・8-4-01_(02)卒業生アンケート結果(医学科)	分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
6-8-4-02_(02)卒業生アンケート結果(医科栄養学科) 6-8-4-03_(02)卒業生アンケート(保健学科) ・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) (再掲)6-8-4-01_(02)卒業生アンケート結果(医学科) (再掲)6-8-4-01_(02)卒業生アンケート結果(医科栄養学科) (再掲)6-8-4-02_(02)卒業生アンケート結果(医科栄養学科) (再掲)6-8-4-03_(02)卒業生アンケート結果(医科栄養学科) (再掲)6-8-5-03_(02)卒業生アンケート・懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学 (成果が得られていること	卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
6-8-4-03_(02)卒業生アンケート(保健学科) ・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) (再掲)6-8-4-01_(02)卒業生アンケート結果(医学科) (再掲)6-8-4-03_(02)卒業生アンケート結果(医学科) (再掲)6-8-4-03_(02)卒業生アンケート結果(医科栄養学科) (再掲)6-8-4-03_(02)卒業生アンケート・規則を表現して、とのでは、100ので	により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(02) 卒業生アンケート結果 (医学科)_
・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) (再掲)6-8-4-01_(02)卒業生アンケート結果(医学科) (再掲)6-8-4-02_(02)卒業生アンケート結果(医科栄養学科) (再掲)6-8-4-03_(02)卒業生アンケート・観験会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学 (成果が得られていること		6-8-4-02_(02) 卒業生アンケート結果(医科栄養学科)
(再掲) 6-8-4-01_(02) 卒業生アンケート結果 (医学科) (再掲) 6-8-4-02_(02) 卒業生アンケート結果 (医科栄養学科) (再掲) 6-8-4-03_(02) 卒業生アンケート (保健学科) (6-8-4-03_(02) 卒業生アンケート(保健学科)_
(再掲)6-8-4-02_(02)卒業生アンケート結果(医科栄養学科) (再掲)6-8-4-03_(02)卒業生アンケート結果(医科栄養学科) (再掲)6-8-4-03_(02)卒業生アンケート(保健学科) ・ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学 ・ 成果が得られていること ・ 成果が得られていること ・ 合-8-5-01_(02)雇用主アンケート結果(医学科) ・ 6-8-5-03_(02)雇用主アンケート結果(医学科) ・ 6-8-5-03_(02)雇用主アンケート (保健学科) ・ (保健学科) ・ (特記事項) ・ (特記事項) ・ (特記事項) ・ (特記事項) ・ (特記事項) ・ (大き記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 ・ 特になし ・ (の2) 産用主アンケート(保健学科)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
(再掲) 6-8-4-03_(02) 卒業生アンケート (保健学科) ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取 (アンケート、懇談会、インタビュー等) の概要及びその結果が確認できる資料 成果が得られていること (特記事項] (特記事項])上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 特になし)この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		(再掲) 6-8-4-01_(02)卒業生アンケート結果 (医学科)_
・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		(再掲) 6-8-4-02_(02)卒業生アンケート結果 (医科栄養学科)_
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学 「成果が得られていること 6-8-5-01_(02)雇用主アンケート結果(医科栄養学科) 6-8-5-02_(02)雇用主アンケート (保健学科) (特記事項】 (大学記事項】 (大学記事項】 (大学等の目的及び学位授与方針に則した学 (大学等の目的及び学位授与方針に則した学 (大学記事項】 (大学記事項】 (大学記事項】 (大学記事項】 (大学等の目的及び学位授与方針に則した学 (大学等の目的及び学位授与方針に則した学 (大学記事項】 (大学記事項】 (大学記事項】 (大学等の目的及び学位授与方針に則した学 (大学等の目的及び学位授与方針に則した学 (大学では、)の2)雇用主アンケート (保健学科) (大学記事項】 (大学を表現する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 (特になし (大学等の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		(再掲) 6-8-4-03_(02)卒業生アンケート (保健学科)
成果が得られていること	分析項目 6 - 8 - 5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
(特記事項】 ②上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 特になし ③この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに ⑤条書きで記述すること。	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	6-8-5-01_(02) 雇用主アンケート結果(医学科)_
(特記事項) (注記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 特になし (この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに (箇条書きで記述すること。	習成果が得られていること	6-8-5-02_(02) 雇用主アンケート結果(医科栄養学科)
上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 特になし)この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに 箇条書きで記述すること。		6-8-5-03_(02) 雇用主アンケート(保健学科)
特になし うこの基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	【特記事項】	
・・・・・ この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
	特になし	
特になし	②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
	特になし	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

■ 当該基準を満たす

国立大学法人徳島大学 領域 6 (医学部)

□ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 特になし	
改善を要する事項	
・ 特になし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名: 歯学部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること		
	分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1		・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等	等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(03) 学位授与方針(歯学部) 6~7頁
		6-1-1-02_(03) 学士課程における学位授与方針(全学)
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-1-1	歯学科では学士(歯学)、口腔保健学科では学士(口腔保健学)を授与している。	
	本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および学部にも学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-01)を定めている。	
。 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
	・特になし	
「其進に係る判断】 PLEの公共内容を殊する。当該其進を送たすが送たさないが、(該当する口欄をチェック■)		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で学部、各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(03) 学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(歯学部)
課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(03) 教育課程編成・実施の方針(歯学部) 8 頁

国立大学法人徳島大学 領域6 (歯学部)

評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(03) 学士課程における教育課程編成・実施の方針(全学)
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) <u>6-2-1-01_(03)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(歯学部)</u>
	(再掲) <u>6-2-1-02_(03) 教育課程編成・実施の方針(歯学部)</u> 8頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(03)学位授与方針(歯学部)</u> 6~7頁
	6-2-2-01_(03) カリキュラム・チェックリスト(歯学部)
[4+======]	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目 6 - 2 - 1 本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および学部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準 6 一 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)	
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(03)カリキュラム・マップ(歯学部)	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)	

	6-3-1-02_(03) 履修の手引(教養教育) 抜粋
	6-3-1-03_(03) 学生便覧(歯学部)抜粋
	6-3-1-04_(03)時間割表(歯学科)
	6-3-1-05_(03)時間割表 (口腔保健学科)_
分析項目 6 - 3 - 2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	該当なし
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-01_(03) シラバス (教養教育科目)
	6-3-2-02_(03) シラバス(専門科目・歯学科)
	6-3-2-03_(03) シラバス (専門科目・口腔保健学科)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-04_(03) 歯学教育の改善充実に関する調査研究協力者会議フォローアップ(歯学部)
	6-3-2-05_(03) 教務委員会議事要旨(非公表)
	6-3-2-06_(03) 教育課程と指定規則との対比表(口腔保健学科)_
分析項目6-3-3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(03) 学則 第 34 条の 2-第 34 条の 5
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(03) 教養教育履修規則 第 12 条、第 13 条
	6-3-3-03_(03) 歯学部規則 第6条、第6条の2
分析項目6-3-4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
ていること	・研究倫理に関する指導が確認できる資料
	│ │ ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
	 認できる資料

分析項目6-3-5 ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、 の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 教育課程連携協議会を運用していること 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 分析項目6-3-1 本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、また、そのマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の体系性が確保されているか、教養科 目・専門教育のバランスおよび必修科目・選択科目の年次配当(学生便覧、時間割に掲載)が妥当なものであるかを確認している。 分析項目6-3-2 根拠資料のほか、歯学部(歯学科、口腔保健学科)ではコア・カリキュラムに従い、教育を進めており、教育プログラム評価委員会で教育内容の水準の評価を行っている。 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 活動取組6-3-A ・高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot) の精神に則り、反転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を诵して、学生と 教員が共に学び合い成長する科目である「SIH道場」を平成27年度から開講した(大学教育再生加速プログラム採択事業)。 「SIH 道場」は1年次学生全員が受講し、学生は将来を見据えて学習意欲を向上させながら、能動的学修の実践に必要な「文章力」、「プレゼンテーション力」、「協働力」等のラー ニングスキルを体得し、教員は現場実践型職能開発によりティーチングスキルを向上させるもので、外部評価においても高い評価を得ている。 (学生の受講満足度調査結果(満足していると回答した学生の割合): 平成 27 年度∶83%、平成 28 年度∶85%、平成 29 年度∶84%、平成 30 年度∶87%) 6-3-A_(03) SIH 道場 活動取組6-3-B ・社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成 30年度入学生から導入した。 「語学マイレージ・プログラム」は、学部教育において一貫した語学教育体制を構築し、学生の目標・目的に合った語学力、コミュニケーション力及び自己主導型学修力を養い、 十分な語学運用能力を持つ人材を育成することを目的としており、学部ごとに習熟度に応じた卒業要件を設けている。 6-3-B (03) 語学マイレージ・プログラム

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot)の精神に則り、反 転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」 を平成27年度から必修科目として開講している。

・ 社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成30年度から導入し、学部ご とに卒業要件を設けている。

改善を要する事項

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	(再掲) 6-3-1-04_(03)時間割表 (歯学科)_
	(再掲) 6-3-1-05_(03)時間割表 (口腔保健学科)_
	6-4-1-01_(03)学則 第 18 条
分析項目 6 - 4 - 2	・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-3-1-04_(03)時間割表 (歯学科)_
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	(再掲) <u>6-3-1-05_(03)時間割表 (口腔保健学科)</u>
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・シラバス
	(再掲) 6-3-2-01_(03)シラバス (教養教育科目)
	(再掲) 6-3-2-02_(03)シラバス (専門科目・歯学科)_
	(再掲) 6-3-2-03_(03)シラバス (専門科目・口腔保健学科)
	6-4-2-01_(03)シラバス (臨床心理学) (集中)
	6-4-2-02_(03)授業計画(相談援助実習)(集中)_
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) 6-3-2-01_(03)シラバス (教養教育科目)
されていること	(再掲) 6-3-2-02_(03)シラバス (専門科目・歯学科)
	(再掲) <u>6-3-2-03_(03) シラバス (専門科目・口腔保健学科)</u>
	6-4-3-01_(03) 履修の手引(教養教育)_
	6-4-3-02_(03) 学生便覧(歯学部)

国立大学法人徳島大学 領域 6 (歯学部)

	-
	6-4-3-03_(03) シラバス(歯科英語)(歯学部)_
	6-4-3-04_(03) 臨床実習要項(抜粋)(歯学部)_
	6-4-3-05_(03) TBL 効果(歯学部)_
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	6-4-4_(03)教育上主要と認める授業科目(歯学部)_
٤	・シラバス
	(再掲) 6-3-2-01_(03)シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) 6-3-2-02_(03)シラバス (専門科目・歯学科)_
	(再掲) <u>6-3-2-03_(03)シラバス (専門科目・口腔保健学科)</u>
分析項目 6 - 4 - 5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(САР制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	
分析項目 6 - 4 - 9	・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を

国立大学法人徳島大学 領域 6 (歯学部)

備され、指導が行われている	5=6	確保するための方法について確認できる資料
		・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
		体制及び実施状況が確認できる資料
		・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11		・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している	5場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、	根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-4-1	本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4	4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定
	されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。	
分析項目6-4-2	本教育課程には、15 週と異なる授業期間を設定している科目として、『臨床心理学』、及び『相談援助実習』がある。これらについてはシラバス等の授業計画により 15 週分を満た	
	す授業内容が含まれていることが確認できる。	
	授業計画において期末試験後にある"総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ	
	న .	
②この基準の内容に関して、	上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
活動取組6-4-A	・歯科英語は外国人教員(歯科医師)による英語のみの授業を実践し、歯科専門職のための実用的な英語を習得させている。	
	(再掲) <u>6-4-3-03_(03) シラバス(歯科英語)(歯学部)</u>	
活動取組6-4-B	・臨床予備実習では、チュートリアル授業により問題解決能力を習得するとともに、医療人としての知識、態度、コミュニケーション能力を習得させている。	
	(再掲) <u>6-4-3-04_(03)</u> 臨床実習要項 (抜粋) (歯学部)_	
活動取組6-4-C	・補綴学(2)の講義においてはチーム基盤学習や反転打	受業などのアクティブラーニングを積極的に実施し、学生による予習が増えている。
	(再掲) 6-4-3-05_(03)TBL 効果 (歯学部)_	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 外国人教員(歯科医師)による歯科英語教育が充実している。
- ・ チュートリアル授業による医療人としての教育を実施している。

・ アクティブラーニングを積極的に導入している。

改善を要する事項

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(03) 履修指導の実施状況(歯学部)
ていること	6-5-1-01_(03) 担任制全学導入のためのガイドライン
	6-5-1-02_(03) 学生便覧(歯学部)抜粋
	6-5-1-03_(03) 学術交流協定校一覧 (概要抜粋)_
	6-5-1-04_(03)海外留学実績(歯学部)_
	6-5-1-05_(03) 歯学部だより (国際交流抜粋)_
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(03) 学習相談の実施状況(歯学部)
	(再掲) <u>6-5-1-02_(03)学生便覧(歯学部)抜粋</u>
	6-5-2-01_(03) 歯科臨床実習ポートフォリオ
	6-5-2-02_(03)Study Support Space 実績
	6-5-2-03_(03) メンターと学生の組み合わせ表
	6-5-2-04_(03) 学部長等と学生総代との懇談会(非公表)
	6-5-2-05_(03) 臨床実習教育支援センター会議議事(非公表)_
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)

国立大学法人徳島大学 領域 6 (歯学部)

社会的,陪类的自己去回		C. C. 2. (0.0) 社会的。 晚季的点点去网页上,从几次再大处中去掉多取织(振觉如)
社会的・職業的日立を図る	るにのに必要な能力を占り収組を実施していること	6-5-3_(03)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(歯学部)
		・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
		実績等)
		6-5-3-01_(03) 歯学部臨床実習教育支援センター規則
分析項目6-5-4		・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、	その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(03) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学修支援の状況(歯学部)
を行う体制を整えていること	<u> </u>	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
		該当なし
		・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所
		6-5-4-01_(03) 留学生のための日本語・英語学習ガイド
		・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
		(再掲) <u>4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内</u>
		・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料
		6-5-4-02_(03) リメディアル教育に関する受講状況
		・学習支援の利用実績が確認できる資料
		(再掲) <u>4-2-4-03_特別修学支援室利用状況</u>
【特記事項】		
│ │ ①上記の各分析項目のうち、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・特になし	
②この基準の内容に関して、		
活動取組6-5-A	担任制度に加えて、歯学科 1 ~ 5 年生に対してはメンター制度により教員との関係を構築し、学修に対する支援を実施している。	
	(再掲) <u>6-5-2-03_(03)メンターと学生の組み合わせ表</u>	
活動取組6-5-B	学部長等と各学科・学年の学生総代が定期的に懇談会を開催し、学生の意見、要望を聴いて学習環境の向上に努めている。	
	 (再掲) 6-5-2-04_(03)学部長等と学生総代との懇談会(非公表)	
	は 臨床実習教育支援センターにおいて、センター会議を定期的に開催し、関係教員が臨床実習の進捗状況を確認し、情報・課題を共有している。	
	 (再掲) 6-5-2-05_(03)臨床実習教育支援センター会議語	義事(非公表)
	 D分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)
1 - W 0 13612	TO MILE CHOICE AND A CHIEF OF MAILE	

■ 当該基準を満たす

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- 教員メンター制度の導入により、綿密な学生指導を行っている。
- ・ 学部長等と各学年総代の懇談会を定期的に開催し、学生の要望を聴取している。
- ・ 臨床実習においてはセンター会議を開催し、各学生の進捗状況を把握している。

改善を要する事項

・ 特になし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 6 - 1	・成績評価基準
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(03) 成績評価基準(学部)_
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(03) 教養教育履修規則 第 10 条
	6-6-1-03_(03) 歯学部規則 第 8 条
分析項目 6 - 6 - 2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所
	6-6-2-01_(03) 学生便覧(歯学部)抜粋
	(再掲) 6-3-2-01_(03)シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) <u>6-3-2-02_(03)シラバス (専門科目・歯学科)</u>
	(再掲) <u>6-3-2-03_(03)シラバス(専門科目・口腔保健学科)</u>
分析項目6-6-3	・成績評価の分布表
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(03) 成績分布表 (例示)_
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料
	6-6-3-02_(03) 教育プログラム評価委員会議事要旨(非公表)_
	6-6-3-03_(03) 歯学部 FD 講演会
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料

国立大学法人徳島大学 領域 6 (歯学部)

		6-6-3-04_(03) 標準 GPA 導入に関するガイドライン
		6-6-3-05_(03)履修の手引(教養教育)抜粋
		6-6-3-06_(03) 学生便覧(歯学部) 抜粋
		・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
		6-6-3-07_(03) 臨床実習要項(歯学科)
		6-6-3-08_(03) 臨床・臨地実習要項(口腔保健学科)
		6-6-3-09_(03) 歯科臨床実習症例報告評価表(歯学部)
分析項目6-6-4		・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
成績に対する異議申立て	制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(03) 成績に関する学生の疑義への対応に関する申合せ
		6-6-4-02_(03) 学生便覧(歯学部) 抜粋
		・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
		事案なし
		・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
		添付なし
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち	、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-6-2	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。	
	成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行うこ	ととしている。
②この基準の内容に関して	、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
活動取組6-6—A		
	(再掲) 6-6-3-09_(03)歯科臨床実習症例報告評価表 (歯学部)_	
- 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
■ 臨床実習における個別	数育により、学生能力の向上に努めている。	

改善を要する事項

・ 特になし

基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業 (修了) 判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(03) 徳島大学学則 第 35 条、第 35 条の 2
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(03) 歯学部規則 第 12 条
	6-7-1-03_(03) 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領
	6-7-1-04_(03) 語学マイレージ・プログラムの取扱い (歯学部)_
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-05_(03) 徳島大学学則 第 36 条
	6-7-1-06_(03) 徳島大学学位規則 第 12 条、第 13 条
	6-7-1-07_(03) 徳島大学教授会通則 第 3 条
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	
定されていること	
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	6-7-3-01_(03) 学生便覧(歯学部) 抜粋
分析項目6-7-4	・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	6-7-4-01_(03)教授会議事要旨(非公表)_
織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料

	・審査及び試験に合格した学生の学位論文	
│ │ 分析項目 6 一 7 一 5	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料	
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・特になし		
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
・特になし		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・ 特になし		
改善を要する事項		
· 特になし		

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(03) 標準修業年限内の卒業(修了)率(歯学部)_
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(03)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(歯学部)_
	・資格の取得者数が確認できる資料
	6-8-1-01_(03) 各種国家試験等の合格状況
	6-8-1-02_(03) 新聞記事 (社会福祉士関連) (非公表)_
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-03_(03) 歯学部だより第4号(平成 30 年4月発行) 8頁

国立大学法人徳島大学 領域 6 (歯学部)

	6-8-1-04_(03) 歯学部だより第5号(平成31年4月発行)8頁
	6-8-1-05_(03) 四国歯学会第 53 回例会 最優秀発表賞
分析項目6-8-2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(03) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 (歯学部)
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-503-01-01.html
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(03) 徳島大学同窓会連合会ニュースレター(歯学科)_
	6-8-2-02_(03) 徳島大学同窓会連合会ニュースレター(口腔保健学科)_
分析項目 6 - 8 - 3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(03) 教育改善に向けてのアンケート調査(卒業時)_
	6-8-3-02_(03) 教育改善に向けてのアンケート調査(卒業時)結果
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(03)教育改善に向けてのアンケート調査(卒業生)_
	6-8-4-02_(03) 教育改善に向けてのアンケート調査(卒業生)結果
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
	(再掲) 6-8-4-01_(03)教育改善に向けてのアンケート調査 (卒業生)_
	(再掲) 6-8-4-02_(03)教育改善に向けてのアンケート調査 (卒業生) 結果
分析項目6-8-5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	6-8-5-01_(03) 教育改善に向けてのアンケート調査(就職先)_
習成果が得られていること	6-8-5-02_(03) 教育改善に向けてのアンケート調査(就職先) 結果
【特記事項】	

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

国立大学法人徳島大学 領域 6 (歯学部)

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。

活動取組6-8-A

歯学部に事務局を置く四国歯学会の学生発表コンペティションへの参加を推進し、研究発表の経験を通じて学生の研究に対する興味の向上を図っている。

(再掲) 6-8-1-05_(03)四国歯学会第53回例会 最優秀発表賞

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

■ 当該基準を満たす

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 学生の学会発表に対し、サポートを行い、積極的な参加を促している。

改善を要する事項

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名:薬学部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 1 - 1	・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(04) 学位授与方針(薬学部) 7~8頁
	6-1-1-02_(04) 学士課程における学位授与方針(全学)_
【杜司東西】	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-1-1 薬学科では学士(薬学)、創製薬科学科では学士(薬科学)を授与している。

本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および学部にも教育課程毎に学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-01)を定めている。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。

活動取組6-1-A

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

■ 当該基準を満たす

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で学部、各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(04)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(薬学部)
課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(04) 教育課程編成・実施の方針(薬学部) 8~10頁

評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(04)学士課程における教育課程編成・実施の方針(全学)_
分析項目 6 - 2 - 2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(04)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (薬学部)
	(再掲) 6-2-1-02_(04)教育課程編成・実施の方針(薬学部) 8~10頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(04) 学位授与方針(薬学部)</u> 7~8頁
	6-2-2-01_(04)カリキュラム・チェックリスト(薬学部)

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1

本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および学部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を 自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(04) カリキュラム・マップ(薬学部)_
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	6-3-1-02_(04) 履修の手引 (教養教育) (抜粋)

	<u>6-3-1-03_(04) 履修の手引(薬学部)抜粋</u>
分析項目 6 一 3 一 2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-2-01_(04)薬学教育評価 評価報告書
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラパス
	6-3-2-02_(04) シラバス(教養教育科目)_
	6-3-2-03_(04) シラバス(専門科目)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-04_(04)薬学科プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
	6-3-2-05_(04) 創製薬科学科プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
分析項目 6 一 3 一 3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(04) 学則 第 34 条の 2-第 34 条の 5
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(04) 教養教育履修規則 第 12 条、第 13 条
	6-3-3-03_(04)薬学部規則 第5条の2、第5条の3
分析項目 6 一 3 一 4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
ていること	・研究倫理に関する指導が確認できる資料
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
	認できる資料
分析項目 6 一 3 一 5	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前辺
専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	の資料と同じ
教育課程連携協議会を運用していること	│ │ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

国立大学法人徳島大学 領域 6 (薬学部)

分析項目6-3-1	本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、また、そのマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の体系性が確保されているか、教養科
	目・専門教育のバランスおよび必修科目・選択科目の年次配当が妥当なものであるかを確認している。
分析項目6-3-2	根拠資料のほか、薬学科においては、改訂モデル・コアカリキュラムを参照基準とし、設定された到達目標に合致しているかの確認を行っている。創製薬科学科においては、改訂モ
	デル・コアカリキュラムの適用の義務はないが、準じた形で改訂モデル・コアカリキュラムを適用し、教育内容の水準の確認を行っている。
②この基準の内容に関して	・ て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
活動取組6-3-A	・高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron
	is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生
	と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」を平成 27 年度から開講した(大学教育再生加速プログラム採択事業)。
	「SIH 道場」は1年次学生全員が受講し、学生は将来を見据えて学習意欲を向上させながら、能動的学修の実践に必要な「文章力」、「プレゼンテーションカ」、「協働力」等のラー
	ニングスキルを体得し、教員は現場実践型職能開発によりティーチングスキルを向上させるもので、外部評価においても高い評価を得ている。
	(学生の受講満足度調査結果(満足していると回答した学生の割合): 平成 27 年度∶83%、平成 28 年度∶85%、平成 29 年度∶84%、平成 30 年度∶87%)
	<u>6−3−A_ (04) SIH 道場</u>
活動取組6-3-B	・社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成
	30 年度入学生から導入した。
	「語学マイレージ・プログラム」は、学部教育において一貫した語学教育体制を構築し、学生の目標・目的に合った語学力、コミュニケーション力及び自己主導型学修力を養い、
	十分な語学運用能力を持つ人材を育成することを目的としており、学部ごとに習熟度に応じた卒業要件を設けている。
	<u>6-3-B_(04)</u> 語学マイレージ・プログラム
活動取組6-3-C	・薬学部では、自己点検・評価を実施するとともに、分野別第三者評価を活用し、内部質保証に取り組んでいる。
	平成 30 年度に分野別第三者評価を受審した結果、薬学教育評価機構の定める基準に「適合」との認定を受けている。
	(再掲) <u>6-3-2-01_(04)薬学教育評価 評価報告書</u>
活動取組6-3-D	・薬学部独自の語学学習への取組みとして、アメリカノースカロライナ大学薬学部との連携によるビデオカンファレンスを実施している。また、生涯学習への意欲の醸成を目的とし、
	1年次から6年次まで継続して自己学習することを求める「演習I」を実施している。創製薬科学科では、創薬研究者を育成するための特色あるカリキュラムとして、「研究体験演習
	I」、「学術論文作成法」、「コア DDS 講義」、「キャリアパスデザイン講義」を平成30年度から実施している。
	6-3-D-01_(04) 生涯学習としての能動学習
	<u>6-3-D-02_(04) UNC 募集ポスター</u>
	6-3-D-03_(04) 創製薬科学科リーフレット
	6-3-D-04_(04) 学術論文作成法 (とく talk 抜粋)_

6-3-D-05_(04)特色あるカリキュラム(新聞記事)(非公表)

6-3-D-06 (04) キャリアパスデザイン講義

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」を平成 27 年度から必修科目として開講している。
- ・社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成30年度から導入し、学部ごとに卒業要件を設けている。
- ・薬学部では、自己点検・評価を実施するとともに、分野別第三者評価(薬学教育評価機構)を活用し、内部質保証に取り組んでいる。
- ・薬学部独自の語学学習への取組みとして、アメリカノースカロライナ大学薬学部との連携によるビデオカンファレンスを実施している。また、生涯学習への意欲の醸成を目的とし、1年次から6年次まで継続して自己学習することを求める「演習 I」を実施している。創製薬科学科では、創薬研究者を育成するための特色あるカリキュラムとして、「研究体験演習 I」、「学術論文作成法」、「コア DDS 講義」、「キャリアパスデザイン講義」を平成30年度から実施している。

改善を要する事項

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 4 - 1	・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(04)履修の手引(教養教育)抜粋
	6-4-1-02_(04) 履修の手引(薬学部) 抜粋
	6-4-1-03_(04) 学則 第 18 条
分析項目 6 - 4 - 2	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-4-1-01_(04)履修の手引(教養教育)抜粋
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15	(再掲) 6-4-1-02_(04)履修の手引(薬学部)抜粋

国立大学法人徳島大学 領域 6 (薬学部)

週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・シラバス
	(再掲) 6-3-2-02_(04) シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) <u>6-3-2-03_(04) シラバス(専門科目)</u>
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) <u>6-3-2-02_(04) シラバス (教養教育科目)</u>
されていること	(再掲) <u>6-3-2-03_(04) シラバス(専門科目)</u>
	6-4-3-01_(04) 履修の手引 (教養教育)_
	6-4-3-02_(04) 履修の手引(薬学部)_
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	6-4-4_(04)教育上主要と認める授業科目(薬学部)
٤	・シラバス
	(再掲) 6-3-2-02_(04) シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) <u>6-3-2-03_(04) シラバス(専門科目)</u>
分析項目 6 - 4 - 5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	6-4-7-01_(04) 実習施設一覧
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	
分析項目 6 - 4 - 9	・実施している配慮が確認できる資料

夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われていること	確保するための方法について確認できる資料
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
	体制及び実施状況が確認できる資料
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目 6 - 4 - 11	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-4-1	本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定
	されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。
分析項目6-4- 2	本教育課程には、15 週と異なる授業期間を設定している科目として、『医療共用教育演習』、『演習Ⅱ』、『臨床心理学』、『先端医療薬学』がある。これらについてはシラバスの授業計
	画により 15 週分と同等の授業内容が含まれていることが確認できる
	授業計画において期末試験後にある"総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ
	వ .

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準 6 - 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況 (別紙様式 6 - 5 - 1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(04) 履修指導の実施状況(薬学部)
ていること	6-5-1-01_(04) 履修の手引(教養教育) 抜粋
	6-5-1-02_(04) 担任制全学導入のためのガイドライン
	6-5-1-03_(04) 履修の手引(薬学部) 抜粋
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目 6 - 5 - 2	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(04) 学習相談の実施状況(薬学部)
	(再掲) 6-5-1-03_(04)履修の手引(薬学部)抜粋
	6-5-2-01_(04) 面談報告書
	<u>6-5-2-02_(04) Study Support Space 実績</u>
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(04)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(薬学部)
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	6-5-3-01_(04) インターンシップ事業に関する覚書
	6-5-3-02_(04) 大塚製薬インターンシップ報告書
	6-5-3-03_(04) 薬学体験実習実施状況
分析項目 6 - 5 - 4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(04)履修上特別な支援を要する学生等に対する学修支援の状況(薬学部)
を行う体制を整えていること	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料

該当なし ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-01_(04)留学生のための日本語・英語学習ガイド ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲)4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 6-5-4-02_(04)リメディアル教育に関する受講状況 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲)4-2-4-03_特別修学支援室利用状況

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 6 1	・成績評価基準	
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(04) 成績評価基準 (学部)_	
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(04) 徳島大学教養教育履修規則 第 10 条	

国立大学法人徳島大学 領域6 (薬学部)

	<u></u>	
	6-6-1-03_(04) 薬学部規則 第 7 条	
分析項目 6 - 6 - 2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の診	
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所	
	6-6-2-01_(04) 履修の手引(薬学部) 抜粋	
	(再掲) 6-3-2-02_(04) シラバス (教養教育科目)_	
	(再掲) <u>6-3-2-03_(04) シラバス(専門科目)</u>	
分析項目 6 - 6 - 3	・成績評価の分布表	
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(04) 成績分布表 (例示)_	
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料	
	6-6-3-02_(04) 学生の学修改善のための WG 議事要録(非公表)	
	6-6-3-03_(04)教務委員会議事要旨抜粋 (非公表)_	
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料	
	6-6-3-04_(04) 標準 GPA 導入に関するガイドライン	
	6-6-3-05_(04) 履修の手引(教養教育) 抜粋	
	6-6-3-06_(04) 履修の手引(薬学部) 抜粋	
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
	6-6-3-07_ (04) ルーブリック評価表_卒業研究(非公表)	
分析項目 6 一 6 一 4	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	
成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(04) 履修の手引(薬学部) 抜粋	
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ	
	6-6-4-02_(04) 申立状況(非公表)	
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)	
	添付なし	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	- 判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目6-6-2 本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。	
 成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行う。	 成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行うこととしている。	

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 個人指導が中心となる『卒業研究』について、成績評価のためのルーブリック評価表(根拠資料 6-6-3-07_(04)) を作成、採点を行うことで学生担当教員の評価のばらつきを排除し、成績評価の公平性を担保する取り組みを実施している。

改善を要する事項

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定	
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(04) 学則 第 35 条、第 35 条の 2	
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(04) 薬学部規則 第 10 条	
	6-7-1-03_(04) 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領	
	6-7-1-04_(04) 語学マイレージ・プログラムの取扱い(薬学部)_	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる	
	資料	
	6-7-1-05_(04) 学則 第 36 条	
	6-7-1-06_(04) 学位規則 第 12 条、第 13 条	
	6-7-1-07_(04) 教授会通則 第 3 条	
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準	
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料	
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策		
定されていること		

国立大学法人徳島大学 領域 6 (薬学部)

分析項目 6 - 7 - 3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	6-7-3-01_(04)履修の手引(薬学部) 抜粋
分析項目 6 - 7 - 4	・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	6-7-4-01_(04)薬学部卒業判定議事録(非公表)_
織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6 - 7 - 5	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・特になし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
・特になし	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	

標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(04) 標準修業年限内の卒業(修了)率(薬学部)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(04)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(薬学部)
	・資格の取得者数が確認できる資料
	6-8-1-01_(04) 国家試験等の合格状況について
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-02_(04)薬学部だより Vol. 22・23 (受賞)_
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(04)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(薬学部)
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-504-01-01.html
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(04) 卒業生の活躍
分析項目 6 - 8 - 3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(04) 卒業・修了予定者と学部長との懇談会懇談内容(非公表)_
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(04) 卒業生・修了生・雇用主アンケート調査報告書
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
	(再掲) <u>6-8-4-01_(04)卒業生・修了生・雇用主アンケート調査報告書</u>
分析項目 6 - 8 - 5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	(再掲) <u>6-8-4-01_(04)卒業生・修了生・雇用主アンケート調査報告書</u>
習成果が得られていること	
【特記事項】	

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

国立大学法人徳島大学 領域 6 (薬学部)

	特になし	
②この基準の内容に関して、	上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
	特になし	
【基準に係る判断】 以上の	- D分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)	
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・ 特になし		
改善を要する事項		
• 特(= tr		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部·研究科名:理工学部

基準6一1 学位授与方針が具体的かつ明確であること		
分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1		・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等	の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(05) 学位授与方針(理工学部) 1 1 ~ 1 4 頁
		6-1-1-02_(05) 学士課程における学位授与方針(全学)_
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-1-1	理工学部では学士(理工学)を授与している。	
	 本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6	-1-1-01) の他に、全学および教育課程毎に学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-01)を定めている。

なお、理工学部の学位授与方針は昼間コース、夜間主コース共通である。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。また、 抽象 的表現になりがちな学位授与方針を個別の教育課程においてより具体的に記述・公表することにより、学生等に理解しやすいものとしている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(05)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (理工学部)
課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(05)教育課程編成・実施の方針(理工学部) 1 4~16頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(05) 学士課程における教育課程編成・実施の方針(全学)
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(05)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (理工学部)
	(再掲) <u>6-2-1-02_(05)教育課程編成・実施の方針(理工学部)</u> 14~16頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(05)学位授与方針(理工学部)</u> 1 1 ~ 1 4 頁
	6-2-2-01_(05) カリキュラム・チェックリスト(理工学部)_
	6-2-2-02_(05)履修細則
[杜] 東西】	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1	本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01) の他に、全学および学部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根	
	拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。	
	なお、理工学部の教育課程方針は昼間コース、夜間主コース共通である。	
分析項目6-2-2	理工学部のカリキュラム・チェックリストは昼間コース、夜間主コース共通である。	

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を 自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準6一3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(05) カリキュラム・マップ(理工学部)_
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	6-3-1-02_(05) 履修の手引(教養教育) 抜粋
	6-3-1-03_(05) 履修の手引(理工学部) 抜粋
分析項目6-3-2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-2-01_(05) JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学科応用化学システムコース)
	6-3-2-02_(05) JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学科社会基盤デザインコース)
	6-3-2-03_(05) JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学科電気電子システムコース)
	6-3-2-04_(05) JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(旧工学部光応用工学科)
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-05_(05) シラバス (教養教育科目)_
	6-3-2-06_(05) シラバス(専門科目)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-07_(05) 自己点検・評価委員会議事要旨(非公表)
分析項目6-3-3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(05) 学則 第 34 条の 2-第 34 条の 5
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(05) 教養教育履修規則 第 12 条、第 13 条
	6-3-3-03_(05) 理工学部規則 第 15 条、第 16 条
分析項目6-3-4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料

# D &		
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし		・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
ていること		・研究倫理に関する指導が確認できる資料
		・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
		認できる資料
分析項目6-3-5		・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述
専門職学科を設置している	る場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	の資料と同じ
教育課程連携協議会を運用し	ていること	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、	根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-3-1	本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップ(昼間コ	一ス、夜間主コース共通)を作成し、また、そのマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の
	体系性が確保、教養科目・専門教育のバランスおよび必	修科目・選択科目の配当が妥当なものであるかを確認している。
分析項目6-3-2	・JABEE 技術者教育プログラム認定を得ているコースについて、いずれも昼間コースの認定であるが、教育内容については昼間、夜間主コースで共通のため、授与学位に相応しい水	
	準になっていると認められる。	
	・情報光システムコース・光系では、前身となる旧工学	部光応用工学科で JABEE の認定を得ており、水準の確認には旧教育課程の教育内容を参照して確認を行っている。
	・理工学科全体として教員免許(中学校教諭一種免許状	: (数学)、高等学校教諭一種免許状 (数学)、中学校教諭一種免許状 (理科)、高等学校教諭一種免許状 (理科)、高等学校教諭
	一種免許状(情報)、高等学校教諭一種免許状(工業))授与の課程認定、各コースに関連する国家資格または国家試験受験資格(技術士、技術士補など)の課程認定の要件を	
つつ、各コースの教育内容が授与学位に相応しい水準に		なっていることを確認している。
活動取組6-3-A	・高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学	の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron
	is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学	。 ・修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と
	教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」	を平成 27 年度から開講した(大学教育再生加速プログラム採択事業)。
	「SIH道場」は1年次学生全員が受講し、学生は将来	を見据えて学習意欲を向上させながら、能動的学修の実践に必要な「文章力」、「プレゼンテーションカ」、「協働力」等のラー
	ニングスキルを体得し、教員は現場実践型職能開発に	こよりティーチングスキルを向上させるもので、外部評価においても高い評価を得ている。
	(学生の受講満足度調査結果 (満足していると回答 L	た学生の割合): 平成 27 年度∶83%、平成 28 年度∶85%、平成 29 年度∶84%、平成 30 年度∶87%)
	<u>6</u> –3−A_(05) SIH 道場	
活動取組6-3-B	- ・社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバ	ル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成
	30 年度入学生から導入した。	

国立大学法人徳島大学 領域6 (理工学部)

	「語学マイレージ・プログラム」は、学部教育において一貫した語学教育体制を構築し、学生の目標・目的に合った語学力、コミュニケーションカ及び自己主導型学修力を養い、	
	十分な語学運用能力を持つ人材を育成することを目的としており、学部ごとに習熟度に応じた卒業要件を設けている。	
	<u>6</u> –3–B_(05) 語学マイレージ・プログラム	
活動取組6-3-C	・理工学部では、自己点検・評価を実施するとともに、分野別第三者評価を活用し、内部質保証に取り組んでいる。	
	これまでに、4教育プログラムについて、日本技術者教育認定機構の定める基準に「適合」との認定を得ている。	
	(再掲) 6-3-2-01_(05) JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学科応用化学システムコース)_	
	(再掲) <u>6−3−2−02_(05)</u> JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学科社会基盤デザインコース)_	
	(再掲) <u>6-3-2-03_(05) JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(理工学科電気電子システムコース)</u>	
	(再掲)6-3-2-04_(05) JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果報告書(旧工学部光応用工学科)	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot)の精神に則り、反 転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」を 平成 27 年度から必修科目として開講している。
- ・ 社会の多様な場面でグローバル化が進む中、グローバル化社会に対応した語学教育を充実させるため、学生の語学力向上に取り組むための「語学マイレージ・プログラム」を平成30年度から導入し、学部ご とに卒業要件を設けている。
- ・ これまでに、4教育プログラムについて、日本技術者教育認定機構の定める基準に「適合」との認定を得ている。

改善を要する事項

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(05)履修の手引(教養教育)抜粋
	6-4-1-02_(05) 学年歴(理工学部)_

国立大学法人徳島大学 領域6 (理工学部)

	6-4-1-03_(05) 行事予定・履修スケジュール
	6-4-1-04_(05) 授業回数・補講に関する申し合わせ
	6-4-1-05_(05) 学則 第 18 条
分析項目 6 - 4 - 2	・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-4-1-01_(05)履修の手引(教養教育)抜粋
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	(再掲) <u>6-4-1-02_(05)学年歴(理工学部)</u>
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	(再掲) <u>6-4-1-03_(05)行事予定・履修スケジュール</u>
	(再掲) 6-4-1-04_(05)授業回数・補講に関する申し合わせ
	(再掲) <u>6-4-1-05_(05)学則 第 18 条</u>
	・シラバス
	(再掲) 6-3-2-05_(05)シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) <u>6-3-2-06_(05)シラバス(専門科目)</u>
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) 6-3-2-05_(05)シラバス (教養教育科目)_
されていること	(再掲) 6-3-2-06_(05)シラバス(専門科目)
	6-4-3-01_(05) 履修の手引(教養教育)
	6-4-3-02_(05) 履修の手引(理工学部)_
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	6-4-4_(05)教育上主要と認める授業科目(理工学部)_
٤	・シラバス
	(再掲) 6-3-2-05_(05)シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) 6-3-2-06_(05)シラバス(専門科目)
分析項目 6 - 4 - 5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	

国立大学法人徳島大学 領域6 (理工学部)

他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	
分析項目 6 - 4 - 9	・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	6-4-9-01_(05)履修の手引き(理工学部)抜粋
	6-4-9-02_(05) 授業時間割表(夜間主部分)_
	6-4-9-03_(05)休学許可の基準に関する申し合わせ
	6-4-9-04_(05) シラバス(理工学部)夜間主分抜粋
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われていること	確保するための方法について確認できる資料
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
	体制及び実施状況が確認できる資料
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目 6 - 4 - 11	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	
【特記事項】	

【符記爭垻】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-4-1 本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定 されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている(昼間コース、夜間主コース共通)。

分析項目6-4-2

本教育課程(昼間コース、夜間主コース)には、15週と異なる授業期間を設定している科目として、以下の授業科目がある。

アントレプレナーシップ演習、環境リスク学、応用測量学、雑誌購読、卒業研究、応用化学特別講義 1、応用化学特別講義 2、応用化学特別講義 3、安全工学、電気施設管理及び法規、無線設備管理及び法規、電線設備管理及び法規、電気電子工学特別講義、ソフトウエア工学、生体情報工学、オペレーティングシステム、情報システム特論 1、情報システム特論 2、解析学特論 1、代数学特論 1、幾何学特論 1、地球科学実験 3、応用理数セミナー、職業指導、教育学概論、教育の制度と経営、工業科教育法 I、工業科教育法 I、大業科教育法 I、大業科教育法 I、大業科教育法 I、大業科教育法 I、特別活動論、教育実習事前事後指導、教育実習(中学)、教育実習(高校)、教職実践演習(中、高)、総合科学の基礎 J(情報社会と情報倫理)、情報と職業、総合的な学習の時間の指導法これらについてはシラバスの授業計画により 15 週分と同等の授業内容が含まれていることが確認できる。

授業計画において期末試験後にある "総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ る。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準 6 - 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(05) 履修指導の実施状況(理工学部)_
ていること	6-5-1-01_(05) 担任制全学導入のためのガイドライン
	6-5-1-02_(05) クラス担任一覧表
	6-5-1-03_(05) 履修相談室規則
	6-5-1-04_(05) 長期にわたる教育課程の履修に関する規則
	6-5-1-05_(05)理工学部学生の他の学部の授業科目履修に関する細則

	6-5-1-06_(05)理工学部における留学に関する細則
	6-5-1-07_(05) 理工学部における徳島大学学則第 35 条の 2 の規定による卒業の認定の基準等に関する細則
	6-5-1-08_(05) 履修コース決定等に関する申合せ
	6-5-1-09_(05) 学術交流協定書
	6-5-1-10_(05) 学部学生の大学院授業科目の履修に関する規則
	<u>6-5-1-11_(05) 他コース·系での卒業研究の配属に関する申し合わせ事項</u>
	6-5-1-12_(05) 学生授業改善アンケート集計結果
	<u>6-5-1-13_(05)</u> 理工学部における転コース及び転系に関する申し合わせ
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(05) 学習相談の実施状況(理工学部)
	6-5-2-01_(05) 履修の手引(理工学部) 抜粋
	(再掲) <u>6-5-1-03_(05)履修相談室規則</u>
	6-5-2-02_(05) 履修相談室来室者報告
	6-5-2-03_(05) 時間割表 抜粋
	6-5-2-04_(05) 学生委員会規則 第 2 条
	6-5-2-05_(05) Study Support Space 実績
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<u>6-5-3_(05) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を養う取組</u>
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	6-5-3-01_(05) インターンシップ依頼状
	6-5-3-02_(05) インターンシップ提携企業
	6-5-3-03_(05) インターンシップ派遣実績

国立大学法人徳島大学 領域 6 (理工学部)

		6-5-3-04_(05) ボランティア関連科目受講者数
		6-5-3-05_(05)インターンシップ関連科目受講者数
		6-5-3-06_(05) 提携インターンシップ実施状況
分析項目6-5-4		・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、	その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(05) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学修支援の状況
を行う体制を整えていること	<u> </u>	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
		該当なし
		・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所
		6-5-4-01_(05) 学年歴(英語版)
		6-5-4-02_(05) 行事予定(英語版)
		6-5-4-03_(05) ガイダンス資料(国際連携教育研究センター)
		6-5-4-04_(05) 履修の手引(理工学部) 抜粋
		6-5-4-05_(05) 留学生のための日本語・英語学習ガイド
		・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
		(再掲) <u>4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内</u>
		(再掲) <u>6-5-2-04_(05) 学生委員会規則 第2条</u>
		・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料
		<u>6-5-4-06_(05) リメディアル教育に関する受講状況</u>
		・学習支援の利用実績が確認できる資料
		(再掲) <u>4-2-4-03_特別修学支援室利用状況</u>
【特記事項】		
 ①上記の各分析項目のうち、	根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
	・特になし	
	・本人の意思で解決できない特殊な事情、例えば学生本人の病気、怪我や家族の介護等により2年次に進級できなかった学生について、履修コース決定に際し、配慮を行っている。	
	 6-5-A_(05)履修コース決定等に関する申合せ(特殊な事情により進級できなかった学生の取扱い)	
活動取組6-5-B	・日亜化学工業㈱からの寄附により入学を希望する受験生のうち経済的に困窮している学生に対して重点的に生活を支援することを目的に設立された奨学金給付制度を実施してい	
	1	

る。当該奨学金は返還の義務はなく、また、日本学生支援機構等の他機関の奨学金への申請、授業料免除の申請を妨げるものでないものとして実施している。

(再掲) 4-2-5-05 理工学部日亜特別待遇奨学生(日亜特待生)制度実施要領

(再掲) 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 本人の意思で解決できない特殊な事情、例えば学生本人の病気、怪我や家族の介護等により2年次に進級できなかった学生について、履修コース決定に際し、配慮を行っている。
- ・ 日亜化学工業㈱からの寄附により入学を希望する受験生のうち経済的に困窮している学生に対して重点的に生活を支援することを目的に設立された奨学金給付制度を実施している。当該奨学金は返還の義務 はなく、また、日本学生支援機構等の他機関の奨学金への申請、授業料免除の申請を妨げるものでないものとして実施している。

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 6 - 1	・成績評価基準
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(05) 成績評価基準(学部)_
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(05) 教養教育履修規則 第 10 条
	6-6-1-03_(05) 理工学部規則 第 20 条
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所
	6-6-2-01_(05) 履修の手引 (理工学部) 抜粋
	(再掲) 6-3-2-05_(05)シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) <u>6-3-2-06_(05)シラバス(専門科目)</u>
分析項目6-6-3	・成績評価の分布表
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(05)成績分布表(例示)_
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料

国立大学法人徳島大学 領域 6 (理工学部)

		6-6-3-02_(05) 教務委員会議事要旨 (非公表)_
		・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料
		6-6-3-03_(05) 標準 GPA 導入に関するガイドライン
		6-6-3-04_(05) 履修の手引(教養教育) 抜粋
		6-6-3-05_(05) 履修の手引(理工学部)抜粋
		・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
		6-6-3-06_(05) 卒業研究評価シート
分析項目6-6-4		・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
成績に対する異議申立つ	て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(05) 理工学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申し合わせ
		・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
		事案なし
		・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
		添付なし
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうる	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証 [・]	できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-6-2	- 2 本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。	
	 成績は全学の成績評価基準に準拠した評点に	より行うこととしている。
②この基準の内容に関して		取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
	・卒業研究発表等、筆記試験のような評価が	「できないアクティブラーニングにおいて客観性を保つためにルーブリック評価法を取り入れている。
	(再掲) 6-6-3-06_(05) 卒業研究評価シート	
【基準に係る判断】 以_	── 上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満た。	
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさん	まい	
優れた成果が確認できるほ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
• 卒業研究発表等、筆記詞	試験のような評価ができないアクティブラーニン [。]	グにおいて客観性を保つためにルーブリック評価法を取り入れている。
改善を要する事項		
ca, JTA		

・ 特になし

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(05) 学則 第 35 条、第 35 条の 2
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(05) 理工学部規則 第 23 条
	6-7-1-03_(05) 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領
	6-7-1-04_(05)語学マイレージ・プログラムの取扱い(理工学部)_
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-05_(05) 学則 第 36 条
	6-7-1-06_(05) 学位規則 第 12 条、第 13 条
	6-7-1-07_(05) 教授会通則 第 3 条
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	
定されていること	
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	6-7-3-01_(05) 履修の手引 (理工学部) 抜粋
分析項目 6 - 7 - 4	・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	該当なし
織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文
	田丘及いの成に口口したナエッチに聞入

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-7-4

理工学部は平成28年度改組学部であり、学年進行中のため卒業認定の実績はない。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

■ 当該基準を満たす

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・資格の取得者数が確認できる資料
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6-8-2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
分析項目 6 - 8 - 3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	

国立大学法人徳島大学 領域 6 (理工学部)

分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
分析項目 6 - 8 - 5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	
習成果が得られていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
理工学部は平成 28 年度改組学部であり、学年進行中のため、平成 31 年度末に初めての卒業生を輩出することになるため基準 6 - 8 の分析は該当しない。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)
□ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 特になし	
改善を要する事項	
・ 特になし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部·研究科名:生物資源產業学部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 1 - 1	・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(06) 学位授与方針 (生物資源産業学部) 1 4~1 5 頁
	6-1-1-02_(06) 学士課程における学位授与方針(全学)
【特記事項】	

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-1-1 生物資源産業学部では学士(生物資源産業学)を授与している。

本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および教育課程毎に学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-01)を定めている。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。また、 抽象 的表現になりがちな学位授与方針を個別の教育課程においてより具体的に記述・公表することにより、学生等に理解しやすいものとしている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(06) 学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(生物資源産業学部)

国立大学法人徳島大学 領域 6 (生物資源産業学部)

課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(06)教育課程編成・実施の方針(生物資源産業学部) 17~18頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(06)学士課程における教育課程編成・実施の方針(全学)_
分析項目 6 - 2 - 2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(06)学士課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (生物資源産業学部)
	(再掲) 6-2-1-02_(06)教育課程編成・実施の方針 (生物資源産業学部) 17~18頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(06) 学位授与方針 (生物資源産業学部)</u> 1 4 ~ 1 5 頁
	6-2-2-01_(06)カリキュラム・チェックリスト (生物資源産業学部)_
[4+27±-47]	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1

本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および学部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根 拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6-2-A

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を 自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準6一3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(06) カリキュラム・マップ(生物資源産業学部)_
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)

国立大学法人徳島大学 領域 6 (生物資源産業学部)

	6-3-1-02_(06) 履修の手引(教養教育)(抜粋)_
	6-3-1-03_(06) 履修の手引(生物資源産業学部)(抜粋)
分析項目 6 - 3 - 2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	該当なし
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-01_(06) シラバス (教養教育科目)
	6-3-2-02_(06) シラバス(専門科目)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-03_(06) 自己点検・評価委員会議事要旨(非公表)
分析項目 6 - 3 - 3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(06) 学則 第 34 条の 2-第 34 条の 5
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(06) 教養教育履修規則 第 12 条、第 13 条
	6-3-3-03_(06) 生物資源産業学部規則 第 14 条、第 15 条
分析項目 6 - 3 - 4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
ていること	・研究倫理に関する指導が確認できる資料
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
	認できる資料
分析項目 6 - 3 - 5	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述
専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	の資料と同じ
教育課程連携協議会を運用していること	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-3-1	教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、また、そのマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の体系性が確保、教養科目・専門教育のバランス	
	および必修科目・選択科目の配当が妥当なものであるかを確認している。	
分析項目6-3-2	本学科に関連する資格(食品衛生管理者、食品衛生監視員)および上級バイオ技術者(受験資格)の課程認定を得るための教育内容を満たしつつ、各教育課程の授業内容が授与学位	
	に相応しい水準であることを確認している。	
②この基準の内容に関して、	上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組 6 - 3 - A	・高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron	
	is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生	
	と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」を平成 27 年度から開講した (大学教育再生加速プログラム採択事業)。	
	「SIH道場」は1年次学生全員が受講し、学生は将来を見据えて学習意欲を向上させながら、能動的学修の実践に必要な「文章力」、「プレゼンテーション力」、「協働力」等のラー	
	ニングスキルを体得し、教員は現場実践型職能開発によりティーチングスキルを向上させるもので、外部評価においても高い評価を得ている。	
	(学生の受講満足度調査結果(満足していると回答した学生の割合): 平成 27 年度∶83%、平成 28 年度∶85%、平成 29 年度∶84%、平成 30 年度∶87%)	
	6-3-A_(06) SIH 道場	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot)の精神に則り、反 転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH 道場」を平成 27 年度から必修科目として開講している。

改善を要する事項

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)	
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(06) 履修の手引(教養教育) 抜粋	
	6-4-1-02_(06) 学年暦(生物資源産業学部)_	

国立大学法人徳島大学 領域 6 (生物資源産業学部)

6-4-1-03_(06) 学則 第 18 条
・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
(再掲) 6-4-1-01_(06)履修の手引(教養教育) 抜粋
(再掲) 6-4-1-02_(06) 学年暦 (生物資源産業学部)_
・シラバス
(再掲) 6-3-2-01_(06)シラバス (教養教育科目)_
(再掲) <u>6-3-2-02_(06)シラバス(専門科目)</u>
・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
(再掲) 6-3-2-01_(06)シラバス (教養教育科目)_
(再掲) 6-3-2-02_(06)シラバス (専門科目)_
6-4-3-01_(06) 履修の手引(教養教育)_
6-4-3-02_(06) 履修の手引 (生物資源産業学部)_
・教育上主要と認める授業科目 (別紙様式 6 - 4 - 4)
6-4-4_(06)教育上主要と認める授業科目(生物資源産業学部)
・シラバス
(再掲) 6-3-2-01_(06)シラバス (教養教育科目)_
(再掲) <u>6-3-2-02_(06) シラバス(専門科目)</u>
・CAP制に関する規定
・大学院学則
・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

国立大学法人徳島大学 領域6 (生物資源産業学部)

いること		
分析項目 6 - 4 - 8		・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置してに	いる場合は、連携協力校を確保していること	
分析項目6-4-9		・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実施	している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	
分析項目 6 - 4 - 10		・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接		該当箇所)
授業(スクーリングを含む	こ。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われていること		確保するための方法について確認できる資料
		・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
		体制及び実施状況が確認できる資料
		・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11		・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-4-1	本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4	4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定
	されておらず、約44週が授業を行える期間として確保さ	されている。

授業計画において期末試験後にある"総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

■ 当該基準を満たす

分析項目6-4-2

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

改善を要する事項

・特になし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(06) 履修指導の実施状況(生物資源産業学部)
ていること	6-5-1-01_(06) 担任制全学導入のためのガイドライン
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(06) 学習相談の実施状況(生物資源産業学部)
	6-5-2-01_(06)Study Support Space 実績
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(06)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(生物資源産業学部)
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	6-5-3-01_(06) インターンシップ実施要項
	6-5-3-02_(06) インターン受入先一覧
	6-5-3-03_(06) ボランティア関連科目受講者数
	6-5-3-04_(06)インターンシップ関連科目受講者数
	6-5-3-05_(06) 提携インターンシップ実施状況
分析項目6-5-4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(06) 履修上特別な支援を要する学生等に関する学修支援の状況(生物資源産業学部)
を行う体制を整えていること	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料

	該当なし
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所
	6-5-4-01_(06) 留学生のための日本語・英語学習ガイド
	・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
	(再掲) <u>4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内</u>
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料
	6-5-4-02_(06) リメディアル教育に関する受講状況
	・学習支援の利用実績が確認できる資料
	(再掲) <u>4-2-4-03_特別修学支援室利用状況</u>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち	5、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
	・特になし
②この基準の内容に関して	、 て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
	・特になし
【基準に係る判断】 以上	・ 上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)
■ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさなし	:tv
優れた成果が確認できる取れ	zal
・特になし	
改善を要する事項	
 ・特になし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 6 - 1	• 成績評価基準	
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(06) 成績評価基準(学部)_	
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(06) 教養教育履修規則 第 10 条	

国立大学法人徳島大学 領域 6 (生物資源産業学部)

	6-6-1-03_(06) 生物資源産業学部規則 第 19 条
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の認
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所
	6-6-2-01_(06) 履修の手引(抜粋)_
	(再掲) 6-3-2-01_(06)シラバス (教養教育科目)_
	(再掲) <u>6-3-2-02_(06)シラバス(専門科目)</u>
分析項目6-6-3	・成績評価の分布表
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(06) 成績分布表(例示)_
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料
	6-6-3-02_(06) 教務委員会議事要旨(非公表)_
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料
	6-6-3-03_(06) 標準 GPA 導入に関するガイドライン
	6-6-3-04_(06) 履修の手引(教養教育) 抜粋
	6-6-3-05_(06) 履修の手引(生物資源産業学部) 抜粋
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
	該当なし
分析項目6-6-4	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(06) 履修の手引(生物資源産業学部) 抜粋
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
	事案なし
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
	添付なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-6-2 本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、	シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。
成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行うこ	ととしている。
	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

・特になし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定	
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(06) 学則 第 35 条、第 35 条の 2	
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(06) 生物資源産業学部規則 第 21 条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる	
	資料	
	6-7-1-03_(06) 学則 第 36 条	
	6-7-1-04_(06) 学位規則 第 12 条、第 13 条	
	6-7-1-05_(06)教授会通則 第3条	
分析項目 6 - 7 - 2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準	
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料	
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策		
定されていること		
分析項目 6 - 7 - 3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、	
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所	
	6-7-3-01_(06) 履修の手引(生物資源産業学部)抜粋	
分析項目 6 - 7 - 4	・教授会等での審議状況等の資料	

国立大学法人徳島大学 領域6 (生物資源産業学部)

卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	該当なし
織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6 - 7 - 5	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	
【件記車項】	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-7-4

生物資源産業学部は平成28年度新設学部であり、学年進行中のため卒業認定の実績はない。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準 6 一 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・資格の取得者数が確認できる資料
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起

国立大学法人徳島大学 領域 6 (生物資源産業学部)

就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)	
位授与方針に則して適正な状況にあること	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)	
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)	
分析項目 6 - 8 - 3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ	
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	
針に則した学習成果が得られていること		
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概	
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料	
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)	
分析項目 6 - 8 - 5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学		
習成果が得られていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
生物資源産業学部は平成 28 年度新設学部であり、学年達	生物資源産業学部は平成 28 年度新設学部であり、学年進行中のため、平成 31 年度末に初めての卒業生を輩出することになるため基準 6 - 8 の分析は該当しない。	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)	
□ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
改善を要する事項		
•		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部 • 研究科名:総合科学教育部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 1 - 1	・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(07)学位授与方針 (総合科学教育部) 1 ~ 2 頁
	6-1-1-02_(07) 大学院課程における学位授与方針(全学)_
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	

本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および大学院教育部(博士前期、博士後期)にも学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

01)を定めている。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

■ 当該基準を満たす

分析項目6-1-1

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で大学院教育部、各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(07) 大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(総合科学教育部)

課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(07) 教育課程編成・実施の方針 (総合科学教育部) 1 ~ 3 頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(07) 大学院課程における教育課程編成・実施の方針(全学)_
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(07)大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (総合科学教育部)
	(再掲) 6-2-1-02_(07)教育課程編成・実施の方針(総合科学教育部) 1~3頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(07)学位授与方針(総合科学教育部)</u> 1~2頁
	6-2-2-01_(07)カリキュラム・チェックリスト (総合科学教育部)
「此つ古夜】	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目 6 - 2 - 1 本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および大学院教育部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を 自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(07) カリキュラム・マップ(総合科学教育部)
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)

	6.2.1.02.(07)层板のエコ (WAN) ## 本切 \ + th.
\\rangle \(\text{A} \\	6-3-1-02_(07) 履修の手引(総合科学教育部)抜粋
分析項目6-3-2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	該当なし
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	6-3-2-01_(07) 教務・入試委員会議事要旨 (非公表)
	・シラバス
	<u>6-3-2-02_(07) シラバス(博士前期課程)</u>
	6-3-2-03_(07) シラバス (博士後期課程)_
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-04_(07) 教育プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
分析項目6-3-3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(07) 大学院学則 第9条-第9条の3
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(07) 総合科学教育部規則 第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条
分析項目6-3-4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	6-3-4-01_(07) 総合科学教育部規則 第 7 条
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	6-3-4-02_(07) 研究指導ガイドライン
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	6-3-4-03_(07) 研究指導方針
ていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
	(再掲) <u>6-3-4-03_(07) 研究指導方針</u>
	6-3-4-04_(07) 履修の手引(総合科学教育部) 抜粋
	6-3-4-05_(07)研究指導報告書(抜粋)(非公表)
	6-3-4-06_(07)研究指導計画書(抜粋)(非公表)
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
	(再掲) <u>6-3-4-03_(07)研究指導方針</u>
	6-3-4-07_(07) 履修の手引(総合科学教育部) 抜粋
	6-3-4-08_(07) 学会参加支援に関する資料(募集掲示)
	6-3-4-09_(07) 学会参加状況

		・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
		該当なし
		・研究倫理に関する指導が確認できる資料
		(再掲) <u>6-3-4-03_(07)研究指導方針</u>
		6-3-4-11_(07) 研究活動チェックリスト(博士前期課程・博士後期課程)
		6-3-4-12_(07) 研究倫理教育受講状況
		・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
		認できる資料
		(再掲) <u>6-3-4-03_(07)研究指導方針</u>
		<u>6-3-4-13_(07) 履修の手引(総合科学教育部)抜粋</u>
		6-3-4-14_(07) 総合科学教育部ティーチング・アシスタント実施要項
		6-3-4-15_(07) 総合科学教育部リサーチ・アシスタント実施要項
		6-3-4-16_(07) T A・R A説明会(開催通知)_
		6-3-4-17_(07) T A · R A採用状況
分析項目6-3-5		・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述
専門職学科を設置して	いる場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	の資料と同じ
教育課程連携協議会を運用していること		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】		
①上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-3-1	本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成(開講授業科目が多い教育課程においてはコース・ナンバリング・コードを付記)することにより、授業配置の体系性、必修科	
	目・選択科目の年次配当(履修の手引きに記載)が妥当なものであるかを確認している。	
分析項目6-3-2	教育内容の水準については、各授業科目設計の際に日本学術会議による参照基準をもとに授与学位に相応しい水準を想定し、プログラム評価委員会および教務・入試委員会において、	
	2019(平成 31)年度シラバスを点検し、基準を満たして	「いることを確認している(根拠資料 6-3-2-04、 6-3-2-01 参照)。
	また、本教育部と科目の互換を行っている先端技術科学	教育部の互換科目を参照基準とし、水準に関する検証も行っている。
分析項目6-3-3	既修得単位等の認定の手続きは、大学院学則第9条の3および総合科学教育部規則第17条に定めている。それらの規則を「履修の手引き」に掲載すると同時に、認定申請の手順等	
	も『履修の手引き』10ページに掲載し周知している。	

6-3-4-10_(07) 国際学会発表状況

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(07) 履修の手引(総合科学教育部)抜粋
	6-4-1-02_(07) 学則 第 18 条
分析項目 6 - 4 - 2	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-4-1-01_(07)履修の手引 (総合科学教育部) 抜粋
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	(再掲) <u>6-4-1-02_(07)学則 第18条</u>
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・シラバス
	(再掲) 6-3-2-02_(07)シラバス (博士前期課程)_
	(再掲) 6-3-2-03_(07)シラバス (博士後期課程)
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) 6-3-2-02_(07)シラバス (博士前期課程)_
されていること	(再掲) 6-3-2-03_(07)シラバス (博士後期課程)_
	6-4-3-01_(07)履修の手引(総合科学教育部)
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	

٤	・シラバス
分析項目6-4-5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目6-4-6	• 大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	6-4-6-01_(07) 大学院学則 第7条の2
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	6-4-6-02_(07) 総合科学教育部規則 第 4 条
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	
分析項目 6 - 4 - 9	・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	6-4-9-01_(07) 履修の手引(総合科学教育部) 抜粋
	(再掲) <u>4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</u>
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われていること	確保するための方法について確認できる資料
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
	体制及び実施状況が確認できる資料
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目 6 - 4 - 11	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-4-1 本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。

分析項目6-4-2

・本教育課程における2単位の講義科目のうち、15週と異なる授業期間を設定している科目として、博士前期課程では、『プロジェクト研究I』が、博士後期課程では『地域科学II』 がある。これらについてはシラバスの授業計画の記載により15週分と同等の授業内容が含まれていることが確認できる。

また、シラバスに 15 回分の計画が記載されていない科目については、授業の初回に当期の授業スケジュールを説明している。

・授業計画において期末試験後にある "総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業である。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

其進6-5 学位塔与古針に則して適切な履修指道 支援が行われていること

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

特になし

基準 0 = 5 子世投 子力 軒に則 し し 適 切 な 復 修 拍 等 、 文 抜 か 打 われ し い る こ と	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(07)履修指導の実施状況(総合科学教育部)
ていること	6-5-1-01_(07)履修の手引(総合科学教育部)抜粋
	6-5-1-02_(07) オリエンテーション進行表
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料

該当なし

分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(07) 学習相談の実施状況(総合科学教育部)
	(再掲) 6-5-1-01_(07)履修の手引 (総合科学教育部) 抜粋
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目 6 - 5 - 3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(07)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(総合科学教育部)
	6-5-3-01_(07) ニュービジネス特論
	6-5-3-02_(07) ビジネスモデル特論
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	該当なし
分析項目 6 - 5 - 4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(07)履修上特別な支援を要する学生等に対する学修支援の状況(総合科学教育部)
を行う体制を整えていること	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
	該当なし
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所
	<u>6-5-4-01_(07)</u> 日本語サポートルーム
	6-5-4-02_(07) 留学生のための日本語・英語学習ガイド
	・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
	(再掲) <u>4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内</u>
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料
	該当なし
	・学習支援の利用実績が確認できる資料
	(再掲) <u>4-2-4-03_特別修学支援室利用状況</u>

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

	・特になし
②この基準の内容に関して	、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
活動取組6-5-A	・大学院在籍の外国人(中国人)留学生の論文執筆(日本語によるアカデミック・ライティング)を支援することを目的として、中国語と日本語のバイリンガル講師による「日本語
	サポートルーム」を開設している。
	(再掲) <u>6-5-4-01_(07)日本語サポートルーム</u>
活動取組6-5-B	・総合科学部及び総合科学教育部の学生が中心となった狩猟サークルが、クラウドファンディングによって資金を集め、徳島県と共同でジビエを商品化した。徳島県のホームページ
	や地元新聞でも取り上げられた他、完成した商品を学園祭でも販売し、野生生物の有効利用や山間部の問題について広く知ってもらうことに大きく貢献した。
	6-5-B_(07) ジビエの取組(非公表)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 大学院在籍の外国人(中国人)留学生の論文執筆(日本語によるアカデミック・ライティング)を支援することを目的として、中国語と日本語のバイリンガル講師による「日本語サポートルーム」を開設している。
- ・ 総合科学部及び総合科学教育部の学生が中心となった狩猟サークルが、クラウドファンディングによって資金を集め、徳島県と共同でジビエを商品化した。徳島県のホームページや地元新聞でも取り上げられた他、完成した商品を学園祭でも販売し、野生生物の有効利用や山間部の問題について広く知ってもらうことに大きく貢献した。本教育部では、これに参画した学生が当該取組を基に修士論文を作成している。 (修士論文題目)

野生生物マネジメントと経営マネジメントは両立できるのか?ー県における民間処理加工施設の取り組みを事例に一

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 6 - 1	- 成績評価基準
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(07) 成績評価基準(大学院)
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(07) 総合科学教育部規則 第 9 条
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

	卸していること	当箇所
		6-6-2-01_(07)履修の手引(総合科学教育部)抜粋
分析項目6-6-3		・成績評価の分布表
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ		6-6-3-01_(07) 成績分布表(例示)
ていることについて、組織的	りに確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料
		6-6-3-02_(07) 教育プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
		・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料
		該当なし
		・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
		6-6-3-03_(07) 専攻公開ゼミのルーブリック
分析項目 6 6 4		・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること		6-6-4-01_(07) 履修の手引(総合科学教育部) 抜粋
		・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
		事案なし
		・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
		添付なし
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、	根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-6-2	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、シラバスに示した成績評価方法により評価を行い、成績(評点)は全学の成績評価基準に準拠した方法により行っている。	
分析項目6-6-4	成績評価に関する疑義申立て等について、各学生のアドバイザー教員に申し立てる(『履修の手引き』7ページ)。手続きについては、総合科学部の規定を準用し、教務・入試委員会	
	へ対応を申し出ることとしている。	
②この基準の内容に関して、	2 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
	・特になし	
- 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない	1	

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(07) 大学院学則 第 11 条-第 12 条
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(07)総合科学教育部規則 第 6 条
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-03_(07) 大学院学則 第 15 条
	6-7-1-04_(07)学位規則 第 11 条、第 13 条
	6-7-1-05_(07)大学院教育部教授会通則 第 2 条
	6-7-1-06_(07)総合科学教育部学位規則実施細則
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	6-7-2-01_(07) 大学院学則 第 13 条、第 14 条
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	6-7-2-02_(07) 学位規則 第 6 条-第 11 条
定されていること	(再掲) <u>6-7-1-06_(07)</u> 総合科学教育部学位規則実施細則
	6-7-2-03_(07) 学位論文審査基準
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-03_(07)大学院学則 第 15 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-04_(07) 学位規則 第 11 条、第 13 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-05_(07)大学院教育部教授会通則 第2条</u>
分析項目 6 - 7 - 3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所

	6-7-3-01_(07) 履修の手引(総合科学教育部) 抜粋
分析項目 6 - 7 - 4	・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	6-7-4-01_(07)教授会議事要旨 (非公表)_
織的に実施していること	6-7-4-02_(07)博士後期課程教授会議議事要旨 (非公表)_
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	(再掲) 6-7-1-06_(07)総合科学教育部学位規則実施細則
	(再掲) <u>6-7-2-03_(07)</u> 学位論文審査基準
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
	(再掲) 6-7-1-06_(07)総合科学教育部学位規則実施細則
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文
	6-7-4-03_(07)論文審査結果の要旨(抜粋)(非公表)_
	6-7-4-04_(07) 最終試験報告書(抜粋)(非公表)_
・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料	
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
・特になし	
・特になし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)
■ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 特になし	
改善を要する事項	
特になし	

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(07) 標準修業年限内の卒業(修了)率(総合科学教育部)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(07)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(総合科学教育部)
	・資格の取得者数が確認できる資料
	該当なし
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-01_(07) 学生表彰
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(07)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(総合科学教育部)
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-2Z02-02-01.html (博士前期課程)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-4Z02-02-01.html (博士後期課程)
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(07)新聞記事(五輪組織委員会常勤職員へ)(非公表)
分析項目 6 - 8 - 3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(07) 懇談会記録(非公表)_
	6-8-3-02_(07) 修了時学生アンケート結果
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(07) 修了生アンケート報告
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)

		(再掲) <u>6-8-4-01_(07)修了生アンケート報告</u>
分析項目6-8-5		・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴取の	の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	6-8-5-01_(07) 雇用者アンケート報告
習成果が得られていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-8-4	大学院修了生からの回答は7と多くはないが、学位授与方針に掲げる「学識、研究能力及び高度専門職業能力」を獲得できたと評価されている。	
分析項目6-8-5	大学院修了生の雇用主からの回答は少なく一般化は難しいが、学位授与方針に掲げる学識、知識、研究能力、責任感などに関しては好評価である。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
・特になし		
- 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・ 特になし		
改善を要する事項		
・特になし		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部 • 研究科名: 医科学教育部

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 一 1 一 1	・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	<u>6-1-1-01_(08) 学位授与方針(医科学教育部)</u> 3 ~ 4 頁
	6-1-1-02_(08) 大学院課程における学位授与方針 (全学)

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料6-1-1-01)の他に、全学および大学院教育部(博士前期、博士後期)にも学位授与方針(根拠資料6-1-1-02、根拠資料6-1-1-01) 分析項目6-1-1 を定めている。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(08) 大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(医科学教育部)
課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(08) 教育課程編成・実施の方針(医科学教育部) 4~5頁

評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(08) 大学院課程における教育課程編成・実施の方針(全学)
分析項目 6 - 2 - 2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(08) 大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (医科学教育部)
	(再掲) <u>6-2-1-02_(08)</u> 教育課程編成・実施の方針(医科学教育部) 4~5頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(08) 学位授与方針(医科学教育部)</u> 3~4 頁
	6-2-2-01_(08) カリキュラム・チェックリスト (医科学教育部)
[4+=7±+=7]	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1

本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および大学院教育部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ また、学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(08) カリキュラム・マップ(医科学教育部)_
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	6-3-1-02_(08) 医科学教育部規則

	6-3-1-03_(08) 時間割表(修士課程)
	6-3-1-04_(08) 時間割表(博士課程)
分析項目6-3-2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	該当なし
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-01_(08) シラバス(修士課程)_
	6-3-2-02_(08) シラバス(博士課程)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-03_(08) 教育プログラム評価委員会規則
	6-3-2-04_(08) 大学院医歯薬学研究部アドバイザリー・ボード委員会報告(抜粋)_
分析項目 6 - 3 - 3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(08) 大学院学則 第9条-第9条の3
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(08) 医科学教育部規則 第 10 条-第 12 条、第 14 条
分析項目 6 - 3 - 4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	6-3-4-01_(08) 医科学教育部規則 第 6 条
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	6-3-4-02_(08) 研究指導ガイドライン
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	6-3-4-03_(08) 研究指導方針
ていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
	6-3-4-04_(08) 研究指導報告書(非公表)_
	6-3-4-05_(08) 研究指導計画書(非公表)_
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
	6-3-4-06_(08) 国際学会研究発表支援
	6-3-4-07_(08) 学会参加状況
	6-3-4-08_(08) 国際学会発表状況
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料

		該当なし
		・研究倫理に関する指導が確認できる資料
		<u>6-3-4-09_(08) 研究倫理教育受講状況</u>
		・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
		認できる資料
		6-3-4-10_(08) TA・RAガイダンス配付資料
		6-3-4-11_(08) T A ・R A採用状況
分析項目 6 - 3 - 5		・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述
専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、		の資料と同じ
教育課程連携協議会を運用していること		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目 6 - 3 - 1	本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、授業配置の体系性、必修科目・選択科目の配当が妥当なものであるかを確認している。	
分析項目6-3-2	教育内容については、大学院医科学教育部教育プログラム評価委員会を設置し、評価、改善を行うこととしている。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
・特になし		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)		
■ 当該基準を満たす		

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

基準 6 一 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)

1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	(再掲) <u>6-3-1-03_(08)時間割表(修士課程)</u>
	(再掲) 6-3-1-04_(08)時間割表 (博士課程)
	6-4-1-01_(08) 学則 第 18 条
分析項目 6 - 4 - 2	・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) <u>6-3-1-03_(08)時間割表(修士課程)</u>
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15	(再掲) <u>6-3-1-04_(08)時間割表(博士課程)</u>
週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・シラバス
	(再掲) <u>6-3-2-01_(08) シラバス(修士課程)</u>
	(再掲) <u>6-3-2-02_(08) シラバス (博士課程)</u>
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) <u>6-3-2-01_(08) シラバス(修士課程)</u>
されていること	(再掲) <u>6-3-2-02_(08) シラバス(博士課程)</u>
	6-4-3-01_(08) 履修の手引(医科学教育部)
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式 6 - 4 - 4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	
ح	・シラバス
分析項目 6 - 4 - 5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	6-4-6-01_(08) 大学院学則 第7条の2
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	6-4-6-02_(08) 医科学教育部規則 第3条
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
│ │ 的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して │	

いること		
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料	
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		
分析項目6-4-9	・実施している配慮が確認できる資料	
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	(再掲) <u>4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</u>	
	(再掲) <u>6-3-1-03_(08)時間割表(修士課程)</u>	
	(再掲) <u>6-3-1-04_(08)時間割表(博士課程)</u>	
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の	
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)	
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を	
備され、指導が行われていること	確保するための方法について確認できる資料	
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施	
	体制及び実施状況が確認できる資料	
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料	
分析項目 6 - 4 - 11	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-4-1 本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約	94週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定	
されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。		
分析項目6-4-2 授業計画において期末試験後にある"総括"等は、採	点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ	
వ .		
・特になし	・特になし	
■ 当該基準を満たす		

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

・特になし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)	
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(08) 履修指導の実施状況(医科学教育部)	
ていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料	
	該当なし	
分析項目 6 - 5 - 2	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)	
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(08) 学習相談の実施状況(医科学教育部)	
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料	
	該当なし	
分析項目 6 - 5 - 3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)	
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(08)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(医科学教育部)	
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定	
	実績等)	
	該当なし	
分析項目 6 - 5 - 4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)	
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(08) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (医科学教育部)	
を行う体制を整えていること	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料	
	6-5-4-01_(08) チューター関係資料	
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所	
	6-5-4-02_(08) 学習要領に関する細則	
	<u>6-5-4-03_(08) 英語プログラム時間割</u>	

6-5-4-04_(08)「統合医療学際教育英語プログラム」シラバス ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲)4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲)4-2-4-03_特別修学支援室利用状況

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 6 - 1	・成績評価基準	
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(08) 成績評価基準(大学院)_	
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(08) 医科学教育部規則 第 8 条	
分析項目 6 - 6 - 2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該	
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所	

	6-6-2-01_(08) 履修の手引 (医科学教育部) 抜粋	
	(再掲) <u>6-3-2-01_(08) シラバス(修士課程)</u>	
分析項目 6 - 6 - 3	(再掲) 6-3-2-02_(08) シラバス (博士課程) ・成績評価の分布表	
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ		
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料	
	6-6-3-02_(08)教育・研究委員会議事要旨(非公表) 	
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料	
	該当なし	
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
	6-6-3-03_(08)ルーブリック評価表(修士課程)	
	6-6-3-04_(08)ルーブリック評価表(博士課程)_	
分析項目 6 - 6 - 4	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	
成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(08) 履修の手引(医科学教育部) 抜粋	
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ	
	事案なし	
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)	
	添付なし	
【特記事項】	·	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目6-6-2 本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、	シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。	
成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行うこ	こととしている。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	・る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
・特になし	・特になし	
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

・特になし

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(08) 大学院学則 第 11 条-第 12 条
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(08) 医科学教育部規則 第 5 条
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-03_(08) 大学院学則 第 15 条
	6-7-1-04_(08) 学位規則 第 11 条、第 13 条
	6-7-1-05_(08) 大学院教育部教授会通則 第 2 条
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	6-7-2-01_(08) 大学院学則 第 13 条、第 14 条
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	6-7-2-02_(08) 学位規則 第 6 条-第 11 条
定されていること	6-7-2-03_(08) 医科学教育部学位規則実施細則
	6-7-2-04_(08) 学位論文審査基準・提出基準
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-03_(08) 大学院学則 第 15 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-04_(08) 学位規則 第 11 条、第 13 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-05_(08) 大学院教育部教授会通則 第 2 条</u>
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	6-7-3-01_(08) 履修の手引 (医科学教育部) 抜粋

分析項目6-7-4

卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組 織的に実施していること 教授会等での審議状況等の資料

6-7-4-01 (08) 教授会議事要旨(非公表)

〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉

・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等

(再掲) 6-7-2-03_(08) 医科学教育部学位規則実施細則

(再掲) 6-7-2-04₍₀₈₎ 学位論文審査基準·提出基準

学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料

(再掲) 6-7-2-03_(08) 医科学教育部学位規則実施細則

・審査及び試験に合格した学生の学位論文

6-7-4-02_(08) 論文審査結果の要旨・最終試験報告書(非公表)

分析項目6-7-5

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること

・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

■ 当該基準を満たす

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

特になし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目

分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(08)標準修業年限内の卒業(修了)率(医科学教育部)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(08) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(医科学教育部)
	・資格の取得者数が確認できる資料
	該当なし
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-01_(08) 受賞状況
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(08)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(医科学教育部)
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-1M37-02-01.html (修士課程)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-6M37-02-01.html (博士課程)
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(08) 研究部だより
分析項目 6 - 8 - 3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(08) 修了時学生・修了生・雇用主アンケート結果
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	(再掲) 6-8-3-01_(08) 修了時学生・修了生・雇用主アンケート結果
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
	(再掲) <u>6-8-3-01_(08) 修了時学生・修了生・雇用主アンケート結果</u>
分析項目 6 - 8 - 5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	(再掲) <u>6-8-3-01_(08) 修了時学生・修了生・雇用主アンケート結果</u>
習成果が得られていること	

【特記事項】			
①上記の各分析項目のうち、	①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
・特になし			
②この基準の内容に関して、	上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
	・特になし		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)			
■ 当該基準を満たす			
□ 当該基準を満たさない			
優れた成果が確認できる取組			
・特になし			
改善を要する事項			
・特になし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

特になし

<u>学部・研究科名:口腔科学教育部</u>

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること		
	分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1		・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学	等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(09) 学位授与方針 (口腔科学教育部) 5~8頁
		6-1-1-02_(09) 大学院課程における学位授与方針 (全学)_
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-1-1	本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および大学院教育部(博士前期、博士後期及び博士課程)にも学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠	
	資料 6-1-1-01) を定めている。	
。②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で大学院教育部、各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めてい る。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(09) 大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(口腔科学教育部)

課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(09)教育課程編成・実施の方針(口腔科学教育部) 6~9頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(09) 大学院課程における教育課程編成・実施の方針(全学)_
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(09)大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (口腔科学教育部)
	(再掲) 6-2-1-02_(09)教育課程編成・実施の方針(口腔科学教育部) 6~9頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(09) 学位授与方針(口腔科学教育部)</u> 5~8頁
	6-2-2-01_(09)カリキュラム・チェックリスト(口腔科学教育部)
[Atentary	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1

本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および大学院教育部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を 自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)	
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(09) カリキュラム・マップ(口腔科学教育部)	
	6-3-1-02_(09) ナンバリング(口腔科学教育部)_	

	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	6-3-1-03_(09) 履修の手引(口腔科学教育部)
	6-3-1-04_(09) 時間割(口腔科学教育部)
分析項目 6 一 3 一 2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	該当なし
	│ ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-01_(09) シラバス (口腔保健学専攻 博士前期課程)
	6-3-2-02_(09) シラバス (口腔保健学専攻 博士後期課程)
	6-3-2-03_(09) シラバス (口腔科学専攻 博士課程)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-04_(09) 教育プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
	6-3-2-05_(09) 教務委員会議事要旨 (非公表)
	<u>6-3-2-06_(09)</u> 教育プログラム委員会規則
分析項目 6 一 3 一 3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(09) 大学院学則 第9条-第9条の3
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(09) 口腔科学教育部規則 第 10 条-第 12 条、第 13 条
分析項目 6 一 3 一 4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	6-3-4-01_(09) 口腔科学教育部規則 第 6 条
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	6-3-4-02_(09) 研究指導ガイドライン
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	6-3-4-03_(09) 口腔科学教育部研究指導方針
ていること	6-3-4-04_(09) 口腔保健学専攻博士前期課程_研究指導スケジュール(H22 設置申請書)_
	6-3-4-05_(09) 口腔保健学専攻博士後期課程_研究指導スケジュール(H26 設置申請書)_
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
	(再掲) <u>6-3-4-03_(09)口腔科学教育部研究指導方針</u>
	6-3-4-06_(09) 博士前期課程中間発表会

6-3-4-07 (09) 博士課程·博士後期課程中間発表会 6-3-4-08 (09) 口腔科学教育部中間発表会 ルーブリック評価表 6-3-4-09_(09) 研究指導報告書(抜粋)(非公表) 6-3-4-10 (09) 研究指導計画書 (抜粋) (非公表) ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-11 (09) 平成 30 年度口腔科学教育部研究奨励賞募集のご案内 6-3-4-12_(09) Tokushima Bioscience Retreat 6-3-4-13_(09) 未来博士 3 分間コンペティション 2018 (口腔科学教育部) 6-3-4-14_(09) 院生旅行依頼一覧 6-3-4-15 (09) 学会参加状況 6-3-4-16 (09) 国際学会発表状況 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-17 (09) 大学院連携講座 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-18 (09) 研究活動におけるチェック体制の厳格化について (教員あて) 6-3-4-19 (09)研究活動におけるチェックリストの提出について(院生あて) 6-3-4-20 (09) 研究倫理教育受講状況 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確 認できる資料 6-3-4-21_(09) 口腔科学教育部ティーチング・アシスタント実施要項 6-3-4-22_(09) 口腔科学教育部リサーチ・アシスタント実施要項 6-3-4-23 (09) TA・RAガイダンス資料 6-3-4-24_(09) T A · R A 採用状況 分析項目6-3-5 ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、 の資料と同じ 教育課程連携協議会を運用していること ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

分析項目6-3-1	本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、また、そのマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の体系性が確保、教養科目・専門教育	
	のバランスおよび必修科目・選択科目の配当が妥当なものであるかを確認している。	
分析項目6-3-2	分析項目6-3-2 教育プログラム評価委員会を設置し、教育課程方針をはじめ教育課程の体系性、指導体制等が適切であるか評価して教務委員会にフィードバックしている。	
	今後は、授業科目の内容についてシラバスの作成状況を点検し、改善していく計画としている。	

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6-3-A

・博士課程ならびに博士前期課程2年次に中間発表を行い、研究の方向性に関して、広く指導を受けている。

(再掲) 6-3-4-06_(09) 博士前期課程中間発表会

(再掲) 6-3-4-07_(09) 博士課程・博士後期課程中間発表会

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

大学院生全員が中間発表を行い、他分野の教員も含めて幅広く助言、指導を行い、研究の方向性を指導している。

改善を要する事項

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)	
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	(再掲) 6-3-1-03_(09)履修の手引 (口腔科学教育部)_	
	(再掲) <u>6-3-1-04_(09)時間割(口腔科学教育部)</u>	
	6-4-1-01_(09) 学則 第 18 条	
分析項目 6 - 4 - 2	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)	
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-3-1-03_(09)履修の手引 (口腔科学教育部)_	
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	(再掲) <u>6-3-1-04_(09)時間割(口腔科学教育部)</u>	

を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・シラバス
	(再掲) <u>6-3-2-01_(09)シラバス (口腔保健学専攻 博士前期課程)</u>
	(再掲) <u>6-3-2-02_(09) シラバス (口腔保健学専攻 博士後期課程)</u>
	(再掲) <u>6-3-2-03_(09) シラバス (口腔科学専攻 博士課程)</u>
	6-4-2-01_(09) 口腔保健学特論履修手帳
	6-4-2-02_(09) 先端口腔科学特論履修手帳
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) <u>6-3-2-01_(09)シラバス (口腔保健学専攻 博士前期課程)</u>
されていること	(再掲) <u>6-3-2-02_(09) シラバス (口腔保健学専攻 博士後期課程)</u>
	(再掲) <u>6-3-2-03_(09)シラバス (口腔科学専攻 博士課程)</u>
	(再掲) 6-3-1-03_(09)履修の手引 (口腔科学教育部)_
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	
٤	・シラバス
分析項目 6 - 4 - 5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	<u>6-4-6-01_(09)</u> 大学院学則 第7条の2
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	6-4-6-02_(09) 口腔科学教育部規則 第 3 条
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料

教職大学院を設置してい	いる場合は、連携協力校を確保していること		
分析項目6-4-9		・実施している配慮が確認できる資料	
 夜間において授業を実施	返している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	6-4-9-01_(09) 履修の手引き(口腔科学教育部)抜粋	
		(再掲)4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧	
分析項目6-4-10		・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の	
通信教育を行う課程を置	むいている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)	
授業(スクーリングを含む	こ。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を	
備され、指導が行われてい	ること	確保するための方法について確認できる資料	
		・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施	
		体制及び実施状況が確認できる資料	
		・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料	
分析項目 6 - 4 - 11		・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること			
【特記事項】			
①上記の各分析項目のうち	①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-4-1	本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4	l 週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間) 以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定	
	されておらず、約44週が授業を行える期間として確保さ	されている。	
分析項目6-4-2	本教育課程には、15 週と異なる授業期間を設定している	· 科目として、『口腔保健学特論』及び『先端口腔科学特論』がある。これらについては最先端の知見を得るために開催される	
	研究セミナーから指定の時間数を聴講することにより 15	5 週分と同等の授業内容が含まれていることが確認できる。	
	授業計画において期末試験後にある"総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ		
	る 。		
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
	特になし		
【基準に係る判断】 以上	【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)		
■ 当該基準を満たす			

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況 (別紙様式6-5-1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(09)履修指導の実施状況(口腔科学教育部)
ていること	6-5-1-01_(09) 学術交流協定校一覧 (概要抜粋)_
	6-5-1-02_(09) 大学院特別講義
	6-5-1-03_(09) 2019 英語プログラム細則・時間割
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	・該当なし
分析項目 6 - 5 - 2	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(09) 学習相談の実施状況(口腔科学教育部)_
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	・該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(09)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(口腔科学教育部)
	(再掲) 6-3-4-06_(09)博士前期課程中間発表会
	(再掲) 6-3-4-07_(09)博士課程・博士後期課程中間発表会
	6-5-3-01_(09)診療支援医師願書
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	該当なし
分析項目 6 - 5 - 4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援 を行う体制を整えていること 6-5-4_(09)履修上特別な支援を要する学生等に対する学修支援の状況 (口腔科学教育部)

・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料

6-5-4-01_(09) 外国人留学生に対するチューター制度の運用に関しての留意事項

・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所

6-5-4-02_(09) (履修の手引き・英語版) (口腔科学教育部)

6-5-4-03 (09) 英語プログラム (時間割) 【英語版】

6-5-4-04_(09) 英語プログラム (ケアリング特論) 【英語版】

6-5-4-05_(09) 英語プログラム(歯周病学概論)【英語版】

6-5-4-06_(09) 英語プログラム (心身健康と環境ストレス)【英語版】

6-5-4-07 (09) 英語プログラム (統合先端医学特論) 【英語版】

6-5-4-08 (09) 英語プログラム (医療栄養学特論) 【英語版】

6-5-4-09_(09) 英語プログラム (薬学科学特論Ⅱ)【英語版】

・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料

(再掲) 4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内

・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料

該当なし

学習支援の利用実績が確認できる資料

(再掲) 4-2-4-03 特別修学支援室利用状況

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

	特になし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
活動取組6-5-A	・英語プログラムを実施し、医療系大学院共通の幅広い分野の科目を開講することにより、英語のみでも単位を取得できるようにしている。	
	(再掲) <u>6-5-1-03_(09) 2019 英語プログラム細則・時間割</u>	
活動取組6-5-B	・卒業後に歯科医療に従事する学生のために、診療支援医師(パートタイム)制度を活用し、大学院の研究をしながら診療活動を続けられるよう支援している。	
	(再掲) <u>6-5-3-01_(09)診療支援医師願書</u>	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・英語プログラムを実施し、英語のみで単位を取得できるようにしている。
- ・診療支援医師制度により、研究と診療活動の両立を支援している。

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 6 - 1	・成績評価基準
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(09) 成績評価基準(大学院)_
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(09) 口腔科学教育部規則 第 8 条
	6-6-1-03_(09) 大学院教務委員会(成績評価基準)
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所
	6-6-2-01_(09)履修の手引き(口腔科学教育部)抜粋
	(再掲) 6-3-2-01_(09)シラバス (口腔保健学専攻 博士前期課程)
	(再掲) 6-3-2-02_(09)シラバス (口腔保健学専攻 博士後期課程)
	(再掲) 6-3-2-03_(09)シラバス (口腔科学専攻 博士課程)
分析項目 6 - 6 - 3	・成績評価の分布表
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(09) 成績分布表 (例示)_
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料
	(再掲) 6-3-2-04_(09)教育プログラム評価委員会議事要旨(非公表)_
	(再掲) <u>6-3-2-05_(09)</u> 教務委員会議事要旨(非公表)_
	(再掲) <u>6-3-2-06_(09)</u> 教育プログラム委員会規則
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料

		該当なし	
		・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
		6-6-3-02_(09)ルーブリック評価表(中間発表会)_	
		- 6-6-3-03_(09) アカデミックレコードの提出について	
分析項目6-6-4		・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	
成績に対する異議申立	て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(09) 履修の手引き(口腔科学教育部)抜粋	
		・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ	
		事案なし	
		・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)	
		添付なし	
【特記事項】			
①上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	:判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目6-6-2	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。	
	成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行う	こととしている。	
分析項目6-6-3			
	年度には、成績分布を確認して成績評価や単位認定が過	適切に行われているかを確認する。	
活動取組6-1-A	・教育プログラム評価委員会を設け、成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に実施されていることを評価することとしており、関係委員会と連携して改善を推進する。		
	(再掲) 6-3-2-06_(09)教育プログラム委員会規則		
■ 当該基準を満たす			
□ 当該基準を満たさない			
優れた成果が確認できる取組			
・ 教育プログラム評価委員会を設け、成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に実施されていることを評価することとしている。			
改善を要する事項			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(09) 大学院学則 第 11 条-第 12 条
要件」という。) を組織的に策定していること	6-7-1-02_(09) 口腔科学教育部規則 第 5 条
	6-7-1-03_(09)口腔科学教育部授業科目の履修方法等に関する細則
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-04_(09) 大学院学則 第 15 条
	6-7-1-05_(09) 学位規則 第 11 条、第 13 条
	6-7-1-06_(09) 大学院教育部教授会通則 第 2 条
	6-7-1-07_(09) 口腔科学教育部学位規則実施細則
	6-7-1-08_(09) 口腔科学教育部学位審査に関する申合せ
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	6-7-2-01_(09) 大学院学則 第 13 条、第 14 条
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	6-7-2-02_(09) 学位規則 第 6 条-第 11 条
定されていること	(再掲) <u>6-7-1-07_(09)口腔科学教育部学位規則実施細則</u>
	(再掲) 6-7-1-08_(09)口腔科学教育部学位審査に関する申合せ
	6-7-2-03_(09) 学位論文審査基準・提出基準
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-04_(09) 大学院学則 第 15 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-05_(09) 学位規則 第 11 条、第 13 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-06_(09)大学院教育部教授会通則 第2条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-07_(09)口腔科学教育部学位規則実施細則</u>
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	6-7-3-01_(09)口腔科学専攻履修手帳(抜粋)

	6-7-3-02_(09) 口腔保健学専攻履修手帳(抜粋)_	
	6-7-3-03_(09) 学位審査提出書類(HP 掲載画面)	
	(https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/campus/todokede/for_graduate.html)	
分析項目6-7-4	・教授会等での審議状況等の資料	
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	6-7-4-01_(09) 教授会議事要旨(非公表)_	
織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉	
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等	
	(再掲) <u>6-7-1-07_(09)口腔科学教育部学位規則実施細則</u>	
	(再掲) <u>6-7-1-08_(09)口腔科学教育部学位審査に関する申合せ</u>	
	(再掲) <u>6-7-2-03_(09) 学位論文審査基準・提出基準</u>	
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料	
	(再掲) <u>6-7-1-07_(09)口腔科学教育部学位規則実施細則</u>	
	(再掲) <u>6-7-1-08_(09)口腔科学教育部学位審査に関する申合せ</u>	
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文	
	6-7-4-02_(09)論文審査結果の要旨(抜粋)(非公表)	
	6-7-4-03_(09) 最終試験報告書(抜粋)(非公表)_	
分析項目6-7-5	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料	
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
特になし	特になし	
特になし	ー 特になし	
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(09)標準修業年限内の卒業(修了)率(口腔科学教育部)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(09)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(口腔科学教育部)
	・資格の取得者数が確認できる資料
	該当なし
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-01_(09) 歯学部だより第4号(平成 30 年4月発行) 8 頁
	6-8-1-02_(09) 歯学部だより第5号(平成31年4月発行)8頁
	6-8-1-03_(09)Tokushima Bioscience Retreat 若手研究者奨励賞
	6-8-1-04_(09) 先端歯学スクール 2018 最優秀賞
	6-8-1-05_(09) 未来博士 3 分間コンペティション 2018
	6-8-1-06_(09) 平成 30 年度口腔科学教育部研究奨励賞
	6-8-1-07_(09) 平成 29 年度口腔科学教育部アカデミックレコード集計表
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位	業者も含む)
授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 (口腔科学教育部)_
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	(口腔保健学専攻博士後期課程) https://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/4M39/02/
	(口腔保健学専攻博士前期課程) https://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/2M39/02/

	(口腔科学専攻博士課程) https://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/6M39/02/
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(09) 徳島大学同窓会連合会ニュースレター(口腔科学専攻)_
	6-8-2-02_(09) 徳島大学同窓会連合会ニュースレター(口腔保健学専攻)
分析項目 6 - 8 - 3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(09) 教育改善に向けてのアンケート調査(修了時)
	6-8-3-02_(09) 教育改善に向けてのアンケート調査(修了時) 結果
分析項目6-8-4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(09) 教育改善に向けてのアンケート調査(修了生)
	6-8-4-02_(09) 教育改善に向けてのアンケート調査(修了生)結果
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
	(再掲) 6-8-4-01_(09)教育改善に向けてのアンケート調査(修了生)
	(再掲) <u>6-8-4-02_(09)</u> 教育改善に向けてのアンケート調査(修了生)結果
分析項目 6 - 8 - 5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	6-8-5-01_(09) 教育改善に向けてのアンケート調査 (就職先)
習成果が得られていること	6-8-5-02_(09) 教育改善に向けてのアンケート調査 (就職先) 結果
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
特になし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
特になし	
■ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部,研究科名:薬科学教育部

<u>」即一句记引音:未刊了次日</u>			
基準6一1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 1 - 1		・公表された学位授与方針	
学位授与方針を、大学等	の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(10) 学位授与方針(薬科学教育部) 9~10頁	
		6-1-1-02_(10) 大学院課程における学位授与方針(全学)	
【特記事項】			
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。			
分析項目6-1-1	本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および大学院教育部(博士前期、博士後期及び博士課程)にも学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠		
	資料 6-1-1-01) を定めている。		
。 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
	特になし		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で大学院教育部、各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めてい る。

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(10)大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(薬科学教育部)
課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(10)教育課程編成・実施の方針(薬科学教育部) 10~12頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(10) 大学院課程における教育課程編成・実施の方針(全学)
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(10)大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (薬科学教育部)
	(再掲) 6-2-1-02_(10)教育課程編成・実施の方針(薬科学教育部) 10~12頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(10)学位授与方針(薬科学教育部)</u> 9~10頁
	6-2-2-01_(10)カリキュラム・チェックリスト(薬科学教育部)

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目 6 - 2 - 1 本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および大学院教育部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	

分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(10) カリキュラム・マップ(薬科学教育部)
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	6-3-1-02_(10) 履修の手引(薬科学教育部) 抜粋
分析項目 6 - 3 - 2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	該当なし
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-01_(10) シラバス(博士前期課程)
	6-3-2-02_(10) シラバス(博士後期課程)
	6-3-2-03_(10) シラバス(博士課程)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-04_(10) 博士前期課程プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
	6-3-2-05_(10) 博士後期課程プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
	6-3-2-06_(10) 博士課程プログラム評価委員会議事要旨(非公表)
分析項目6-3-3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(10) 大学院学則 第9条-第9条の3
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(10) 薬科学教育部規則 第 10 条-第 12 条、第 14 条
分析項目 6 - 3 - 4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	6-3-4-01_(10)薬科学教育部規則 第 6 条
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	6-3-4-02_(10) 研究指導ガイドライン
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	<u>6-3-4-03_(10)</u> 研究指導方針
ていること	6-3-4-04_(10) 指導教員等に関する申合せ
	6-3-4-05_(10) 指導教員屆
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
	6-3-4-06_(10) 研究指導報告書(抜粋)(非公表)

	6-3-4-07_(10) 研究指導計画書 (抜粋) (非公表)_	
	(再掲) <u>6-3-4-03_(10)研究指導方針</u>	
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料	
	6-3-4-08_(10)海外での教育・研究活動支援実施要項・募集通知	
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料	
	6-3-4-09_(10) 産業界との連携による研究指導	
	6-3-4-10_(10) 学会参加状況	
	6-3-4-11_(10) 国際学会発表状況	
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料	
	<u>6-3-4-12_(10) 研究倫理プログラムワークショップ関連資料</u>	
	6-3-4-13_(10) 研究倫理教育受講状況	
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確	
	認できる資料	
	<u>6-3-4-14_(10) TA・RAガイダンス資料・実施要項</u>	
	6-3-4-15_(10) T A · R A 採用状況	
	6-3-4-16_(10) T A · R A 名簿(非公表)_	
分析項目6-3-5	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述	
専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	の資料と同じ	
教育課程連携協議会を運用していること	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと#	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目6-3-1 本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、	、また、そのマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の体系性、必修科目・選択科目の配当	
が妥当なものであるかを確認している。		
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
・平成 30 年度に大学院生に対して、薬学部独自のシナリオ(添付資料)を用いた研究倫理プログラムワークショップを開催した(本年度も実施予定)。		
(再掲)6-3-4-12_(10)研究倫理プログラムワークショッ	<u>ップ関連資料</u>	

■ 当該基準を満たす

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・平成30年度に大学院生に対して、薬学部独自のシナリオ(添付資料)を用いた研究倫理プログラムワークショップを開催した(本年度も実施予定)。座学ではなく、少人数グループでのディスカッションを取り入れ、外国人留学生によるグループも設け、英語の資料も用意して対応した。ロールプレイ形式で、自分の研究に影響を与える研究室スタッフが不正をしているのに気づいたときに、立場の違う各自がどのような対応をするのか、を問うものであり、様々な意見が出され、学生にとっては研究倫理を考える良い機会になった。

改善を要する事項

・ 特になし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)	
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(10)履修の手引(薬科学教育部)抜粋	
	6-4-1-02_(10) 学則 第 18 条	
分析項目 6 - 4 - 2	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)	
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-4-1-01_(10)履修の手引 (薬科学教育部) 抜粋	
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	・シラバス	
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	(再掲) 6-3-2-01_(10)シラバス (博士前期課程)	
	(再掲) 6-3-2-02_(10)シラバス (博士後期課程)_	
	(再掲) <u>6-3-2-03_(10) シラバス(博士課程)</u>	
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料	
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) 6-3-2-01_(10)シラバス (博士前期課程)	
されていること	(再掲) <u>6-3-2-02_(10) シラバス (博士後期課程)</u>	
	(再掲) <u>6-3-2-03_(10) シラバス (博士課程)</u>	
	6-4-3-01_(10)履修の手引(薬科学教育部)	
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)	
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	・シラバス	

٤	
分析項目 6 - 4 - 5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	6-4-6-01_(10) 大学院学則 第7条の2
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	6-4-6-02_(10)薬科学教育部規則 第3条
ること	6-4-6-03_(10) 時間割表(薬科学教育部)_
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	
分析項目 6 - 4 - 9	・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	(再掲) <u>4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</u>
	(再掲) <u>6-4-6-03_(10)時間割表(薬科学教育部)</u>
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われていること	確保するための方法について確認できる資料
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
	体制及び実施状況が確認できる資料
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目 6 - 4 - 11	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-4-1 本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。

分析項目6-4-2

本教育課程には、15 週と異なる授業期間を設定している科目として、『健康生命薬学特論』、『臨床薬物動態学特論』、『実践医薬品情報学特論』がある。これらについてはシラバスの授業計画により15 週分と同等の授業内容が含まれていることが確認できる。

授業計画において期末試験後にある "総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。

特になし

る。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)	
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(10) 履修指導の実施状況(薬科学教育部)	
ていること	6-5-1-01_(10) 専攻公開ゼミ 学生へのフィードバック	
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料	
	該当なし	
分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)	
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(10) 学習相談の実施状況(薬科学教育部)	

	6-5-2-01_(10) 教務事務システムメッセージ機能(非公表)
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目 6 一 5 一 3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(10)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(薬科学教育部)
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認
	実績等)
	<u>6-5-3-01_(10) 大塚製薬インターンシップ報告書</u>
	<u>6-5-3-02_(10) 大鵬薬品工業インターンシップ実施状況</u>
分析項目 6 一 5 一 4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(10) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学修支援の状況(薬科学教育部)
を行う体制を整えていること	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
	6-5-4-01_(10) チューター実施済報告書(非公表)
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所
	6-5-4-02_(10) 研究活動チェックリスト【英語版】
	・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
	(再掲) <u>4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内</u>
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料
	該当なし
	・学習支援の利用実績が確認できる資料
	(再掲) <u>4-2-4-03_特別修学支援室利用状況</u>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
特になし	
	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
特になし	

当該基準を満	トナー	ょ
コ欧坐士でか	41/—	7

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

・ 特になし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 6 1	・成績評価基準	
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(10) 成績評価基準(大学院)_	
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(10) 薬科学教育部規則 第 8 条	
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該	
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所	
	6-6-2-01_(10) 履修の手引(薬科学教育部) 抜粋	
	(再掲) 6-3-2-01_(10)シラバス (博士前期課程)_	
	(再掲) 6-3-2-02_(10)シラバス (博士後期課程)_	
	(再掲) 6-3-2-03_(10)シラバス (博士課程)_	
分析項目6-6-3	・成績評価の分布表	
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(10) 成績分布表 (例示)_	
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料	
	6-6-3-02_(10) 学務委員会議事要旨 (抜粋) (非公表)_	
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料	
	該当なし	
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
	該当なし	
分析項目6-6-4	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること		6-6-4-01_(10) 成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ
		・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
		事案なし
		・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
		添付なし
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち	、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-6-2	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。	
	成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行うこ	こととしている。
分析項目6-6-2	特になし	
	特になし	
【基準に係る判断】 以上	・ の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・ 特になし		
改善を要する事項		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定	
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(10) 大学院学則 第 11 条-第 12 条	
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(10) 薬科学教育部規則 第 5 条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる	
	資料	

・ 特になし

	6-7-1-03_(10) 大学院学則 第 15 条
	6-7-1-04_(10) 学位規則 第 11 条、第 13 条
	6-7-1-05_(10) 大学院教育部教授会通則 第 2 条
	6-7-1-06_(10)薬科学教育部学位規則実施細則
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	6-7-2-01_(10) 大学院学則 第 13 条、第 14 条
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	6-7-2-02_(10) 学位規則 第 6 条-第 11 <u>条</u>
定されていること	(再掲) <u>6-7-1-06_(10)薬科学教育部学位規則実施細則</u>
	6-7-2-03_(10) 学位審査基準・学位論文提出基準
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-03_(10)大学院学則 第 15 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-04_(10)学位規則 第 11 条、第 13 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-05_(10)大学院教育部教授会通則 第2条</u>
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	6-7-3-01_(10) 履修の手引(薬科学教育部) 抜粋
分析項目6-7-4	・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	6-7-4-01_(10)教授会議事要旨 (非公表)_
織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	(再掲) <u>6-7-1-06_(10)薬科学教育部学位規則実施細則</u>
	(再掲) 6-7-2-03_(10) 学位審査基準・学位論文提出基準
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-06_(10)薬科学教育部学位規則実施細則</u>
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文
	6-7-4-02_(10)論文審査結果の要旨・最終試験報告書(抜粋)(非公表)_
分析項目6-7-5	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

特になし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(10)標準修業年限内の卒業(修了)率(薬科学教育部)	
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	·「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	
	6-8-1_(10)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(薬科学教育部)	
	・資格の取得者数が確認できる資料	
	該当なし	
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料	
	6-8-1-01_(10)薬学部だより Vol. 22・23 (受賞)	
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起	
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)	
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(10)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(薬科学教育部)	

	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)	
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-2M40-02-01.html (博士前期課程)	
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-4M40-02-01.html (博士後期課程)	
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-6M40-02-01.html (博士課程)	
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)	
	6-8-2-01_(10)修了生の活躍(薬学部だより)	
分析項目6-8-3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ	
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(10) 大学院教育に関するアンケート(カリキュラム満足度)	
分析項目6-8-4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概	
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料	
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(10)卒業生・修了生・雇用主アンケート調査報告書	
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)	
	(再掲) <u>6-8-4-01_(10)卒業生・修了生・雇用主アンケート調査報告書</u>	
分析項目6-8-5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	(再掲) <u>6-8-4-01_(10)卒業生・修了生・雇用主アンケート調査報告書</u>	
習成果が得られていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
特になし		
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
特になし		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・ 特になし		

改善を要する事項

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部 • 研究科名: 栄養生命科学教育部

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 1 - 1	・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(11) 学位授与方針 (栄養生命科学教育部) 1 1 ~ 1 2 頁
	6-1-1-02_(11)大学院課程における学位授与方針(全学)_
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	

①上記の各分析項目のっち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その埋由を 400 字以内で記述すること。

分析項目 6 - 1 - 1 本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および大学院教育部(博士前期、博士後期)にも学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および大学院教育部(博士前期、博士後期)にも学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-03、根拠資料 6-1-1-1-03、根拠資料 6-1-1-1-03、根拠资料 6-1-1-1-03、根拠 6-1-1-

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で大学院教育部、各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針	
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(11) 大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(栄養生命科学教育部)	

課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(11) 教育課程編成・実施の方針 (栄養生命科学教育部) 13~14頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(11)大学院課程における教育課程編成・実施の方針(全学)_
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(11)大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (栄養生命科学教育部)
	(再掲) 6-2-1-02_(11)教育課程編成・実施の方針(栄養生命科学教育部) 13~14頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(11)学位授与方針(栄養生命科学教育部)</u> 11~12頁
	6-2-2-01_(11)カリキュラム・チェックリスト (栄養生命科学教育部)
「性記事項】	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1

本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および大学院教育部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること		
分析項目 分析項目に係る根拠資料・データ欄		
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)	
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(11)カリキュラム・マップ(栄養生命科学教育部)	

	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	<u>6-3-1-02_(11) 栄養生命科学教育部規則</u>
分析項目 6 - 3 - 2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	該当なし
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-01_(11) シラバス (栄養生命科学教育部) 博士前期
	6-3-2-02_(11) シラバス (栄養生命科学教育部) 博士後期
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-03_(11) 大学院医歯薬学研究部アドバイザリー・ボード委員会報告 (抜粋)
分析項目 6 - 3 - 3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	<u>6-3-3-01_(11) 大学院学則 第9条-第9条の3</u>
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(11) 栄養生命科学教育部規則 第 10 条-第 12 条、第 14 条
分析項目 6 - 3 - 4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	6-3-4-01_(11) 栄養生命科学教育部規則 第 6 条
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	<u>6-3-4-02_(11)</u> 研究指導ガイドライン
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	<u>6-3-4-03_(11)</u> 研究指導方針
ていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
	6-3-4-04_(11) 研究指導報告書(抜粋)(非公表)_
	6-3-4-05_(11)研究指導計画書(抜粋)(非公表)_
	(再掲) <u>6-3-4-03_(11)研究指導方針</u>
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
	6-3-4-06_(11) 国際学会研究発表支援
	6-3-4-07_(11) 学会参加状況
	6-3-4-08_(11) 国際学会発表状況
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料

		該当なし
		・研究倫理に関する指導が確認できる資料
		6-3-4-09_(11)研究倫理教育受講状況
		・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
		認できる資料
		<u>6-3-4-10_(11) TA・RAガイダンス</u>
		<u>6-3-4-11_(11) TA・RA採用状況</u>
分析項目6-3-5		・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述
専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、		の資料と同じ
教育課程連携協議会を運用していること		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、	根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-3-1	本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、また、そのマップにコース・ナンバリング・コードを付記することにより、授業配置の体系性、必修科目・選択科目の配当	
	が妥当なものであるかを確認している。	
分析項目6-3-2	→ 教育内容については、大学院栄養生命科学教育部教育プログラム評価委員会を設置し、定められたプログラム評価・改善実施手順に基づき評価・改善を行うこととしている。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
活動取組6-3-A	・臨床腫瘍栄養学コースでは、外部評価委員会により、指導的専門管理栄養士の育成を担う博士課程のモデルコースとして高く評価されている。	
	6-3-A_(11)がんプロ外部評価委員会資料	
【基準に係る判断】 以上の	分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。((該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 臨床腫瘍栄養学コースでは、外部評価委員会により、指導的専門管理栄養士の育成を担う博士課程のモデルコースとして高く評価されている。

改善を要する事項

特になし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 4 - 1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(11)時間割表等(栄養生命科学教育部)
	6-4-1-02_(11)学則 第 18 条
分析項目 6 - 4 - 2	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) <u>6-4-1-01_(11)時間割表等(栄養生命科学教育部)</u>
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	・シラバス
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	(再掲) 6-3-2-01_(11)シラバス(栄養生命科学教育部)博士前期
	(再掲) 6-3-2-02_(11)シラバス(栄養生命科学教育部)博士後期
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) <u>6-3-2-01_(11)シラバス(栄養生命科学教育部)博士前期</u>
されていること	(再掲) <u>6-3-2-02_(11)シラバス(栄養生命科学教育部)博士後期</u>
	6-4-3-01_(11)履修の手引(栄養科学教育部)
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	
٤	
分析項目 6 - 4 - 5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	<u>6-4-6-01_(11)大学院学則 第7条の2</u>
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	6-4-6-02_(11) 栄養生命科学教育部規則 第3条
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	

分析項目 6 - 4 - 8		・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		
分析項目6-4-9		・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実施し	している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	(再掲) <u>4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</u>
分析項目6-4-10		・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置し	いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われている	3 - Ł	確保するための方法について確認できる資料
		・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
		体制及び実施状況が確認できる資料
		・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目 6 - 4 - 11		・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-4-1	本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定	
	されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。	
分析項目 6 - 4 - 3	社会人大学院生の履修および研究活動で授業に出席できない学生の履修を支援するために、e-learningにより受講できるシステムを整備・運用している。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性		る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
活動取組6-4-A ・臨床腫瘍栄養学コースにおいては、中国・四国がんプロフェッショナル養成プログラムに基づき、参加大学間および全コース間で共通の「がんプロ共通コアカリキュラム」によ		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

(再掲) 6-3-A_(11) がんプロ外部評価委員会資料

多職種連携教育を実施し、がんチーム医療の基本を学修している。

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 臨床腫瘍栄養学コースにおいては、中国・四国がんプロフェッショナル養成プログラムに基づき、参加大学間および全コース間で共通の「がんプロ共通コアカリキュラム」による多職種連携教育を実施し、

がんチーム医療の基本を学修している。

改善を要する事項

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況 (別紙様式 6 - 5 - 1)	
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(11) 履修指導の実施状況(栄養生命科学教育部)	
ていること	6-5-1-01_(11) 新入生オリエンテーション次第	
	6-5-1-02_(11) 教育部共通カリキュラム科目	
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料	
	該当なし	
分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況 (別紙様式 6 - 5 - 2)	
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(11) 学習相談の実施状況(栄養生命科学教育部)	
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料	
	該当なし	
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)	
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(11)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(栄養生命科学教育部)	
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定	
	実績等)	
	6-5-3-01_(11) 臨床腫瘍栄養学コース要覧	
分析項目6-5-4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)	
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(11) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(栄養生命科学教育部)	
を行う体制を整えていること	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料	
	6-5-4-01_(11)チューター関係資料(非公表)_	
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所	

6-5-4-02 (11) 英語プログラム時間割

6-5-4-03_(11)統合医療学際教育英語プログラム学習要領細則

- ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内
- ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 該当なし
- 学習支援の利用実績が確認できる資料

(再掲) 4-2-4-03_特別修学支援室利用状況

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-5-1

社会人大学院生の履修を支援するために、長期履修制度および e-learning により履修できる環境を整備・運用している。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1	・成績評価基準
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(11) 成績評価基準(大学院)
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(11) 栄養生命科学教育部規則 第 8 条
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所	
	6-6-2-01_(11) 履修の手引き(栄養生命科学教育部) 抜粋	
分析項目6-6-3	・成績評価の分布表	
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(11) 成績分布表(例示)	
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料	
	6-6-3-02_(11) プログラム評価委員会規則	
	6-6-3-03_(11) 教育・研究委員会議事要旨(非公表)	
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料	
	該当なし	
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
	該当なし	
分析項目 6 一 6 一 4	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	
成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(11)履修の手引き(栄養生命科学教育部)抜粋	
	6-6-4-02_(11) 成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ	
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ	
	事案なし	
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)	
	添付なし	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
特になし	特になし	
特になし		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)	
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(11) 大学院学則 第 11 条-第 12 条
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(11) 栄養生命科学教育部規則 第 5 条
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-03_(11) 大学院学則 第 15 条
	6-7-1-04_(11) 学位規則 第 11 条、第 13 条
	6-7-1-05_(11) 大学院教育部教授会通則 第 2 条
	6-7-1-06_(11) 栄養生命科学教育部学位規則実施細則
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	6-7-2-01_(11) 大学院学則 第 13 条、第 14 条
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	6-7-2-02_(11) 学位規則 第 6 条-第 11 条
定されていること	(再掲) <u>6-7-1-06_(11)</u> 栄養生命科学教育部学位規則実施細則
	6-7-2-03_(11) 学位論文審査基準
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-03_(11)大学院学則</u> 第 15 条
	(再掲) <u>6-7-1-04_(11) 学位規則 第 11 条、第 13 条</u>
	(再掲) 6-7-1-05_(11)大学院教育部教授会通則 第2条
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所

		6-7-3-01_(11) 履修の手引き(栄養生命科学教育部)抜粋
		(再掲) <u>6-7-2-03_(11)学位論文審査基準</u>
		6-7-3-02_(11) 学位論文審査基準の公表(大学ホームページ)
分析項目6-7-4		・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、	卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	6-7-4-01_(11)教育部教授会議事要旨(非公表)
織的に実施していること		〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
		・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
		(再掲) 6-7-1-06_(11) 栄養生命科学教育部学位規則実施細則
		(再掲) <u>6-7-2-03_(11)学位論文審査基準</u>
		・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
		(再掲) 6-7-1-06_(11) 栄養生命科学教育部学位規則実施細則
		・審査及び試験に合格した学生の学位論文
		6-7-4-02_(11)論文審査結果の要旨・最終試験報告書(非公表)
分析項目6-7-5		・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
	いる場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
	いる場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
専門職学科を設置していては、「特記事項】		・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
専門職学科を設置してに		
専門職学科を設置してい 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうな 分析項目6-7-1	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと*	
専門職学科を設置してい 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち 分析項目6-7-1	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと*	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
専門職学科を設置しては 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうな分析項目6-7-1 ②この基準の内容に関して	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判 特になし て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
専門職学科を設置しては 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうな分析項目6-7-1 ②この基準の内容に関して	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判 特になし て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における 特になし	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
専門職学科を設置してい 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち 分析項目6-7-1 ②この基準の内容に関して 【基準に係る判断】 以上	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと単特になし て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における 特になし 特になし 上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
専門職学科を設置してい 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうた 分析項目6-7-1 ②この基準の内容に関して 【基準に係る判断】 以」 ■ 当該基準を満たす	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判 特になし て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における 特になし 上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
専門職学科を設置してい 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうた 分析項目6-7-1 ②この基準の内容に関して 【基準に係る判断】 以】 ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たす	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判 特になし て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における 特になし 上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
専門職学科を設置しては 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうだ 分析項目6-7-1 ②この基準の内容に関して 【基準に係る判断】 以】 ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさた 優れた成果が確認できる項	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判 特になし て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における 特になし 上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(11) 標準修業年限内の卒業(修了)率(栄養生命科学教育部)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(11) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(栄養生命科学教育部)
	・資格の取得者数が確認できる資料
	該当なし
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-01_(11) 受賞状況
分析項目6-8-2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(11) 就職率 (就職希望者に対する就職者の割合) 及び進学率の状況 (栄養生命科学教育部)
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-2M38-02-01.html (博士前期)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-4M38-02-01.html (博士後期)
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(11)修了生の活躍状況(非公表)_
分析項目6-8-3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(11) 修了時アンケート結果(博士前期)
分析項目6-8-4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(11) 修了生アンケート結果(博士前期)
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
	(再掲) <u>6-8-4-01_(11)修了生アンケート結果(博士前期)</u>

分析項目6-8-5

就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学

・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (11) 修了生雇用主アンケート結果

習成果が得られていること

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-8-3	博士後期課程の修了時学生を対象としたアンケートについても実施したが、回答が得られなかった。
分析項目6-8-4	博士後期課程の修了生を対象としたアンケートについても実施したが、回答が得られなかった。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

・ 博士後期課程の修了時学生及び修了生から回答が得られないなど、アンケートの回収率が低く、現在対応を検討している。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部 • 研究科名:保健科学教育部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること		
	分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 1 - 1		・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等	の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	6-1-1-01_(12)学位授与方針 (保健科学教育部) 13~15頁
		6-1-1-02_(12)大学院課程における学位授与方針(全学)
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち	、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-1-1	本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料6	i-1-1-01)の他に、全学および大学院教育部(博士前期、博士後期)にも学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-
	01) を定めている。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
	・特になし	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で大学院教育部、各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めてい る。

改善を要する事項

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 2 - 1	・公表された教育課程方針
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(12) 大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法(保健科学教育部)

課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(12)教育課程編成・実施の方針(保健科学教育部) 15~17頁
評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(12)大学院課程における教育課程編成・実施の方針(全学)_
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(12)大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (保健科学教育部)_
	(再掲) 6-2-1-02_(12)教育課程編成・実施の方針(保健科学教育部) 15~17頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(12)学位授与方針(保健科学教育部)</u> 13~15頁
	6-2-2-01_(12)カリキュラム・チェックリスト(保健科学教育部)_
[4+27 ± 4E]	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目6-2-1

本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および大学院教育部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること		
分析項目 分析項目に係る根拠資料・データ欄		
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)	
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(12)カリキュラム・マップ(保健科学教育部)	

	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
	6-3-1-02_(12) 履修の手引
分析項目6-3-2	一
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	 該当なし
	│ │ ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	 該当なし
	・シラバス
	6-3-2-01_(12)シラバス(保健科学教育部)
	 ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-02_(12)保健学科概要(抜粋)_
分析項目6-3-3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(12) 大学院学則 第9条-第9条の3
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(12)保健科学教育部規則 第 10 条-第 12 条、第 14 条
分析項目6-3-4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	6-3-4-01_(12)保健科学教育部規則 第 6 条
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	6-3-4-02_(12) 研究指導ガイドライン
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	6-3-4-03_(12)保健科学教育部研究指導方針
ていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
	(再掲) <u>6-3-4-03_(12)保健科学教育部研究指導方針</u>
	6-3-4-04_(12)研究指導報告書(抜粋)(非公表)_
	6-3-4-05_(12)研究指導計画書(抜粋)(非公表)_
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
	6-3-4-06_(12) 国際学会研究発表支援実施要領
	6-3-4-07_(12) 学会参加状況
	6-3-4-08_(12) 国際学会発表状況
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
	該当なし

		・研究倫理に関する指導が確認できる資料
		6-3-4-09_(12) 研究倫理教育受講状況
		・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
		認できる資料
		<u>6-3-4-10_(12)TA・RA ガイダンス</u>
		<u>6</u> −3−4−11_(12) T A ・R A採用状況
分析項目6-3-5		・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述
専門職学科を設置してい	いる場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	の資料と同じ
教育課程連携協議会を運用	果程連携協議会を運用していること・・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち	5、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-3-1	本学では、教育課程毎にカリキュラム・マップを作成し、履修の手引の記載した情報を組み合わせ、授業配置の体系性および必修科目・選択科目の配当が妥当なものであるかを確認	
	している。	
分析項目6-3-2	助産師国家試験受験資格、養護教諭専修免許状課程認定、がん看護専門看護師養成コース及び医学物理士認定機構教育コースの認定を受けている。	
	(根拠資料 6-3-2-02_(12)保健学科概要(抜粋))	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
特になし		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・特になし		
改善を要する事項		
特になし		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

NICTOR .	
分析項目6-4-1	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	<u>6-4-1-01_(12) 時間割(保健科学教育部)</u>
	6-4-1-02_(12) 学則 第 18 条
分析項目6-4-2	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) 6-4-1-01_(12)時間割 (保健科学教育部)
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	・シラバス
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	(再掲) 6-3-2-01_(12)シラバス(保健科学教育部)
	6-4-2-01_(12)集中講義シラバス
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) 6-3-2-01_(12)シラバス(保健科学教育部)
されていること	6-4-3-01_(12) 履修の手引 (保健科学教育部)_
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	
٤	・シラバス
分析項目 6 - 4 - 5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	6-4-6-01_(12) 大学院学則 第7条の2
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	6-4-6-02_(12) 保健科学教育部規則 第 3 条
ること	
分析項目 6 - 4 - 7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目6-4-8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料

 教職大学院を設置して		
分析項目6-4-9		・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実	R施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	(再掲) 4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧
分析項目6-4-10		・授業の実施方法 (同時性・非同時性、双方向性・非双方向性) について確認できる資料 (シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を	· 置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含	。 おむ。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われて	いること	確保するための方法について確認できる資料
		・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
		体制及び実施状況が確認できる資料
		・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
		・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		
「特記事項】		
①上記の各分析項目のう	・ ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
されておらず、約44週が授業を行える期間として確保されている。		されている。
分析項目6-4-2		
授業計画において期末試験後にある "総括"等は、採点終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるかる。		終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ
		る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
	・特になし	
「甘油」なり加べ		(=t ソ ナ 7 □ HII ナ イ A ■)
	l上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	.該ヨ9 る凵懶をナエツク■)
■ 当該基準を満たす	•	

・特になし

□ 当該基準を満たさない 優れた成果が確認できる取組

改善を要する事項

・特になし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式 6 - 5 - 1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(12)履修指導の実施状況(保健科学教育部)
ていること	6-5-1-01_(12)履修の手引(保健科学教育部) <u>抜粋</u>
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目 6 - 5 - 2	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(12)学習相談の実施状況(保健科学教育部)
	(再掲) 6-3-2-01_(12)シラバス (保健科学教育部)_
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(12)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(保健科学教育部)
	6-5-3-01_(12)病院見学依頼書
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	該当なし
分析項目6-5-4	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	6-5-4_(12)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(保健科学教育部)
を行う体制を整えていること	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
	6-5-4-01_(12) チューター実施済報告書(非公表)_
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所
	6-5-4-02_(12)英語プログラム履修の手引【英語版】

6-5-4-03_(12) 英語プログラム時間割【英語版】

6-5-4-04 (12) 英語プログラムシラバス【英語版】

- ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 4-2-1-03 キャンパスライフ健康支援センター利用案内
- ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 該当なし
- ・学習支援の利用実績が確認できる資料

(再掲) 4-2-4-03_特別修学支援室利用状況

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

│ 基準6−6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

分析項目6-6-2

特になし

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 6 - 1	・成績評価基準
 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	 6-6-1-01 (12)成績評価基準 (大学院)

の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること

6-6-1-02_(12) 保健科学教育部規則 第8条

・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること		当箇所
		(再掲) <u>6-3-1-02_(12)履修の手引</u> 5頁
		(再掲) <u>6-3-2-01_(12)シラバス(保健科学教育部)</u>
分析項目6-6-3		・成績評価の分布表
成績評価基準に則り各	受業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(12) 成績分布表(例示)_
ていることについて、組織的に確認していること		・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料
		6-6-3-02_(12)教育・研究委員会議事要旨 (非公表)_
		・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料
		該当なし
		・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
		6-6-3-03_(12)ルーブリック評価表
分析項目 6 - 6 - 4		・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
成績に対する異議申立て	て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(12) 成績異議申立申し合わせ
		・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
		事案なし
		・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
		該当なし
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-6-2	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、	シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。
	成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行うこととしている。	
分析項目6-6-3	保健科学教育部教育・研究委員会を開催し成績分布データを確認した。	
②この基準の内容に関して	・ て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
	・特になし	

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・特になし

改善を要する事項

・特になし

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(12) 大学院学則 第 11 条-第 12 条
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(12) 保健科学教育部規則 第 5 条
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認でき
	る資料
	6-7-1-03_(12) 大学院学則 第 15 条
	6-7-1-04_(12) 学位規則 第 11 条、第 13 条
	6-7-1-05_(12) 大学院教育部教授会通則 第 2 条
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	6-7-2-01_(12) 大学院学則 第 13 条、第 14 条
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	6-7-2-02_(12) 学位規則 第 6 条-第 11 条
定されていること	6-7-2-03_(12)保健科学教育部学位規則実施細則
	6-7-2-04_(12) 学位論文審査基準
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-03_(12)大学院学則 第 15 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-04_(12)学位規則 第 11 条、第 13 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-05_(12)大学院教育部教授会通則 第2条</u>
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	(再掲) <u>6-3-1-02_(12)履修の手引</u> 3~4頁、95~96頁

分析項目6-7-4 教授会等での審議状況等の資料 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組 6-7-4-01 (12)教育部教授会議事要録(非公表) 織的に実施していること 6-7-4-02 (12) 博士後期課程教授会議議事要録(非公表) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 (再掲) 6-7-2-03 (12)保健科学教育部学位規則実施細則 (再掲) 6-7-2-04 (12) 学位論文審査基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (再掲) 6-7-2-03_(12)保健科学教育部学位規則実施細則 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-03 (12)論文審査結果の要旨・最終試験報告書(抜粋)(非公表) 分析項目6-7-5 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 分析項目6-7-1 特になし ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 特になし 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない 優れた成果が確認できる取組 特になし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

改善を要する事項特になし

国立大学法人徳島大学 領域 6 (保健科学教育部)

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(12)標準修業年限内の卒業(修了)率(保健科学教育部)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(12)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(保健科学教育部)
	・資格の取得者数が確認できる資料
	6-8-1-01_(12) 助産師国家試験合格状況
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-02_(12) 受賞状況
分析項目6-8-2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(12)就職率 (就職希望者に対する就職者の割合) 及び進学率の状況 (保健科学教育部)
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-2M45-02-01.html (博士前期)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-4M45-02-01.html (博士後期)
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(12) H29 保健学科同窓会会報 (非公表)
	6-8-2-02_(12)H30 保健学科同窓会会報 (非公表)_
	6-8-2-03_(12)保健学科概要(抜粋)_
分析項目6-8-3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(12)修了時学生アンケート結果
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(12) 修了生アンケート結果
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
	(再掲) <u>6-8-4-01_(12)修了生アンケート結果</u>

国立大学法人徳島大学 領域 6 (保健科学教育部)

分析項目6-8-5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	6-8-5-01_(12)雇用主アンケート結果	
習成果が得られていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
・特になし	・特になし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
・特になし	・特になし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	(該当する□欄をチェック■)	
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・特になし		
改善を要する事項		
・特になし		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部·研究科名:先端技術科学教育部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 1 1	・公表された学位授与方針
学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	<u>6-1-1-01_(13)</u> 学位授与方針 (先端技術科学教育部) 1 6~24頁
	6-1-1-02_(13)大学院課程における学位授与方針(全学)

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目 6 - 1 - 1 本学では、学位毎に定義する学位授与方針(根拠資料 6-1-1-01)の他に、全学および教育課程毎に学位授与方針(根拠資料 6-1-1-02、根拠資料 6-1-1-01)を定めている。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本学では、大学の目的を踏まえて全学共通の高次な学位授与方針を策定した上で、それに準拠する形式で各学位に対する学位授与方針を定め、大学の目的等との整合性を保つように努めている。また、 抽象 的表現になりがちな学位授与方針を個別の教育課程においてより具体的に記述・公表することにより、学生等に理解しやすいものとしている。

改善を要する事項

基準 6 一 2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目6-2-1	・公表された教育課程方針	
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育	6-2-1-01_(13)大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (先端技術科学教育部)	
課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	6-2-1-02_(13)教育課程編成・実施の方針(先端技術科学教育部) 18~26頁	

評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	6-2-1-03_(13) 大学院課程における教育課程編成・実施の方針(全学)_
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 6-2-1-01_(13)大学院課程における学修内容・学修方法・学修成果の評価方法 (先端技術科学教育部)
	(再掲) 6-2-1-02_(13)教育課程編成・実施の方針 (先端技術科学教育部) 18~26頁
	(再掲) <u>6-1-1-01_(13) 学位授与方針 (先端技術科学教育部)</u> 1 6 ~ 2 4 頁
	6-2-2-01_(13)カリキュラム・チェックリスト (先端技術科学教育部)
[#== +T]	

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目 6 - 2 - 1 本学では、教育課程毎に定義する教育課程方針(①②③が記載されたもの)(根拠資料 6-2-1-01)の他に、全学および大学院教育部に教育課程方針(主意を抜き出したもの)を定めている(根拠資料 6-2-1-02、6-2-1-03)。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 学位授与方針に掲げる学生が獲得すべき資質・能力毎に教育課程方針の①学修内容、②学修方法、③学修成果の評価方法を整理・公表するなど、大学の目的等および学位授与方針と教育課程方針の整合性を 自己点検しやすい状態にしている。また、教育課程のチェックリスト(カリキュラム・チェックリスト)を作成し、学位授与方針の資質・能力を得るために学生の学修内容が十分かの確認も行っている。

改善を要する事項

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 3 - 1	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)	
教育課程の編成が、体系性を有していること	6-3-1-01_(13)カリキュラム・マップ(先端技術科学教育部)_	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)	
	6-3-1-02_(13) 履修の手引(先端技術科学教育部)_	

分析項目6-3-2	・分野別第三者評価の結果
授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ プ野別弟二百評価の結果 該当なし
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料
	該当なし
	・シラバス
	6-3-2-01_(13) シラバス(博士前期課程)
	6-3-2-02_(13) シラバス(博士後期課程)
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
	6-3-2-03_(13) 自己点検・評価委員会議事要旨(非公表)
分析項目6-3-3	・明文化された規定類
他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認	6-3-3-01_(13) 大学院学則 第9条-第9条の3
定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-3-02_(13) 先端技術科学教育部規則 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条
	6-3-3-03_(13) 大学院における単位互換協定校の授業科目に関する履修要領
分析項目 6 - 3 - 4	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)
大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題について	6-3-4-01_(13) 先端技術科学教育部規則 第 6 条
の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導	6-3-4-02_(13) 研究指導ガイドライン
教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	6-3-4-03_(13) 研究指導方針
ていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
	(再掲) <u>6-3-4-03_(13)研究指導方針</u>
	6-3-4-04_(13) 研究指導報告書(抜粋)(非公表)
	6-3- 4- 05_(13)研究指導計画書(抜粋)(非公表)
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
	(再掲) <u>6-3-4-03_(13)研究指導方針</u>
	6-3-4-06_(13) 履修の手引(先端技術科学教育部)抜粋
	6-3-4-07_(13) 学会参加状況
	6-3-4-08_(13) 国際学会発表状況
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料

		6-3-4-09_(13) ダブル・ディグリー協定書・覚書
		6-3-4-10_(13) 日亜化学工業寄附講座寄附申込書
		6-3-4-11_(13) 卓越大学院「パワー・エネルギー・プロフェッショナル育成プログラムの実施に関する協定書
		6-3-4-12_(13) 特別研究学生交流に関する協定書
		6-3-4-13_(13)社会産業理工学研究交流会
		・研究倫理に関する指導が確認できる資料
		6-3-4-14_(13) 研究倫理教育受講状況
		・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確
		認できる資料
		<u>6-3-4-15_(13) T A・R A 説明資料</u>
		6-3-4-16_(13) T A · R A採用状況
		<u>6-3-4-17_(13) T A · R A採用一覧</u>
分析項目6-3-5		・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述
専門職学科を設置して	いる場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	の資料と同じ
教育課程連携協議会を運用していること		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】		
①上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目6-3-1	教育課程毎に授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応	および授業科目間の関連を把握できるカリキュラム・マップを作成し、授業配置の体系性、配当の妥当性を確認している。
分析項目6-3-2	建設創造システム工学コースでは、基盤となる理工学部:	理工学科社会基盤システムコース卒業による建築士国家試験受験資格に必要な実務経験に該当する科目として、下記の授業科
	目が認定を受けている。	
	インターンシップ科目:長期インターンシップ (M)、建	設創造システム工学実務演習、企業行政演習(M)
	関連する講義科目:振動工学特論、破壊・構造力学特論、材料物性特論、建築計画学特論、鉄筋コンクリート工学特論、耐風工学特論、斜面減災工学特論、地盤力学特論、耐	
	特論	
 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
	・本教育部を担当する教員が所属する大学院社会産業理工学研究部では、毎年、研究成果を広く社会に公開することで研究活動の理解を深めてもらうことを目的に、学内や他大学の	
	 研究交流、地域創生及び産学官連携の推進を目的とした。	交流会を実施しており、本教育部博士後期課程学生についても、阿波銀行学術・文化振興財団研究助成採択者、日亜化学工業
	 教育研究助成金「若手教員海外派遣支援事業」採択者、	学外からは香川大学創造工学部の研究者等に混じって研究成果を発表(口頭発表、ポスター発表)することを推奨している。

本交流会は本学の産官学連携強化事業としての役割だけでなく、外部評価委員による審査により優秀賞を決定し表彰することで博士後期課程学生に対する若手研究の奨励事業となっ ている。

(再掲) 6-3-4-13_(13)社会産業理工学研究交流会

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 本教育部を担当する教員が所属する大学院社会産業理工学研究部では、毎年、研究成果を広く社会に公開することで研究活動の理解を深めてもらうことを目的に、学内や他大学の研究交流、地域創生及び産 学官連携の推進を目的とした交流会を実施しており、本教育部博士後期課程学生についても、阿波銀行学術・文化振興財団研究助成採択者、日亜化学工業教育研究助成金「若手教員海外派遣支援事業」採択者、 学外からは香川大学創造工学部の研究者等に混じって研究成果を発表(口頭発表、ポスター発表)することを推奨している。本交流会は本学の産官学連携強化事業としての役割だけでなく、外部評価委員による 審査により優秀賞を決定し表彰することで博士後期課程学生に対する若手研究の奨励事業となっている。

改善を要する事項

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること		
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	
分析項目 6 - 4 - 1	・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)	
1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	6-4-1-01_(13) 学年歴及びカレンダー	
	6-4-1-02_(13) 学則 第 18 条	
分析項目 6 - 4 - 2	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)	
各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週	(再掲) <u>6-4-1-01_(13) 学年歴及びカレンダー</u>	
又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週	・シラバス	
を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	(再掲) <u>6-3-2-01_(13) シラバス (博士前期課程)</u>	
	(再掲) <u>6-3-2-02_(13) シラバス (博士後期課程)</u>	
分析項目 6 - 4 - 3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料	
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示	(再掲) <u>6-3-2-01_(13) シラバス (博士前期課程)</u>	
されていること	(再掲) <u>6-3-2-02_(13) シラバス (博士後期課程)</u>	

	(TIP) 0 0 4 00 (40) F 6 2 7 1 (4 WH-10 7) WH T-10)
	(再掲) <u>6-3-1-02_(13) 履修の手引(先端技術科学教育部)</u>
分析項目 6 - 4 - 4	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)
教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているこ	・シラバス
٤	
分析項目6-4-5	・CAP制に関する規定
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を	
適切に設けていること	
分析項目 6 - 4 - 6	・大学院学則
大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その	<u>6-4-6-01_(13)大学院学則 第7条の2</u>
他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい	6-4-6-02_(13) 先端技術科学教育部規則 第3条
ること	
分析項目6-4-7	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	
的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	
いること	
分析項目 6 - 4 - 8	・連携協力校との連携状況が確認できる資料
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	
分析項目 6 - 4 - 9	・実施している配慮が確認できる資料
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	6-4-9-01_(13) 履修の手引(先端技術科学教育部) 抜粋
	6-4-9-02_(13)時間割表 (先端技術科学教育部)_
	(再掲) <u>4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</u>
分析項目 6 - 4 - 10	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接	該当箇所)
授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を
備され、指導が行われていること	確保するための方法について確認できる資料
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施
	体制及び実施状況が確認できる資料

		・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
分析項目 6 - 4 - 11		・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること				
【特記事項】				
①上記の各分析項目のうる	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-4-1	本学学則により、秋季休業(約1週間)、夏季休業(約4週間)、冬季休業(約2週間)、学年末休業(約1週間)(合計約8週間)以外の週は授業を行わない日(休業日)として規定			
	されておらず、約44週が授業を行える期間として確保る	されている。		
分析項目6-4-2	本教育課程におけるレギュラーに毎週開講していない授業科目は以下のとおりであるが、これらについてはシラバスの授業計画により 15 週分と同等の授業内容を含まれていること			
	が確認できる。	が確認できる。		
	博士前期課程:建設創造システム工学論文輪講、建設創	博士前期課程:建設創造システム工学論文輪講、建設創造システム工学演習、建設創造システム工学特別実験、機械創造システム工学演習、機械創造システム工学特別実験、		
	化学機能創生輪講及び実習、化学機能創生特別実験 1 、化学機能創生特別実験 2 、生命テクノサイエンス論文輪講、生命テクノサイエンス演習、生命テクノサイエンス特別実験、			
	電気電子創生工学輪講及び演習 1 、電気電子創生工学輪講及び演習 2 、電気電子創生工学特別実験 1 、電気電子創生工学特別実験 2 、知能情報システム工学特別実験 1 、			
	知能情報システム工学特別実験 2 、光システム工学輪講及び演習 1 、光システム工学輪講及び演習 2 、光システム工学特別実験 1 、光システム工学特別実験 2 、知的財産論、			
	国際先端技術科学特論1、国際先端技術科学特論2、長期インターンシップ(M)、企業行政演習(M)、プレゼンテーション技法(M)、防災・危機管理実習			
	博士後期課程:生命化学、社会科学、科学技術論、国際先端技術科学特論1、国際先端技術科学特論2、長期インターンシップ(D)、知的財産論、プレゼンテーション技法(D)、企業行政演習(D)、課題探求法(D)、建設創造システム工学特別演習、建設創造システム工学特別研究、ミティゲーション工学特論、材料計算力学、機械創造システム工学特別演習、			
	機械創造システム工学特別研究、化学機能創生特別演習	、化学機能創生特別研究、生命テクノサイエンス特別演習、生命テクノサイエンス特別研究、エコシステム工学特別演習、		
	エコシステム工学特別研究、電気電子創生工学特別演習、電気電子創生工学特別研究、情報基盤システム特論、知能情報システム工学特別演習、知能情報システム工学特別研			
	光システム工学特別演習、光システム工学特別研究、プレゼンテーション技法 (D)			
	授業計画において期末試験後にある"総括"等は、採点	終了後の解答用紙の学生への(一時)返却、解答例の提示および不正解箇所について学生に再学習を行わせるための授業であ		
	న .			
②この基準の内容に関して	て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組におけ	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
	特になし			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 5 - 1	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)
学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	6-5-1_(13) 履修指導の実施状況(先端技術科学教育部)
ていること	6-5-1-01_(13)研究指導計画書(アドバイザー記載)
	(再掲) <u>6-3-4-09_(13) ダブル・ディグリー協定書・覚書</u>
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目 6 - 5 - 2	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(13) 学習相談の実施状況(先端技術科学教育部)_
	(再掲) 6-5-1-01_(13)研究指導計画書 (アドバイザー記載)
	6-5-2-02_(13) 履修相談室来室者報告
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
	該当なし
分析項目6-5-3	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3_(13)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(先端技術科学教育部)
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定
	実績等)
	6-5-3-01_(13) インターシップ実施要項
	6-5-3-02_(13) インターンシップ提携企業との協定書(ひな形)_
	6-5-3-03_(13) 先端技術科学教育部長期インターンシップ (ホームページ)_
	6-5-3-04_(13) インターンシップ派遣実績

分析項目6-5-4

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援 を行う体制を整えていること

- ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)
- 6-5-4 (13)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(先端技術科学教育部)
- ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 該当なし
- ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所

6-5-4-01_(13) 履修の手引(先端技術科学教育部)【英語版】

6-5-4-02_(13) 学年歴 (先端技術科学教育部) 【英語版】

6-5-4-03_(13)行事予定(先端技術科学教育部)【英語版】

6-5-4-04 (13) ガイダンス資料 (国際連携教育研究センター) 【英語版】

- ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
- (再掲) 4-2-1-03_キャンパスライフ健康支援センター利用案内
- ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 該当なし
- 学習支援の利用実績が確認できる資料

(再掲) 4-2-4-03 特別修学支援室利用状況

【特記事項

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

特になし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6-5-A

- ・日亜化学工業㈱からの寄附により入学を希望する受験生のうち経済的に困窮している学生に対して重点的に生活を支援することを目的に設立された奨学金給付制度を実施している。当該奨学金は返還の義務はなく、また、日本学生支援機構等の他機関の奨学金への申請、授業料免除の申請を妨げるものでないものとして実施している。
 - (再掲) 4-2-5-05_理工学部日亜特別待遇奨学生(日亜特待生)制度実施要領

(再掲) 4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 日亜化学工業㈱からの寄附により入学を希望する受験生のうち経済的に困窮している学生に対して重点的に生活を支援することを目的に設立された奨学金給付制度を実施している。当該奨学金は返還の義務 はなく、また、日本学生支援機構等の他機関の奨学金への申請、授業料免除の申請を妨げるものでないものとして実施している。

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 6 - 1	・成績評価基準
成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	6-6-1-01_(13) 成績評価基準(大学院)
の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	6-6-1-02_(13) 先端技術科学教育部規則 第 8 条
分析項目 6 - 6 - 2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該
成績評価基準を学生に周知していること	当箇所
	6-6-2-01_(13) 履修の手引(先端技術科学教育部) 抜粋
	(再掲) <u>6-3-2-01_(13)シラバス (博士前期課程)</u>
	(再掲) 6-3-2-02_(13)シラバス (博士後期課程)_
分析項目6-6-3	・成績評価の分布表
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ	6-6-3-01_(13) 成績分布表 (例示)
ていることについて、組織的に確認していること	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料
	6-6-3-02_(13) 教務委員会議事要旨 (非公表)_
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料
	該当なし
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
	該当なし
分析項目 6 - 6 - 4	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01_(13) 履修の手引(先端技術科学教育部) 抜粋
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ

	事案なし	
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)	
	添付なし	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目6-6-2	本学では、各科目のシラバスにおいて到達目標を示し、シラバスに示した成績評価方法により評価を行っている。	
	成績は全学の成績評価基準に準拠した評点により行うこととしている。	
活動取組6-6—A	・修論や演習、実験等、筆記では評価がかなわないアクティブラーニングを客観的に評価するためにルーブリック評価を取り入れ、評価の客観性を保っている。	
	<u>6-6-A_ (13) プレゼンテーション評価シート</u>	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- □ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・修論や演習、実験等、筆記では評価がかなわないアクティブラーニングを客観的に評価するためにルーブリック評価を取り入れ、評価の客観性を保っている。

改善を要する事項

基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 7 - 1	・卒業又は修了の要件を定めた規定
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)	6-7-1-01_(13) 大学院学則 第 11 条-第 12 条
要件」という。)を組織的に策定していること	6-7-1-02_(13) 先端技術科学教育部規則 第 5 条
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる
	資料
	6-7-1-03_(13) 大学院学則 第 15 条
	6-7-1-04_(13) 学位規則 第 11 条、第 13 条

	6-7-1-05_(13) 大学院教育部教授会通則 第 2 条
	6-7-1-06_(13) 先端技術科学教育部学位規則実施細則
分析項目6-7-2	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準
大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査	<u>6-7-2-01_(13) 大学院学則 第 13 条、第 14 条</u>
に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策	6-7-2-02_(13) 学位規則 第 6 条-第 11 条
定されていること	(再掲) <u>6-7-1-06_(13) 先端技術科学教育部学位規則実施細則</u>
	6-7-2-03_(13) 学位論文審査基準
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-03_(13)大学院学則</u> 第 15 条
	(再掲) <u>6-7-1-04_(13) 学位規則 第 11 条、第 13 条</u>
	(再掲) <u>6-7-1-05_(13)大学院教育部教授会通則 第2条</u>
分析項目6-7-3	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、
策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
	6-7-3-01_(13) 履修の手引(先端技術科学教育部)抜粋
	6-7-3-02_(13) 学位論文審査基準の公表 (大学ホームページ)
分析項目6-7-4	・教授会等での審議状況等の資料
卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組	6-7-4-01_(13) 教育部教授会議事要録(非公表)_
織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等
	(再掲) <u>6-7-1-06_(13) 先端技術科学教育部学位規則実施細則</u>
	(再掲) <u>6-7-2-03_(13)学位論文審査基準</u>
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
	(再掲) <u>6-7-1-06_(13) 先端技術科学教育部学位規則実施細則</u>
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文
	6-7-4-02_(13)論文審査結果の要旨(博士前期課程)(抜粋)(非公表)
	6-7-4-03_(13) 最終試験報告書(博士前期課程)(抜粋)(非公表)
	6-7-4-04_(13)論文審査結果の要旨(博士後期課程)(抜粋)(非公表)

	6-7-4-05_(13) 最終試験報告書(博士後期課程)(抜粋)(非公表)_	
分析項目 6 - 7 - 5	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料	
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
特になし		
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
特になし		
- 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・ 特になし		
改善を要する事項		
・ 特になし		

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(13)標準修業年限内の卒業(修了)率(先端技術科学教育部)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(13)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(先端技術科学教育部)
	・資格の取得者数が確認できる資料
	6-8-1-01_(13)教職免許取得者数
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-02_(13) 受賞者一覧
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起

就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(13) 就職率 (就職希望者に対する就職者の割合) 及び進学率の状況 (先端技術科学教育部)
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-2G48-02-01.html (博士前期)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-4G48-02-01.html (博士後期)
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(13)企業と大学(広報誌)_
	6-8-2-02_(13) 徳島大学工学部ホームページ
分析項目 6 - 8 - 3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(13) 修了時学生アンケート調査結果
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料
により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(13) 修了生アンケート調査結果
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
	(再掲) 6-8-4-01_(13) 修了生アンケート調査結果
分析項目 6 - 8 - 5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	6-8-5-01_(13) 雇用主アンケート調査結果
習成果が得られていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
特になし	
」 この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
特になし	

□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

特になし

改善を要する事項

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部·研究科名:総合科学部(旧課程)

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(14)標準修業年限内の卒業(修了)率 (総合科学部(旧))
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(14)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率 (総合科学部(旧))
	・資格の取得者数が確認できる資料
	6-8-1-01_(14) 資格取得状況
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-02_(14) 学長表彰
分析項目6-8-2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(14)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(総合科学部(旧))_
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-1X09-01-01.html
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(14)企業と大学(大学広報誌)抜粋
	6-8-2-02_(14) 新聞記事(非公表)
分析項目6-8-3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(14) 卒業時学生アンケート報告
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料

国立大学法人徳島大学 領域 6 (総合科学部 (旧課程))

により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		6-8-4-01_(14) 卒業生アンケート報告
		・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
		(再掲) <u>6-8-4-01_(14)卒業生アンケート報告</u>
分析項目6-8-5		・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴	取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	6-8-5-01_(14) 雇用者アンケート報告
習成果が得られているこ	٤	6-8-5-02_(14) 有識者懇談会発言要旨 (2018 年 3 月) (非公表)
【特記事項】		
①上記の各分析項目のう	ち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。
分析項目 6 - 8 - 3	学位授与方針では「正しい日本語の運用能力、すなわち	文章を論理的に書き、理解する能力、他人とコミュケーションする能力、プレゼンテーション能力を身につけている。外国語
	の基本的運用能力とそれに基づく国際感覚を身につけて	いる。」としているが、卒業時学生の評価は高くはない。そこで、2016(平成 28)年 4 月から、学部教育全般においてグロー
	バル化教育に取り組むと同時に、全学部学生を対象に進級要件に語学認定試験の成績や資格取得を課すなど、カリキュラムを改革した。	
分析項目6-8-4	学位授与方針では「正しい日本語の運用能力、すなわち文章を論理的に書き、理解する能力、他人とコミュケーションする能力、プレゼンテーション能力を身につけている。タ	
	の基本的運用能力とそれに基づく国際感覚を身につけて	いる。」としているが、卒業生の評価は高くはない。そこで、2016(平成 28)年 4 月から、学部教育全般においてグローバル
	化教育に取り組むと同時に、全学部学生を対象に進級要	件に語学認定試験の成績や資格取得を課すなど、カリキュラムを改革した。
分析項目6-8- 5	学位授与方針では「正しい日本語の運用能力、すなわち文章を論理的に書き、理解する能力、他人とコミュケーションする能力、プレゼンテーション能力を身につけている。外国語	
	の基本的運用能力とそれに基づく国際感覚を身につけて	いる。」としているが、雇用者の評価は高くはない。そこで、2016(平成 28)年 4 月から、学部教育全般においてグローバル
	化教育に取り組むと同時に、全学部学生を対象に進級要	件に語学認定試験の成績や資格取得を課すなど、カリキュラムを改革した。
②この基準の内容に関し	て、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における	る個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。
	特になし	
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たされ	ない	
優れた成果が確認できる	取組	
・ 特になし		
改善を要する事項		

・ 特になし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

<u>学部·研究科名:工学部</u>

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6 - 8 - 1	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、	6-8-1_(15)標準修業年限内の卒業(修了)率(工学部)
資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
	6-8-1_(15)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率 (工学部)
	・資格の取得者数が確認できる資料
	6-8-1-01_(15) 教職免許取得者数 (H30)_
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
	6-8-1-02_(15) 受賞者一覧 (H30)_
分析項目 6 - 8 - 2	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学	業者も含む)
位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-2_(15)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(工学部)_
	6-8-2_(15)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(工学部(夜間))
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-505-01-01.html
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)
	6-8-2-01_(15)企業と大学(広報誌)抜粋
	6-8-2-02_(15) 徳島大学工学部 H P
分析項目6-8-3	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	ビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料
針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(15) 卒業時学生のアンケート調査結果
分析項目 6 - 8 - 4	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果	要及びその結果が確認できる資料

国立大学法人徳島大学 領域 6 (工学部)

により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01_(15) 卒業生アンケート調査結果(工学部)	
	・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)	
	(再掲) 6-8-4-01_(15)卒業生アンケート調査結果(工学部)	
分析項目 6 - 8 - 5	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	6-8-5-01_(15) 雇用主アンケート調査結果(工学部)	
習成果が得られていること		
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判	判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
特になし	特になし	
特になし		
- 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・ 特になし		
改善を要する事項		
・ 特になし		